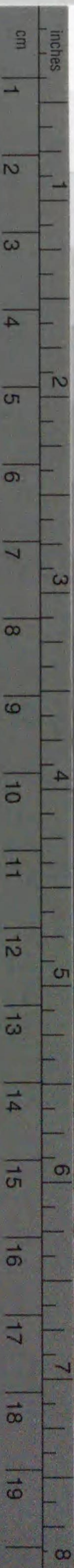


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak


	Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
0									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
70									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
80									

210.034
M821n



00278788





210.034/M&Z/M

一般資料課

#169
12

東京高等師範學校教授 森本角藏著

日本年號大觀

東京 目黒書店發行

#169
12

東京高等師範學校教授 森本角藏著

日本年號大觀

東京 目黑書店發行

改元の詔書 (宮内省圖書寮所藏)

紹興帝之懿若夫建元之昭奉上帝念在區

風展無期然而欲不感物化才及逢元氣現曆紀祇

為樂焚炭每歲守服之遠也聖朝前聖下符

白之恒期乃以神機守如器之物失所靈靈已茲

懷慶祥之禮備保安念五刑天心下亮式郊以

物幸來德每敬宜節之而違背於茲改天明九年

實改元大歲天不令昧奏以前大辟以下服無

已發覺未發覺已結正未結正或皆赦除但犯虛

故謀謀私歸發職之盜常赦所不免者不在其限

之復天下今年年值老人及楊尼年百歲以上給報

四斛以上二斛八以上二斛十以上一斛減

四海雖遠海外年亦喜逢通俾知朕意者施行

宣統元年五月

二品行營總辦 龍濟光 跪

巡撫行中營大帥 岑春煊 跪

巡撫行中營副帥 岑春煊 跪

行

閣白 從一位左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣

從二位行左大臣藤原朝臣

從二位行右大臣藤原朝臣



58223

正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相

正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相
正位行權大納言藤原實相

可

宣統元年五月

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

詔書如右請奉

年號勘文控 (宮內省圖書寮所藏)

期申
宋號事
有治
史記曰殷周有國治安皆千餘歲
寶永
唐書志曰寶祚惟永輝光日新
寬保
國語曰寬所以保來也語曰來位也
寬則得衆
右依 宣旨勅申如件
元禄七年二月五日
侍從藤原朝臣爲範

序

我が國體の優れてゐることや、君臣の關係の美しいことなどは、數多の歴史上の事實がこれを裏書してゐるから、今さら詮索するまでもないことのやうであるが、あまり人の往かない深山の奥の木の間がくれの花を見つけ得た樂はまた格別である。

大化以來千三百年近く殆ど絶ゆることなく、行はれて來た二百三十度(元暦と北朝の分を除く)の改元は、天皇の大權の發動として、三種の神器の存在とともに、萬世一系の皇統を彩る一大事實である。藤原氏の專權時代に於ても、武家が政權をとつたといはれる幕府時代に於ても、この改元の大權は嚴として朝廷に存し、改元の度ごとに、詔書を渙發して治國安民の大道を宣布されたのである。これあるによつて、幕府は正朔を奉ずるの意を全うし、臣子の分を誤らなかつたといひ得る。これあるによつて朝廷は萬民覆育の天職を行使し、天皇の大權を把持して失はれなかつたといひ得る。改元の事實と、國體との關係の重大なることはかくの如くである。かかるが故に改元に關する研究は、改元の研究それ自身として、價值あるのみならず、國體の精華を發揮する上に、重要性をもつてゐる。然るに、今日まで、あまり、一般の研究

若しくは批評の對象とならなかつたのは、資料を得ることがむづかしかつたといふこともあつたらうが、やんごとなきあたりの行事として、敬して疑はざる國民の純真さから來たゆかしい一面を示してゐるのかも知れない。併しながら今日に於ては、國家として、國民として、自らを反省し、自らを正視し、明らかなる自覺の上に立つて行動すべき時である。此の時にあたり、年號を研究の對象とし、批評の對象として、これを透して、我が國體我が國民性等を知る一助たらしめることは、あへて不遜のことではないと信ずる。これがこの研究の動機である。随つてその研究法も「われはかく思ふ」といふが如く、主觀的に、獨斷的に、抽象的に流れることを避け、なるべく客觀的に、歸納的に、具體的に、資料を整頓し、提示し、あるがままの姿によつて立論することを努めた。即ち第一編序説は、年號に關する一般的の記述とし、第二編本論は、殆ど第三編資料の説明とも見るべきものとした。資料を蒐集し、整理し、何人でもこれを見て、各々自ら結論を作り得るやうにすることを、研究の重要なる部分と信ずる著者の立場からすれば、この書の本領は寧ろ第三編に存する。而して第四編餘録は、資料の由つて來る文献のおもなるものを記載したものである。

左はいへ年號の研究に關する方面は可なり廣い。第一は改元の詔書を初め、改元に關する文献の蒐集整理、第二はそれぞれの改元の日時、改元の理由等の歴史的考證、第三は革命革命等陰陽道に關する思想の研究、第四は改元次第、即ち改元の手續に關する故實的研究、第五は年號引文の典據・引文の内容・年號文字・年號勘文奏進者等、年號勘文を中心としての研究、これ等がその主なるものであらう。本書は、この第五の年號勘文を中心とした研究に、改元の詔書と、宮内省圖書寮・内閣文庫・帝國圖書館・靜嘉堂文庫等に秘藏されてゐる改元に關する文献のおもなるもの、及び^{東山御文庫}勅封御物中に御秘藏と漏れ承れる改元に關する文献等を、やや順序だてて附記せるのみで、泉の水の一杯を掬つたくらゐなものである。なほそのうちに於て力を用ひたつもの、引用文の典據の検討の如きに於ても、採用分約七割七分、未採用分約六割四分、採用未採用を通じて約六割八分を發見したのに過ぎないのであるから、それ等に關する記述も立論も、砂の上に建てられた矮屋のやうなものかも知れないが、大體の傾向を觀るに於ては誤がなからうと思ふ。題して日本年號大觀といふ所以のものは、その意ここに存するのである。

この年號といふ文化の脈搏を透して見たところにも、國體の優れてゐることや、君臣の關係の美しいことがありありと窺はれる。これ等の具體的事實によつて、比類のない我が國

の歴史的價値を知り、我等の祖先が、皇室を中心として、平和のうちに可なり強い創造力と同化力をもつて高い文化を築きつつ生活して來たことを自覺して、物質萬能の思想に額づくことなく、空理空論に雷同することなく、ものあはれを解する平和の愛好者であると同時に、崇高なる正義の擁護者として、勤儉事にいそしみ、君國のために一死を惜しまぬ傳統的精神を中外に宣揚し、所謂近代の物質文明に中毒して痲痺の状態にある世界人類の文化の大動脈に潑瀨たる日本魂の血精を注射して、文化は東方よりの語を如實にせんとするいとなみの末班に參するを得んことは著者の中心の願である。

顧みればこの研究に手をそめてから年を閲すること八年。大正十五年十二月二十五日には畏くも大正天皇崩御ましまし、萬民悲歎のうちに、昭和の御世と改り、世の中のことわざしげきうちには、數ならぬわが身の上にもいろいろのことが起つたが、中にも昭和五年十月二十七日、長女正代が病によつて世を去つたことは、私個人にとつて最も重大なことであつた。死に先だつて正代が別離のことばを述べた時に、私は「萬一お前が世を去るやうなことがあつたならば、何事かお前のために記念の仕事を遺してやる。」と愚なる親心を披瀝した。正代は「それは嬉しいけれども。」といつただけであつたが、それ以來、私はこの研究をかれの記念に代へようと心に定め、一層の努力を拂はねばならぬといふ心に満ちてはゐたが、徒に月日のみが流れてしまつた。やうやくにしていまこの書の世に出でんとするに當つても、なほ心中一種の不安を懷くものである。よき男の子生れよかすと、豫ては高い希望をかけてゐても、産期の近づくにつれて、不具でさへなければよいが、無事に生れさへすればよいがと思ふやうななやましさと、正代に對する約束がこれで果せるかどうかといふ恐とである。正代の病中、その苦しさをさまを見て、我が身を削られるやうな思ひに平靜を破られ、心にもなく、「今日は大分よささうである。」などといつて慰めることが度々あつた。すると正代は苦しいうちにも微笑みながら「またおとうさまの自己満足が初つた。病氣は別に變りはありませんよ。大丈夫ですよ。」などとからかひ半分に、私を平靜に導かうと努めるのであつた。私

のその時の心持を省みると、正代の病氣を慰めるといふのは、つまり私自身の憂のはけ口を見つけることで、自己満足の衝動に外ならぬものであつた。正代にとつては自分自身の病苦の外に、私が心配してゐることを可なり苦にしてゐた。かれが極めて平靜に死に直面してゐたのも、私を平靜に導くために努力した結果ではなかつたかとさへ思はれてならない。この記念の著作を見て、正代がどこからか「これもまたおとうさまの自己満足の所産だ。」といつ

てからかひさうな氣がする。からかつてくれたらもとより満足である。

自己満足の上の自己満足の願であるが、この書の巻頭に正代の寫眞と、母の日記の中に散見するかれの幼時に關する記事と、私の記したかれの病中の記録とを載せることを恕していただきたい。

終りに故文學博士三宅米吉先生・文學博士松井簡治先生・吉田彌平先生・齋藤斐章教授・文學博士諸橋轍次教授・有高巖教授・玉井幸助教授・佐藤良一郎教授等より懇切なる指導と激勵とを與へられたこと、圖書閱覽、其の他に關して、宮内省事務官鈴木重孝氏・岡本愛祐氏・同野口明氏・同永積寅彦氏、宮内省圖書寮編修課長芝葛盛氏、嘉納履正氏・宮良當壯氏、内閣書記官川島孝彦氏、内閣記録課天谷貞氏・樋口龍太郎氏、東京文理科大學圖書館員各位のかたがたより、いろいろの便宜を與へられたこと、及び出版書肆目黒書店印刷所秀英舎が、その印刷に際し、千頁の多き、しかも一年有半の長きにわたり、凡て紙型を作製せず、組版のままにとめおき、採算を超越して校正に使せられたこと等の厚意に對して、深甚の謝意を表するものである。猶故森鷗外博士の元號考に負ふところ少からざるを記して先生の靈に謝す。

昭和八年四月 天長節祝日

森 本 角 藏 識



森代
正本



森 本 正 代

正代の幼時 (母の日記の中より)

大正元年八月四日 午前七時三十分出生、正代つねよと命名(通記)

十一月九日 九十八日目、よく笑ひ、アツコンアツコンとお話するやうになつた。

十一月十日 正代午前中はおとなしかつたが、午後はよく泣いた。

十一月十一日 正代が呱呱の聲をあげてから今日で百日目になつた。月日は早きものかな。百日目の日にはお祝をする習なるも、主人が村上さんの送別會でお歸りがおそいので、何もせずによませた。

十一月十三日 正代は今日で百二日目になる。始めて手を口のところにもつていくやうになつた。日ましに大きくなる。

十一月十五日 正代が泣いて午前中お仕事が出来なかつた。

十一月十八日 昨日は正代に一度もお通じがなかつたが、今日は度々あつた。一日一日大きくなつてアツコンアツコンとお話をよくするやうになつた。

十一月二十日 正代は今日もお通じが一度だけしかなかつた。お行儀はよかつた。一日一日可愛らしくなるけれども、太れば太るほど容貌は醜くなるやうな氣がする。

十一月二十六日 正代は毎日行儀よく寝てゐるので安心だ。

十一月二十七日 正代はお晝のうちはお行儀がよかつた。

十一月二十八日 いつもお行儀よく寝てゐる正代が、今日は御きげんがそこねて度々起きた。

十一月三十日 二時頃に晝食をすませ、正代にお乳を與へたら晩になつてしまつた。

十二月四日 今日は正代のちゃんちゃんこを縫はうとしたけれども、お漬物をしたりなどして縫へなかつた。

十二月五日 正代のちゃんちゃんこを少し縫つた。

十二月十九日 年末賞與として十二圓貰つて、正代の着物と私の半衿とを買つて来てくださった。

十二月二十二日 正代は今日おとうさまにだかれて、せん湯にゆき、大へん行儀よく、聲を立てて笑つた。

大正二年五月四日 正代も日ましに成長し、この頃はすわるやうになり、おもちゃを持つてあそぶ。笛を一人で吹くやうになつた。今も正代は坐つてゐて、私の日記をかくのを笑つて見てゐる。

八月下旬(自來不明) 正代はよその子供にくらべると、發育がよほどおそく、十一月目に下あごに二本の齒が生えたが、まだ這ふことも出來ず。藝としては、おじぎをしたり、「ばあ」をしたり、「高い高い」をしたりするだけだ。滿一ヶ年でやうやく這ふやうになり、上あごの齒が生えた。八月四日の誕生日には赤飯をこしらへて、うちだけで祝つた。

九月十五日 正代は病氣もせず、ずんずん大きくなり、何かものにつかまると立てるやうになつた。下に落ちてゐるものは、どんな小さいものでも拾つてお口にもつていくには閉口。

九月二十日 正代はこの頃「お出でお出で」と手まねきをするやうになり、一人で立つやうになつた。又戶外へ出たく

て、私の背につかまつたり、おとうさまのお膝の上ののぼつたり、又指で外をさしたりするやうになつた。

九月二十二日 正代の鼻がひくいやうな氣がするので、時々つまんでやつたら、自分でも鼻をつまみ出した。

九月二十三日 正代は子供がすきで、子供さへ見れば、何かわけのわからないことをいふ。又犬が居ると、犬を呼ぶ。

正代のもつてゐるものを何でもくれといへば「フフ」といつてくれる。

九月二十六日 正代はよほど以前から通じのある時には、「ウンウン」と大きな聲でいきんで知らせるやうになつた。

九月二十七日 正代は犬がすきで、犬を見ると、「トウトウ」といつて手を出して呼ぶやうになつた。

九月三十日 正代は昨夜から机の上に手をおいて立つやうになつた。ちやぶ臺の上には、餘程以前から上るやうになつてゐた。

十一月一日 正代は机の縁につかまつて歩くやうになつた。

十一月十日 夜の十二時一時頃正代は起き出て、一人で机につかまつたりなどして遊び、私どもを困らせた。この頃は何でも人のもつてゐるものを欲しがり、人のする眞似をする。例へば字をかけば、筆をとり、紙をとり、自分も字をかかうとする。又耳かきを持てば、自分も耳をかき、人の耳に入れ、櫛をもてば髪をすく。何でも人のすることをまねるやうになつた。

十一月廿日 正代のお好きなものはお豆腐で、おさつなどは、少しもたべず、魚肉もあまり好まぬ。味のないやうなも

のを好む。ひざかななどをたべる。言葉は、「あつち」がくかう」などよりほか、あまりいへない。字などはなかなか書かせない。筆をとり、紙をとり邪魔をする。

十一月二十二日 正代は夜の十一時から三時半まで起き出して遊んだ。私ども二人も寝ることも出来ず、とうとうおつきあひをしてしまった。正代の上手なことはおじぎである。親しい人ならばいくらでもつづけざまにするので、相手の方がまけてしまふ。齒はまだ上下合して四本しかない。

大正三年十月下旬(體不明) 八月十七日正代は胃腸を害ひ、發熱三十八度七分に及び、四五日續く。熱はひいたけれども、だんだん瘦せ衰へ、よく歩くやうになつてゐたのに、歩けなくなり、九月半ばごろには這ふことさへ出来ないやうになつた。お医者さまは瘦削病といふので、今一週間のうちに、いくらかでも太るやうにならねば生命覺束ないとの診斷。牛乳を飲まないで困つたが、野菜スープで元氣づき、十月十日ごろやうやく歩くやうになつた。

大正四年五日十三日 正代は相變らず元氣ではあるが、はしかを患つた後、臆病になり、何でも恐しがるやうになつた。風の吹くのをこわがり出した。しかし口はよくきくやうになり、いろいろ面白いことをいふ。自分のことを「坊や」といつて得意になつてゐる。

五月十四日 正代は相變らずきげんよく遊んでゐる。麻疹のあとで、おなかがかゆいかゆいといつもいふのに、今日は

「おかあちゃん坊やぼんぼかいいはなほつたよ」といつた。この子はまことに平和のすきな子で、一寸でも人が大きな聲をすると、いやいやよといつて泣く。

五月十七日 朝五時三十分起き、掃除やら洗濯やらしたら十二時になつた。茶の間にゐて縫ひものをしてゐると、隣の三疊で一人で遊んでゐた正代が、「おかあちゃんおかあちゃん」といふので、いつものやうに「御用があるならこちらにお出で」といつて、暫くほうつて置いたが、あまり悲しさうな聲をするので、いつて見ると、着物を脱いではだかになつて、泣きさうな顔をしてゐた。これまでひとりで着物をぬいだこともないのに、びつくりして着物をきせ、風邪でもひかねばよいがと思つてすぐぬかした。

五月二十日 私が病氣で寝てゐると、正代はうちで遊ぶのが面白くないと見えて、おとなりの山根さんの家に一日中いつてゐた。

六月二日 正代は一人で遊び、此のごろでは、何でもいふことが出来るやうになり、一度聞けばよく覺える。「おとうさんは學校の先生よ」とか。「おとうさんは男」「正ちゃん女」とか、「正ちゃん神さんのお嫁さんよ。」とかいろいろのことをいふ。

六月七日 正代は相變らず面白いことをいつて笑はせる。「お床の鉄てつを持つておいで」といへば、「女めでないの」などといふ。「お床」と「男」と同じやうに思つてゐるらしい。

六月十二日 正代も元氣であそんでゐる。

六月十六日 正代はこの頃、向ひのうちの娘さんと心やすくなつて、一しよに遊ぶやうになつた。氣をつけねばならぬ。
七月三日 正代も元氣で面白いことをいつて笑はせる。十一時半頃になると「もう十二時になつたから御飯をたべちよ
うしよう」といふから、十二時にならねばいけませんといふと、「時計がおんぶ（長針と短針の重ること）すれば御飯
ね。」などといつて笑はせる。また自分のことを「おくさん」だなどといつておぼつてゐる。

七月五日 神村兼亮さんのところにゆき、正代の頸のところがグリグリを見てもらつた。何でもない、大きくなれば自
然になほるといはれた。

七月七日 今日正代を山根さんのところにあづけておいて外出したが、よく遊んでゐたとのこと。手のかからないの
は感心。

七月二十一日 正代は毎日面白いことをいつて遊んでゐる。今日大島さんから金魚をもらつて、一人で遊んでゐたが、
金魚の中に藻が入つてゐるのを、「きんととが八百屋をたべちよ、してゐるよ」といつて笑つてゐた。

七月廿六日 正代は相變らず一人でよく遊んでゐる。面白いことをいつて皆を笑はせる。

八月三日 正代と二人で三越にゆき、南洋の土人の酋長などを見た。

八月四日 今日正代のお誕生日なれど、おとうさまが御留守だから何事もせず。

八月十二日 四日の代りに今日正代のお誕生祝の心持で、赤飯をたき、山根さんと松本さんのところにくばる。

八月十三日 正代はこの頃、何でもおしやべりするやうになり、いろいろ面白いことをいふ。例へば、何か自分に下さ

いと云ふことを「何かいいものを正ちゃんにあげて頂戴」といふやうないひかたをする。

八月十四日 正代は「ばーば(おばあ)は何をしていらつしやるの」とか、「猫はどこにいらつしやるの」とか、人に對するの
と同じやうにいふ。

八月三十日 正代が眼をさまして、友さん(おとも)が寝てゐるのを見て、「もう一人のおとうさんがねてゐますね」といつた。

九月八日 正代のことばはなかなか面白い。例へば郵便局といふことを「いふびんくそ」といふ。

九月十二日 正代はこの頃、なかなかよく物ごとを覚えるやうになつた。今日も「煙の中はおかあさん何がいつて
ゐるの。」といふから、何もはいつてゐないといつたら、「さうではないよ、煙の中には空氣がいつてゐるよ。」といつ
た。空氣といふ言葉は、今まで一度もいつてきかせることがないと思ふに、不思議だ。又いつやら、鯉を買つて来て
水にかしてゐるのを見て、「おかあさん、おさかなが冷めたいよ」といふ。又蜘蛛が軒端に巢をかけてゐるのを見て、
「蜘蛛のおとうさんやおかあさんはどこにゐるの、可愛さうに。」とか、「蟬はどこから來たか」なども聞いた。いろ
いろのことを聞かれてこまる。

附 正代年譜

大正元年 八月四日出生

大正八年 四月東京高等師範學校附屬小學校入學

大正十四年四月東京女子高等師範學校附屬高等女學校入學

昭和五年十月二十七日死去

同十四年三月卒業

昭和五年三月卒業

正代の病中(父の手記より)

長女正代は、昭和五年十月二十七日、午前二時五分安らかに息を引きとつた。

去年の四月、京阪地方への修學旅行から歸つた時に、可なり疲れてはゐたものの、學校を休むほどでもなかつたが、五月二十日すぎ、おなかがぐあひがわるいといつて、床についた。お醫者さまの診斷では、第一度遊走腎とかいふので、さして重くはないが、安靜にしてゐるやうにといふことであつた。五月末から、七月末まで自宅で靜養し、八月の四五日頃、房州の海岸にゆき、意外に健康を回復した。その月の二十日過、家に歸つてからも元氣で、二學期の學修に障ることもなく、三學期を迎へた。寒さのけししい二月初めごろから、學年試験の準備に、夜ふかしするやうすが見えたので、ときどき注意もしたけれども、今度は最後の試験なればといふ勵みもあり、少々無理をしても、この峠を越せば、ゆるゆる休息して、體力を増進することも出来るといふ望もあつてか、自分の體力にすぎた努力をつづけたらしく、二月半ば過から顔色もすぐれなかつたが、「今少し、今少し」といひつつ、終に三月三日に及んだ。この日も學校にゆき、おそくまでゐて、凡ての始末をしてかへつて來た。その晩から四十度近くの發熱があり、翌四日には急性肺炎と診斷された。

熱が高く、呼吸の苦しい時もあったが、藥のききめも見え、手當の甲斐もあり、肺炎としての順當な経過をとり、十一日頃には熱もさがり、やや輕快となつた。やれやれと喜んでゐるうちに、十五日のおひるごろから、おなかがいたみ出して、その苦しみ甚だしく、嘔吐をとまひ、注射をしてもきき目が無い。世の常の腹痛ではあるまいといふので、

十六日の午後二時ごろ、大槻博士をむかへて診てもらふと、腸閉塞の疑があるとのことで、その日の四時ごろ雜司ヶ谷の帝大分院に入院させた。経過によつては、その夜のうちに、腹部の切開をせねばなるまいとのことであつたが、幸に懸念された腸閉塞にもならず、多少苦しんだことはあつたけれども、大體経過良好で、四月二十六日に退院した。かねて正代は入院治療をいとうてゐたのであつたが、醫員始め看護婦のかたの、ゆき届いた治療と、知るべの方方の御見舞や激勵等によつて、病院生活は頗る心にかなひ、病氣になつたら、入院した方がよいなどと述懐するまでに満足して治療をうけたことは、感謝の外ないことであつた。

歸宅して靜かに養生するつもりであつたが、久しぶりに家に歸つた嬉しさに、いろいろのことがして見たく、折々は臺所にまで降り立つて、弟や妹の學校への辨當など作つてやることさへあつた。高名の木のぼりの誠ではないが、最後が大事だ、靜養せよ靜養せよと、口にはいひながらも、かほどまで丈夫になつたのかと思へば、心中うれしくもあり、且はこれまで重病になやんだ經驗をもてるものもない家庭のこととて、やや注意の足りなかつた點もあつたのか、五月十五日ごろ少しおなかのぐあひがわるいといつて、再び床についた。今から思へば九俵の功を一簣に虧いたうらみがあ

る。六月半ばごろには大分快くなり、七月に入りては食事も床の上に起きなほつてとり、一日の三分一ぐらゐは起きてゐるやうになつた。八月半ばにもなれば、海岸にでもいつて靜養したらなどと、お醫者さまからはいはれるくらゐになつた。ところが八月二日ごろ、少し風邪をひいたやうなやうすで、いくらか發熱があり、心配してゐたが、それもややよ

くなり、食慾も進んで来たのに、十四五日ごろ、からだ中に痒いものが出来た。即ち蕁麻疹であつたのである。その痒さを除くために、からだをふいたりしてゐるうちに、再び風邪をひきかへしたやうすで、發熱あり、二十日ごろから左の肺炎を起し、呼吸も苦しく、しかも殘暑殊のほかはげしく、連日連夜むしあつく、今年の夏中で一ばん氣持のわるい陽氣がつづいたので、睡眠出来ず、二十日の晩から、二十五日の朝まで、五晝夜殆ど不眠状態をつづけた。それ氷柱それ酸素吸入と、いろいろ苦惱を減ずるために努めたけれども、其の甲斐なく、二十五日の午後六時には呼吸困難に陥り、心臓の衰弱も加はり、手脚も冷え、しびれて来たので、間もなく命を終るものと自覺し、口のきけるうちにと思つたのか、われ等兩親弟妹に對し、別離の辭を述べた。われわれ兩親に對しては、今日まで幸福の内に生ひたせてもらつたことを感謝し、長く生きてゐて御恩報じをしたいのであるけれども、是非ないことになりましたから、あきらめて下さい。自分としては何等思ひのこすこともなく、まことに幸福であつたとくりかへし、なほ告別式をして下さるならば佛式によつてもらひたい。また寫眞の必要がありましたならば、お茶の水の卒業記念アルバムに入れるためにとつたのを用ひてもらひたいなどと遺言し、妹や弟に對しては、それぞれ自分の起つべからざるに至つた今日の状態をのべ、各々心身の修養に努めて、自分の盡し得なかつた分までも兩親に奉養してくれと遺言した。私は、今日に至らした親としての不注意と、不甲斐なさとをわび、萬一のことがあれば、私の力をこめた何ものかによつて、お前を記念するやうにしたいと思ふといへば、「さうして下されば大變ありがたい、私も生きてゐたいのですけれどもしかたがありません。どうかおからだを大切にして下さい。」と名殘惜しさうにくりかへしたが、涙は見せなかつた。私はその時正代の手を握

つてゐたのであるが、やうやくわれにかへつて見ると、脈は早くはあるけれども整然とつてゐる。結滯もないので、正代に向つて「お前が今云つたことはよくわかつた。若しものがあつたならば、これを遺言としてよく記憶し、實行すべきことは實行する。しかし今お前の容體を見たところでは、しろうと目ではあるけれども、死ぬほどの容體ではない。お前はここで死ぬ決心をしたのであるから、死んだつもりで、病を恐れず出来るだけ病魔と戦つて見てはどうか。恐らくこれが生死の界になつて、死線をとびこえて生きると思ふがどうだ。」といふと、正代も「さうなればうれいのですけれど。」といつた。皆ではげましたり、カンフル注射などしてもらふと、心臓の力も恢復し、呼吸困難も緩和され、二十六日の午前一時頃、フドウサマ、フフドウサマと呼びながら安眠した。四五十分毎に水を求めたりなどして、斷續的ではあつたけれども、七時五十分まで眠りつづけた。大凡五時間である。何とかして眠りつづけさせたいと思つて、みな息をこらし、鼠の音にも膽をひやした。午前十時半から四十分ばかりまた眠つた。眼がさめると、ここにしながら、いろいろのことを語りつづけ、妹の靜枝をそば去らせず、試験管四五本を買つて來させて、西瓜の果汁や葡萄の液などを、その試験管に入れ、氷柱を利用して凍らせ、一同にふるまはせて楽しんだりしてゐた。その頃は妹の看病を非常に喜び、うわごとにまで、「靜ちゃんのやうない人が世界中にあるか知ら。」などといつたこともあつた。二十七日ごろから熱も下り、食慾もまし、三十一日頃には平熱になつた。しかし正代はかねて九月四日に死ぬ豫感があるといつてゐたが、この難關を突破しても、その感じが失せないといふ。いろいろなぐさめたり、勵ましたりしても、何となくさう思へてしかたがないといふ。どうか九月四日を無事に過すやうにと念じてゐた。漸くその日も暮れたので、「ま

づまづ今日も暮れて無事にすんだ。」といへば、いやいや、まだ午後十二時までは何が起るかわかりませんなどといふ。次の部屋に見まもりながら、私が寝てゐると、夜中に正代がけたたましい聲をして、寢床の上に起きなほつた。何事かといへば、死の神の黒い手が、自分の足にふれたといふ。そんなことがあるものかといつて、そこらを見ると、蚊帳の隅に鼠がゐた。いろいろいひこしらへて、平靜にかへらせた。

九月七日からラジウム温灸を始めた。お醫者さまにも相談して、少くとも懷爐くらゐの効果はあらうと思つたからである。薬のききめや、温灸の効能があつたのか、食事がすすみ、しかもそれがよく消化した。ただ腸内に瓦斯痙攣の起るには惱まされた。八月の二十日過に出來た床ずれさへ癒え、少しは全體に肉もついたやうに見うけられて喜んだ。十月にもなつたら、名月の頃にもなつたら、起きなほつて、月を見ることも出來よう、のぞみをかけてゐた。

不動さまにお参りしてくれとのこと、目黒にもおまゐりし、故郷の方の不動様にもお参りしてもらつた。紀州に歸省中の佐藤君は、わざわざ那智の不動さまに詣でて、さいさきよい御籤さへ送つてくれた。ただ不思議なことに、不動さまにおまゐりしてくれと頼みながらも、全快させて下さいとは祈らないでくれ、今迄おかけをうけたことの御禮をのべるだけにしてくれといふのであつた。私がなほして下さいと祈つても差支ないといつても、「そんな無理なことはいふものではありません、生かしてよければ生かして下さい。」といふ。私は「足らはぬ親の心でさへ、子供の願はどんなことでも、何とかしてやらうとするのではないか。まして神さまや佛さまは、洪大無邊な慈悲心をもつて衆生を濟度しようとの本願を懐いてゐられるのだから、どんな御無理を願つてもさしつかへないのである。」といつても、「感謝さへ

してをればよろしい。その上は神佛の御心にある。」といふのであつた。この言葉は何となく私どもに不安な暗示を與へて、死神にとりつかれてゐるのではないかなどとも心配させられた。かくて九月の末頃、少し風邪をひいた氣味があり、發熱した日もあつたが、十月の四五日頃は大變氣さきがよく、われもかう・をみなへし・かるかや・龍膽などの秋草を花瓶にさしてやると、秋の色を見たといつて喜んだ。また石榴の色のよいのを求めて、葡萄と一しよに盆にのせて、枕もとにおいてやると、秋の色を見たといつて喜び、その中の三四粒を自分でも味ひ、枕邊で人にたべさせてたのしんだ。この春、箱根からもつて來て植ゑておいた野菊の鉢も、氣にいつたものの一であつた。かくて名月の日は來た。學校からの歸りに、尾花と團子をとめ、起きなほるまでには至らずとも、硝子越に月を見て樂しむだけのゆとりのある病狀を心中に喜びながら、皆で靜に月をめてた。ただ今宵の月は明らかではあるが、例年の名月にも似ず、少しかけてゐるやうだなどと正代がいつた。私もさうも思つたが、別に心にも留めなかつた。翌日の夕方、外に出て見ると、尾花を買つて歸る人があつたので、名月は昨日ではなかつたかといへば、今夜だといふ。この頃正代のこと頭が一ぱいなので、月日もわからなかつたのを苦笑しながら歸つて、「名月は今宵ださうな。昨夜月がかけてゐたのも當然だ。今一度見直せなどといつて笑つたのであつたが、この夜は、空もくもりがちで、寝ながらには月は見えなかつた。

快くなつたと思つたのも束の間、十四日ごろから、また脈搏が多くなり、睡眠がとれず、足の甲に水氣が來たかとも思はれた。十六日の夜、大分苦しんだので、十七日の朝早くお醫者さまに診てもらつた。脚氣症狀が起つたといふことで、注射したり、脚氣の薬を飲ませたりしたのであるが、注射は痛く、薬はのみにくいといふ。無理に飲ませると吐

く。この頃から母には一步も室外に出てくれるなと頼んだ。母は殆どつききりで、手を握つてやつてゐたが、夜分だけはなるべく身體を休めるやうにと思つて、前半夜を母にみとらせ、午前二時頃に私と交代するやうにしてゐた。十八日の朝三時頃、私が正代の左の手を握つてやつてゐると、正代は横身になつて、握つてゐる私の手を自分の右手で搔いてゐたが、やがて兩手を私の頸にかけ、「こんな悲しいことはないわ、」「こんな悲しいことはないわ、」といつて泣き出した。私が夢を見たのかといつても、「あまり悲しいことでははない」といふ。やがてまた「神さま、あまりひどいのです。神さま、あまりひどいのです。私を身代りにして下さい、私を身代りにして下さい。」それが終ると大きなほがらかな聲で、次のやうな歌をうたつた。

うつくしいうつくしい車が見える。車が見える。 うつくしい車が見える。

私のすきなお花でかざつた車が見える。誰と一しよに乗らう。きれいなきれいなお馬車。誰も乗らない。ただ一人乗る。うれしいな。うれしいな。きれいなきれいなお馬車。……………（あまり不思議なので書きとめておかうと思つて鉛筆と紙とを書齋にとりに往つたが、その間に歌つたのはききもらした。）

あらあら 誰か泣いてゐる。慶子ちゃんかしら可愛さうに。

（慶子は二歳の妹で非常に可愛がり、この子は私を慰めるために生れて来てくれたのではないかなどといつてゐた。）

あとは眠つたのか、だまつてしまつた。母もこの聲で起きて来る、女中も眼をさました。私は不吉な前兆のやうな氣がして、涙がとめどなく流れた。しかしこの事は當人には聞くまい。却て悪い暗示を與へるからと思つてゐたが、この

日の午後四時頃、大層意識がはつきりし、氣さきがよかつたので、つい口をすべらせて、「お前は學校で車の唱歌を習つたことがあるか。」と聞いて見た。すると笑ひながら「おとうさま、昨夜は大變美しい車が向ふの方にうつと並んでゐましたよ。しかしその車はあまりいいところに往くのではないのですよ。その車に私の知つてゐる某といふ不幸に育つて來た子が乗せられようとしてゐましたので、私が神様にお願ひして身代りになることにして、その車の方に向つて歩いて往きますと、此の世では聞かれない、いい音楽が聞えるので、それに合せて歌をうたひました。さうして車に近づいて片足かけると、お不動さまが來て、焰のもえてゐる背中に私をおぶつて、もとの道に返つてしまはれた。その焰の中は少しもあつくなくていい氣持であつた。それでお不動さまのうしろすがたはよく拜んだが、前の方はよく拜めなかつたから、お不動さまの繪姿かお像ををがませてくれといふ。うす氣味わるい話だけれど、何とか生きるために力強くしてやらうと思つて、それはきつとお前がよくなる前兆である。楚の孫叔敖が兩頭の蛇を見て、これを見たものは死ぬといふ傳説を信じて、自分はしかたがないとしても、他人に見せまいとの心から、その蛇を殺して家に歸り、遠からず母に先だつて死ぬのであらうと歎いた時に、その母が他人の眼にふれさせないやうにと、その蛇を殺してかくした志によつて、決して死ぬやうなことはない。陰徳あるもの必ず陽報がある。といつて慰めたが、果して死ぬこともなく、後に立身して楚の令尹といふ重い役にのぼつた話をして、夢うつつの間ではあつても、他人の命に代らうとした心にてで、お不動様が助けて下さつたのであるから、きつとよくなるといつてきかせた。母は「そんなよい歌の聞えるところなら、私も一しよにつれていつてくれ。」といふと、「それはだめです。いくら親子でも、この道ばかりは各々ちがつて

ぬます。そこにゆく道は一人一人に別な道があるのですよ。」などといつた。正代は夕刻まで不動様のありがたいことをいろいろ語りつづけた。

十九日の朝、容體あまりよろしからず、重湯を少し飲んだきりであつたが、メロンがほしいといつて、可なりいただいた。からだがだんだん衰へて力がなくなつたのが眼につく。「もう三日間くらゐで静になりますから、おかあさまは一寸も離れないで下さい。」といふ。午後十一時頃であつた。母が私を呼ぶので往つて見ると、両手を胸の上に組み合せ、「水を含ませて下さい。さやうなら、さやうなら。墓所の用意は出来ましたかね。白いきものは縫へましたかね。墓などはどこだつていいのです。そろそろいかう。あるいてもよいですか。それでもお不動さまが來られるといい。まあそろそろ歩いてゐよう。お馬車に乗らう。あつお不動さまが來られた。ああ、ああ、お不動さまはもう乗つてゐるのに、飛びのつておろして下さつた。お不動さまはお怪我をなさつた。何べん助けていただくことや。もうこの後はだめよ。馬車が走つてしまふから。私の墓穴はまだ出来ぬ。棺桶などもかたづけてしまつた。死の神がまたお不動さまに負けたのかな。」

夢のごとく、うつつのごとくで二十日の朝になつた、意識が頗る鮮明で、「今迄この薬はいや、あの薬はいや、滋養物もいやなどと、わがままをいひましたが、あれは私がわるかつた。これからはおとうさまやおかあさまが、たべさせたいと思はれるものは何でもたべますから、買つて來て下さい。」といひ、今までのいやがつてゐたものでも、我慢してたべたり飲んだりした。母を終日、側において、今のことを語りつづけ、自分の幸福を感謝してゐた。

二十日の夜、私が頸のところをさすつてやると、いい氣持だといつて、初は二十分くらゐ宛、うとうととしてゐたが、だんだん眠が深くなつて、二時間もつづけて眠るやうになり、一晩中には前後五時間も眠つたので喜んだ。

二十一日は前夜眠つたせいにか平靜であつた。八時頃久しぶりに水薬を飲んだ。ヒギヤマ(滋養劑)も飲んだ。併し脈搏はあまりよくない。お医者さまは、與へられた薬の定量をきちんきちんと飲むか、さもなければ看護婦を入れて、朝晝晩と注射をするやうにせねばならぬといふことを話された。かねて看護婦を入れることを嫌つてゐた正代は、薬を飲むから、看護婦を入れたり、注射したりすることはなるべくやめて下さいといつて、努力して薬を飲まうとするが、思ふやうに飲めなかつた。その日母に頼んで、からだ中のころところなく、きれいに拭いてもらつた。二十二日でもあつたらう、「自分はうそつきになつてしまつた。お医者さまやおとうさまたちに、薬を飲むといつておきながら飲まない。善悪の心の戦に自分の頭は苦しめてたまらぬ。肉體の苦しみよりこの方が苦しい。」などといひ、涙を流して悲しむので、「うそつきといふのは初からだましてやらうとたくらんで行ふところがあるので、お前は飲みたいと思つても飲めないのであるから、うそつきではない。」といふと、「飲めないかも知れないといふ不安がありながら、注射がいやさに薬を飲むといつたやうなところもあるから、うそつきになつてしまつた。」などといつて悲しんだ。二十三日、二十四日、二十五日と危篤の状態がつづき、脈搏も百二十から百四十くらゐを上下してゐた。二十日ごろからであつたらう、脈は今いくつあるかとか、今日の干潮は何時ですかなどと聞いた。干潮時に息を引きとるといふ豫想であつたらしい。干潮時がすぎると、「今日も助かつたかな」といつて喜んだ。かねて希望の不動さまの像を二十五日の夕刻、芝の鞆繪町のさき

の飯倉の交番の上の骨董屋からやうやく探して来て、枕もとにおいてやると、大そう喜んだ。それは七時半頃でもあつたらう。そのころから額に玉のやうな汗がにじみ、手脚は冷え、皮膚の感じが變り、脈搏もわるくなつた。注射してもらつたりなどしたが、だんだん心細い状態になつた。私たち兩親は正代の手を握つたまま夜をあかした。

二十六日も意識はたしかではあるが、脈搏はかすかであつた。朝のうちからお醫者さまにも来てもらつてゐた。夕刻六時頃でもあつたらう。私はあまり頭痛がするので、二階でお灸をしてゐると、正代が「今晚はゆつくり眠れさうだから、おとうさまの顔を見て安心して眠りたい、一寸顔を見せてくれ。」といつて呼び下した。手を握つてやると、しげしげと顔を見て、これでよい、安心して眠りますといつて眼をつぶつた。二階に上つてお灸を初めてゐると、五分とたたないうちに、今一度顔を見て休みたいといふから、また下りる。四回呼び下した。ああ今晚が終焉であらうかと思つて、灸もそこそことりかたづけ、そばにいつて手を握つてゐた。私が二階にゐた間に、母に向つて、脚のところにお不動様がゐられるのが見えますかなどといつたさうである。別に苦しみもなささうで、時々話もした。始終不動明王の御名を唱へ、妊娠中の母の安産を祈つたりした。八時過にはお醫者さまも来て、傍はなれずついてゐられた。十二時ごろでもあつたらう。私が思はず涙をおとすと、「おとうさま何が悲しいの。」といつた。「おとうさま」といつてくれたのはこれが最後であつた。だんだん吐く息のみになつて來たが、痰がからみつくこともなく、さほど苦しさうにもなかつた。苦しくはないかといへば、苦しくはないといふ。午前一時頃になつて口がよくきけなくなつても、かすかに不動明王不動明王と唱へつづけ、しまひには明王といふ發音が出來なくて、不動……不動……と唱へてゐるやうであつた。一時半頃に

弟妹などを呼入れて訣別させたが、八月二十五日に遺言やら別辭をのべてゐたためか、今度は何もいはず、悲しさうな表情もなく、皆の顔を見守つてゐたが、二時五分靜に靜に息を引きとつてしまつた。新聞にのつてゐたこの日の干潮時は午前一時三十分であつた。息をひきとつても顔色はほとんど變化せず、頬さきにあかみさへさしたやうに見えて、すやすやと眠つてゐるやうであつた。口ぐせのやうに幸福である、幸福である、といひつづけただけであつて、まことに平和な顔をしてゐた。所謂信仰といふほどの高い程度のものをつかんでゐたかどうかかわからないが、不動様の背におぶさつて、きれいな音楽を聞いてゐるやうな夢心地で、永久の眠に入つてしまつたことと思ふ。

八月二十五日の遺言にもとづき、佛式によつて、翌十月二十八日の午后二時から三時までの間に、自宅に於て告別式をいとなんだ。通知もほんの少數の範圍に留めたのであつたが、意外の同情によつて、お通夜にも多くの人に集つてもらひ、告別式の時も、おごそかに行つてもらふことが出來た。四時半頃遺骸を落合の火葬場に送り、七時頃遺骨としてもち歸つた。(昭和五年十月三十日記)

附記 忘るる隙とでもなく、滿二ヶ年も過ぎた昭和七年十一月二十八日午前三時頃、まざまざと正代の喜んでゐる顔を見た。もとより夢である。大きな廣い、東大寺の大佛殿のやうなお堂の、額面のかかつてゐるところに、正代が腰をかけてゐた。私を見て、「おとうさま私のことをそんなに悲しむことはありませんよ。私は死んだのではありません。永久に十八歳(死んだのは數ヶ年十九歳あつたが)でゐるだけのことですよ。」といつた。(昭和七年十一月二十八日記)

凡 例

一、第一編叙説は、平易簡明を主とし、年號に關する概念を明らかにするにつとむ。

二、第二編本論は、なるべく主觀的抽象的の記述を避け、客觀的具體的の材料即ち第三編の資料に基づき歸納的に立論し、簡潔ならしむることにつとむ。

三、第三編資料は、叙説並に本論を構成せんがために、研究し整頓したるものにして、第一より第十二に至り、本書の特色本領は寧ろ此の編にあり。

資料第一年號表に於て年號の上に冠したる數字は、大化を第一として、其の順位を示し、これをその年號の固有のものとし、これによつて、その年號が何時頃のものなりしかを隨處に知る助とし、又種々の場合に於ける檢索に便ならしむるものなり。但し元曆はその順位の内に入れず、北朝の年號は別に順位を定め、數字の上に北の字を附加せり。又年號の下に附記せる數字は、その改元年次の紀元年數なり。

附録一支那の年號表については、我が國の年號と比較するために附記せるものなれば、別に研究したるものにあらず、一般の年表に従へるのみ。

資料第二日本年號要覽は、採用年號に關係ある引文及び引文奏進者を記載し、その引文がい

かなる過程を経たるかを明らかならしめ、且その典據の検討につとめ、備考欄にその出處(書物の卷數・篇名・頁・行数)及び原文を記し、引文と比較することとせり。即ち何年號は、何時何人によりて、何書より引用されたるかを明確にすることに努めたり。又其の引文の記録に存せざるもの(初より平安初期頃までは記録なきもの多し)にも適當と認むる書物の中より、その年號の典據、若しくは背景とも見るべき句を摘出して、各年次に配して參考とし、又引文の記録の存するものにも參考語句を附記して、その年號の背景をなせる思想を明らかにすることとせり。而してこれが記載の形式は、上に●を冠したる句は、直接その年次に於て採用せられたることを示し、◎は過去に於てそれと同じ年號の語の引文として勘進されたるもの、即ち間接の引文なることを示し、その何れの符號も冠せられざるものは、參考語句なり。備考欄等に記せる書物の内、二十四史に屬するものは光緒壬辰刊の竹簡齋石印本、漢魏叢書に屬するものは、八十六冊本、文選に屬するものは貞享四年四月、風月莊左衛門上梓の文選音註によれり。資料第三・第六に於ても同様なり。

資料第三日本年號候補便覽は、採用未採用を通じて、年號の上に用ひられたる文字の五十音順に配列し、何年號は、何時何人が何書より勘進せるかを明にし、一面年號索引の用となす。但し採用年號については資料第二に要項を記せるを以て、この便覽には、年號名とそ

の順位とを記すに留め、▲の符號を冠せる未採用年號についてのみ詳記す。

未採用年號引文については、その典據の検討は著者の力の及ばざるところと認め、これを詮索せざる豫定なりしが、校正中に至り發見するにまかせて書名の下に七號活字を以て、卷數・篇名等を入せしも、頁數行數を記す余白なくこれを略したり。

資料第四其一年號勘文奏進者一覽表は、勘文奏進者を各姓氏によつて分類し、これを五十音順に排列して、一目瞭然たらしむると共に、氏名検索の用となすものなり。その氏名の上冠せる數字は、年號勘申年次の上より見たる其の人の時代順位にして、本資料其三年號

勘文奏進者便覽の配列順はこれによる。(中には生存年代と多少の異なるものありん)

資料第四其二奏進年號數による氏名配列一覽は、同一の姓氏中に於て勘進せる年號延數の多少によりて配列し、その人の年號勘文奏進者としての活動量を知るに便す。表中の項目につき實例を以て説明せんに、大江匡衡は長保の年號を易の文と、國語の文と二つ勘進して、その年次に採用され、寛弘度に於ては、寛弘の年號を漢書よりとり、同時に寛仁の年號を同じく漢書にとりて勘進せるに、其の年次に於て、寛弘が採用され、寛仁は採用されざりしが、後、藤原廣業によりて、この寛仁の引文が奏進され、寛仁度に採用されたり。この場合に於て、長保は年號の語の種類よりいへば一なるも、引文數よりいへば二な

るを以て、延數二とす、而して^{五五}寛仁は、後人によつて奏進され、採用されたるを以て、**踏襲採用年號**とし、**未採用年號**は終に採用されざるものをいふ。又**勸進回数**とは、年號勸進を奏進せる^{五三}長保度^{五三}寛弘度の二回をいふ。かくして匡衡に於ては**奏進年號延數四**、**年號の種類三**、**採用年號二**、**踏襲採用一**、**未採用零**、**勸進回数二**となる。猶同一年號引文を年次を重ねて奏進せる場合も、その重ねたる數を以て延數とす。

資料第四 ^{其三}年號勸進者便覽は、**何人**は**何年號**を**何時**、**何書**よりとりて奏進せるかを明らかにす。例へば表中大江朝衡の項に於て、^{三五}承平漢書^{五六}承平度は、漢書の引文によつて承平の號の採用されたることを示し、^{五六}治安漢書^{三六}天慶度は後に至つて採用されたる^{五六}治安の年號を^{三六}天慶度に於て勸進したることを示し▲**天受**孟子^{三七}天應度は、^{三七}天應度に孟子の引文を以て、天受の年號を勸進せしも今に採用されざるを示す。

資料第四 ^{其四}年號勸進者系圖（大江氏・菅原氏・藤原氏）^{別、新選三卷}は、圖上十耗を以て、一世代とし、同一の高さにあるものは、**ほぼ祖先より同一世代なることを示し**、奏進者は特に氏名の上に◎を附し、傍に生没年を記せり。

資料第五 ^{其五}年號引文典籍要覽^{別、新選}は、年號の典據としてあげられたるまゝを五十音順（但し緯書類は別に末尾に出す）にならば、これ等のものが、漢書藝文志・隋唐經籍志・舊唐書經籍志・新唐書藝文志・宋史藝文志・日本現在書目録・通憲入道藏書目録・四庫全書簡明目録等にいかに記載されたるかをそれ〴〵の欄に摘出し、各典籍に對する史的考察に便せり。

資料第六 ^{其六}日本年號の典據による分類便覽は、書名の五十音順にならば採用未採用を通じて、それぞれに屬する引文と、奏進者と、年次とを記載し、**何書籍**は、**何時何人**によりて**何々〇〇年號**が選ばれたるかを明らかにす。その引文の、書中に於ける所在を明確にせるものについては、それぞれ年號名の下に、七號活字を以て、その篇名卷數を記せることは第三と同様なり。猶典據の記載の記録に存せざるものは、一括して末尾に附記せり。

資料第七 ^{其七}日本年號引文の典據による分類一覽^{採用分、別、新選}は、資料第二及び第六に基づき、**經・子・史・集・緯書**の五種に分ち、その採用數を線の長さをして表し、各々いかなる分量に於て採用されたるかを示す。其**二採用年號引文典籍の時代分布明細表**^{別、新選}は、採用されたる引文典籍を各時代に配し、**何れの時代に、何れの典籍がいくつ引用せられしか**を明らかにし、時代の特色を數字によつて示す。其**三日本年號時代分布一覽圖表**^{別、新選}は、前述の時代分布明細表を圖の上に表したるものなり。

資料第八 ^{其八}日本年號引文内容分類表^{別、新選}は、資料第二により、引文の内容を自己の見解を以て分類し、且引文の記録に存せざるものには、適當と見るべき語句をあてて分類したるも

のなり。やや主觀的、獨斷的に流れたりといはざるを得ざれども、事柄の性質上やむを得ざるなり。

資料第九其一・其二・其三・附錄其四(別、折込)・其五・附錄第一(別、折込)・第二・第三(二、三)の中、「文字の使用數若しくは使用度數といふは、その文字を以て組みたてられたる年號の數を示す。例へば「安」の字の上五下二計一七といふは、「安」の字を上冠して用ひられたるものに、安永・安元・安政・安貞・安和の五年號あり。下に附して用ひられたるものに、應安・康安・久安・慶安・弘安・承安・正安・治安・天安・仁安・文安・保安の十二あり。上下合して十七なることを示す。

資料第九其六日本年號組立文字一覽圖表(別、折込)は、日本の年號は、いかなる文字がいかなる分量に組み合されて成りたるかを一目に示すものなり。例へば「イ」列「安」の行の下、「ロ」列「永」の横にある○は、安を上にして永を下にしたる安永を示し、その下の「應」の横の●は「應」を上「安」を下にしたる「應安」を示す。

資料第九其七日本年號文字時代分布圖表(別、折込)は、大體百年毎に句切りたる年代にいかなる文字がいかに用ひられたるかを示すものにして、其八の一を圖表としたるものなり。

資料第十其四日本年號の繼續年數長短一覽圖表(別、折込)は、年號の繼續年數を具體的に示すものにして、一耗を以て一年の割とす。その始の部分にある點線は、年號のちかれざりし年代を示す。

資料第十一日本年號勅文奏進者菅原藤原二氏時代分布圖表は、各改元年次に於て、菅原藤原氏の改元勅文を奏進せし人數を比較し、全體を通じて、如何なる状態にありしかを具體的に示す。

資料第十二改元の詔書は、その一般に流布せるものとしては、列聖全集中の詔勅集にあげられたるもの三十篇ばかり、續群書類從中の改元部類等に散見せるもの十篇ばかりにしてこれを合するも四十篇に過ぎざるべし。今、本資料に百篇を輯め得たるは、主として宮内省圖書寮並に内閣文庫所藏の改元記録を閲覽し得たる賜物なり。然れどもこれ等の記録それ自身にも筆寫の誤あり、著者の誤認、誤讀も保しがたければ魯魚の誤少からざるを恐る。

第四編餘 第一年號に関する文献の第一類に屬するものは、其數五百三十六、第二類に屬するものは百三十七、第三類に屬するもの四十三、計七百十六、その多くは寫本なれば、到底坊間に見ることを得ざるものなるを、宮内省圖書寮・内閣文庫・帝國圖書館・靜嘉堂文庫・東京文理科大学圖書館・松井博士等の所藏にかかるものにつき閲覽するを得たり。但し第二類に屬するものには閲讀するを得ざりしもの少からず。この部分の記事の整頓については、松井博士所藏の記録異同考に負ふところ多し。

特記東山御文庫勅封御物中の改元に関する文献は、未だ拜觀することを得ざれども、漏れ承るままを記して、昭代の惠澤を江湖に分たんとするものなり。

日本年號大觀 目次

第一編 序 說

第一章 年號の起原

- 一 支那の年號の起原……………一頁
- 二 日本年號の起原……………三
- 三 僞年號・異年號・大化以前の年號……………四

第二章 改元の理由

- 一 御代始……………七
- 二 辛酉革命……………八
- 三 甲子革命……………一〇
- 四 祥瑞記念……………一一
- 五 災禍厭勝……………一二

第三章 改元次第

- 一 奈良朝より平安朝初期までの改元……………一四
- 二 平安朝中期より江戸幕末までの改元……………一五
- 三 勘文…當家書様 江家書様……………一六
- 四 難陳……………一九
- 五 改元の詔書……………二二
- 六 江戸時代に於ける改元定の例…改元定の役員 改元定次第 勘文 難陳 改元の詔書……………二四
- 七 改元定と江戸幕府との關係……………三九
- 八 改元についての世論……………四四
- 九 明治以後の改元 明治改元の詔書 大正改元の詔書 昭和改元の詔書……………四八

第二編 本論

第一章 年號勘文奏進者

- 一 概説……………五九

- 二 菅原氏……………六〇
- 三 藤原氏……………六三
- 四 大江氏……………六四
- 五 橘氏其他……………六五

第二章 年號引文の典據

- 一 年號の數……………六七
- 二 勘申年號の總數……………六八
- 三 年號引文典籍の概説…年號引文典籍 年號勘文引用書目とその引用數一覽表……………六九
- 四 引文典籍の殘闕……………七六
- 五 引文のあやまり……………八九

第三章 年號引文の内容

- 一 年號引文の内容概説……………九五
- 二 君主の理想抱負を内容とするもの……………九六
- 三 君主の鑑戒を内容とするもの……………九七

四 君主の欣求を内容とするもの……………四

第四章 年號の文字

一 採用年號の文字……………九九

二 日本年號候補の文字……………一〇〇

三 支那の年號の文字……………一〇〇

四 日本の年號の文字と支那の年號の文字との比較……………一〇一

五 文字の種類及びその使用回数相違より見たる彼我の國情……………一〇二

第五章 年號とその時代

一 概説……………一〇六

二 年號の繼續年數の長短とその時代……………一〇六

三 年號引文の典籍とその時代・年號引文典籍の新出時代分布表……………一〇九

四 年號引文の内容とその時代……………一一六

五 年號の文字とその時代……………一二三

六 年號勘文奏進者とその時代……………一二六

七 改元の詔書とその時代……………一三〇

第六章 結語

第三編 資料

第一 年號表……………一三九

附一 支那年號表……………一四四

附二 日本支那共通年號表……………一五二

第二 日本年號要覽 大化—昭和……………一五五

第三 日本年號候補便覽……………三〇九

第四 其一 年號勘文奏進者一覽 大江氏・紀氏・菅原氏・橘氏・平氏・藤原氏・南淵氏・源氏・都氏・三善氏・秦氏……………四〇三

其二 奏進年號數による氏名配列一覽……………四〇七

其三 年號勘文奏進者便覽……………四二五

其四 年號勘文奏進者系圖 大江氏・菅原氏・藤原氏 (別折込三葉)……………

目次……………五

第四編 餘録

明德	一六五	康正	一七三	文明	一七八	長享	一七九	延徳	一八〇	文龜	一八二	永正	一八三	大永	一八四	享祿	一八五	天文	一八六	弘治	一八七	永祿	一八八	元龜	一八九	文祿	一九一
慶長	一九二	元和	一九三	寛永	一九四	正保	一九五	明暦	一九六	萬治	一九九	寛文	二〇〇	延寶	二〇一	寶永	二〇五	正徳	二〇六	貞享	二〇七	元文	二〇八	寛保	二〇九	延享	二一〇
寛延	二二一	安永	二二四	天明	二二五	寛政	二二六	享和	二二七	文化	二二八	文政	二二九	天保	二三〇	弘化	二三二	嘉永	二三三	安政	二三三	萬延	二三四	文久	二三五	元治	三二六
慶應	三三七	明治	三三八	大正	三三九	昭和	三三〇																				

第一 年號に關する文献……………七五七

第一類……………七五八

第二類……………八〇二

第三類……………八一四

附記、續群書類從に採録せる年號に關する文献……………八一七

特記 東山 勅封御物中の改元に關する文献……………八一八

御文庫……………八四五

第二年號の讀方……………八四五

第三補遺……………八五〇

目次終

日本年號大觀

森本角藏著



第一編 序説

第一章 年號の起原

一 支那の年號の起原

支那の年號の起原は、前漢の武帝の建元元年が始といはれてゐる。この建元元年は、皇紀五百二十一年開化天皇の十八年辛丑の年にあたる。それより以前は帝王の即位の年をもととして年次を稱へてゐたのである。もつとも秦の惠文王十四年を改めて元年としたといふ記事が史記の秦本紀に見え、史記の六國表にはその年を初更元年としてある。これは周の顯王の四十五年で、日本の紀元三百三十七年第六代孝安天皇の六十九年丁酉にあたる。又漢の武帝の前代景帝の時、即位後八年目を中元年と呼び改め、中七年を後元年と呼び改めて三年に及んでゐる。即ち景帝の在位十六年間に三つに區分して年次を呼び改めてゐる。これ等が所謂年號の起る前提

第一編 序説 第一章 年號の起原

*史記卷五(秦本紀)
 「惠文君十三年、使張儀伐取陝。出其人、與魏。十四年更爲元年。」
 *景帝の在位(五〇五—五〇〇)

であつたのであらう。

何のために年號が起つたかといふことは、史記の孝武本紀に「元宜_下以_二天瑞_一命_上。不_レ宜_下以_二一二數_上。」又前漢書の建元元年の條の註に「師古曰、自_レ古帝王未_レ有_二年號_一。始起_二於是_一。○劉攽曰、封禪書云、其後三年有司言、元宜_下以_二天瑞_一命_上。不_レ宜_下以_二一二推_上。」等の記事によつて考へて見ると、天の祥瑞を記念するといふやうなことがもとで、迷信の伴つたやうなことも少くなかつたやうである。然し曆を作り曆を正して、人民に示すといふことは、古の王者の仕事の重大なものの一つで、後世正朔を奉ずるといふことが、その政令に服するといふ意味をもつやうになつたことから考へても、年號を定めて一般に用ひさせるといふことは、君主の威力を發揮する上に重大な意味があり、隨て一時代を區ざる場合に年號を改めるといふことも可なり意義があることとなつた。それ故に年號の言葉それ自身、又その言葉を含んでゐる語句には、政治上の理想や抱負をコンデンスしたといふやうなものが多くなつて、その出典を經書や歴史などの書物から取るやうになつた。かくして明朝の初一世一元の制になつてからは一層その色彩が濃厚になつて來た。清朝もこれにならつてゐたが、宣統三年即ち皇紀二千五百七十一年（明治四十四年）を最後として、その翌年は中華民國となり、所謂年號は廢されてしまつた。

明朝

一三六—一三三二

清朝

一三三三—一三七一

二 日本年號の起原

唐
一三六—一五六
唐太宗の在位
一三七—一三〇九
貞觀十九年—
一三五
隋
一三四—一三七七

日本で始めて年號を用ひたのは紀元千三百五十五年第三十六代孝徳天皇の大化元年とされてゐる。これは前漢武帝の建元元年を去ること七百八十四年の後で、唐の太宗の貞觀十九年に當り、推古天皇の十五年（皇紀千二百六十七年）に始めて遣隋使を送られてから、大化元年は三十九年目になる。この間に隋は亡んで、唐となつたが、彼我の交通は益々盛になつた。しかも遣唐使犬上の御田稻、留學生僧旻・高向玄理などが出かけた時は、太宗の貞觀年間で、支那古來の歴史の中でも、最も光輝ある盛な時代であつたから、これ等の人たちが、その文化に心酔して歸つたことは、幕末からかけて明治の初年に於ける洋行歸の比ではなかつたらうと思ふ。大化の改新がこれに刺撃された結果であることはいふまでもなく、年號の始つたのもその影響である。

これより後、齋明天皇・天智天皇の御代、及び持統天皇と文武天皇の御代の一部分、合せて三十一年ばかり年號の用ひられなかつたのを除いては、絶えず年號を用ひてゐるのである。この年號の改變選定の理由等については随分迷信的なこともあり、牽強附會のこともあつた。しかし年號の語、又それを含む文句は、支那の古典の中の美辭麗句から求められてゐる。特に明治以來一世一元の制となつてからは、専ら時代精神、一代の國是を暗示するやうな意味の語が

用ひられるやうになつた。

安南や朝鮮にも年號の用ひられたことはあるけれども、日本や支那のやうにつづいては用ひられず、その國力の盛衰とともに斷續し、或は支那の年號を用ひたり、或は易姓革命によつて起つた王朝の開國紀元を用ひたりしたやうである。しかも朝鮮は日本と併合し、安南や支那もそれそれ事情が變つて、所謂年號を用ひないやうになつたから、現今地球上に於て所謂年號を用ひてゐるのはわが日本と新興國滿洲とのみである。

三 僞年號・異年號・大化以前の年號

我が國の所謂年號は別表の二百三十が正しいもので、元暦や北朝の年號は正統の年號とは認められない所謂僞年號であるが、可なり廣い範圍に用ひられ、その選定の方法なども傳統の形を用ひてゐるのであるから、年號研究の對象としては價値のあるものと認めて表の上にもあげ、統計のうちにも入れてゐるのである。これ等の外にも、僞年號考には「享徳四年乙亥更めて康正、……康正三年丁丑長祿とす。四年庚辰又改寛正とす。關東皆これを用ひず。享徳を用ふることすべて十四年。云々

常陸國府中稅書文書に享徳十四年を用ひし文書二通あり。共に成氏の有司より出す所の書な

僞年號考

中山信名の著
172享徳・173康正・174長祿・175寛正は後花園天皇の御治世で將軍義政の時。

り。云々」

一八〇延徳三年を福徳二年と呼んでゐることなども同書にあげてある。

「常陸國赤濱村妙法寺過去帳を按ずるに延徳二年庚戌の傍に福徳元と記し、同三年辛亥の傍に福徳二年と記してある。……新編鎌倉誌に光明寺に祈禱の二字を題せる額あり。其の裏に福徳二年辛亥九月吉日とある由を記せり。……」

異年號考

越後の人穂積保著

永昌

唐の則天武后が嗣聖六年を私に永昌と改めたるも今日史家は正當と認めず。

夢の代（十二册外に附圖一册）

片山芳秀著

「下總國國造碑には永昌元年己丑四月飛鳥淨見原大宮云々とあり。これは唐の年號にて持統三年なり。これによれば唐の正朔を用ひたることもあるやいかんをしらず。」（夢の代卷一 天文部）
なほ大化以前にも年號があつたとして、孝靈天皇の列滴を初として、數十の年號をならべ、或は繼體天皇頃から年號があつたやうにして、これまた數十の年號をあげてゐる。これ等はいづれも古碑に記されてゐるとか、社寺の縁起にのせてあるとかいふやうになつてゐる。例へば推古天皇の時に行はれたといふ法興の年號が、道後の碑に記されてあつたと傳へられてゐるなどはやや著しいことのやうであるけれども正しい年號とは認められない。（紀元通年代曆・往古年號

紀元通：羽倉簡

等参照)

堂著
年代曆：改定史
籍集覽第二十三册
二中曆第二
往古年號：栗
田寬著（栗里先生
雜著第十四）

第二章 改元の理由

一 御代始

明治改元の詔によつて、一世一元の制に定められたが、昔はいろいろの事情で年號が改定された。即ち天皇の御代始とか、祥瑞とか、天變・地異・疫病とか、干支のめぐりあはせから生ずる辛酉革命とか、甲子革命とかいふものがそれである。

天皇の御代がはりの時に改元のあるのは最も普通の例で、且ふさはしいことである。大寶以前は年號の存在があまり確實でないから、それを除いて、その以後について見るに、御即位の年内に改元の行はれなかつた御代が十九ばかりある。就中異やうに感ぜられるのは、徳川時代に於ての將軍家光（寛永）、家綱（承應）、綱吉（天和）、吉宗（享保）、家定（安政）等が將軍職についた年に改元が行はれて、その頃の天皇の御代がはりの時に改元の行はれてゐないのが多いことである。次に御代がはりの年の内に、改元のなかつた天皇を列記すれば

淳仁（天平寶治二年） 平城（延暦二十五年三月踐祚） 宇多（仁和三年八月踐祚） 白河（延久四年十二月八日受禪）
仲恭（承久三年） 龜山（文中二年八月受禪） 稱光（應永十九年八月受禪） 後土御門（寛正五年七月受禪） 後

第一編 序説 第二章 改元の理由

北畠親房卿の意見 神皇正統記
文武天皇の條一即位五年辛丑より初めて年號あり。大寶といふ。是よりさきに孝徳の御代に、大化・白雉。天智の御時白鳳、文武の御代に朱雀朱鳥などいふ號ありしかども、大寶より後にぞたえぬことにはなりぬる。依て大寶を年號の始めとするなり。

奈良(大永六年四月受禪 天文五年二月御即位) 後陽成(天正十四年十一月七日 受禪 二十五日御即位) 後水尾(慶長十六年三月 受禪 同月御即位) 明正(寛永六年十一月 受禪 同七年九月)
(御即位) 靈元(寛永三年正月受禪 同年四月御即位) 中御門(寶永六年六月受禪 同七年十一月御即位) 後櫻町(寶曆十二年七月踐祚 同十三年十一月御即位) 後桃園(明和七年十一月受禪 同八年四月御即位) 光格(安永八年十一月踐祚 同九年十二月御即位) 孝明(孔化三年二月踐祚 同四年九月御即位) 明治(慶應三年正月踐祚 明治元年八月御即位)
の十九帝である。

この中には御代がはりの翌年に改元の行はれたものもあり、また世の中が亂れて改元を行はれる餘裕のなかつた時もあり、特別に理由づけることは出来ないかも知れないけれども、特に徳川時代に於て天皇の御代がはりの年に改元の行はれなかつたことの多いのはいかがであらう。家光が將軍職についた年に改元のあつたのは、甲子革命の年にあたつてゐたため、また吉宗の享保改元は關東の凶事のためとあるから、偶然といへば偶然かも知れないが、やはり時代の反映と見れば見られないでもない。それには改元の詔などを拜してもわかるやうな氣がする。

(第二編第五章の七改元の詔書とその時代等参照)

二 辛酉革命

辛酉革命といふのは、三善清行が昌泰三年十月十一日「奉菅右相府書」の中に、「明年辛酉運當變革」(本朝文粹書狀の部)とあるのから始つたらしいといはれてゐるが、又一面には神武天

皇の御即位が辛酉の年とされてゐるから、それらも結びつけて考へたことと思ふ。三昌泰四年(皇紀一)が三延喜元年に改められて以來定式となり、千六百二十一年村上天皇の(三九應和)、後一條の(五六治安)一六二一 白河の(六九永保)一七二一 崇徳の(八八永治)一八〇二 土御門の(二〇建仁)一八六一 龜山の(一三六弘長)一八二二 後醍醐の(一五二元亨)一八九二 後龜山の(一六三弘和)三〇四一 後花園の(一六九嘉吉)三三〇二 後柏原の(一八二文龜)三三六一 靈元の(三〇三天和)三三四二 櫻町の(三〇九寛保)三三〇二 光格の(三三七享和)三三六二 孝明の(三三五文久)三三三二 等何れも改元が行はれたのであるが、正親町天皇の永祿四年の辛酉(三三三)と、その次の辛酉、後水尾天皇の元和七年だけは改元が行はれなかつた。永祿四年は、今川義元が桶狭間で信長と戦つて敗死した翌年で、川中島ではまだ謙信と信玄とが鎬を削つてゐた年であるから、朝廷に於ては改元の式を行ひたゞ餘裕があらせられなかつたのであらう。それに勘文選定にあつかる家柄の人なども地方の大名などに身をよせて都をはなれてゐたものもあつたやうである。例へば菅原章長は越前の淺倉家に依り一乗ヶ谷にゐて、大永五年にそこで歿したこと、菅原長淳は天文十六年の十一月に九州に降らんとして、翌年三月二十三日長門の赤間關で頓死したこと等が公卿補任に記してあるのを見ても思ひやられる。又元和七年は徳川秀忠が將軍としての晩年であるから、天下は太平で、改元を行はれるのに差支ないわけだが、永祿の例を追うてそのままになつたのかとも思はれる。

備考 奉_ル菅右相府_ニ書。善相公

清行頓首謹言。交淺語_{扶桑略}深者妄也。居_レ今語_ル來者誕也。妄誕之責。誠所_ニ甘心_一。伏冀_レ尊
閣特降_ニ寬容_一。某昔_{文永本及扶桑略}遊學之次。偷習_ニ術數_一。天道革命之運。君臣尅賊之期。緯候
之家創_ニ論於前_一。開元之經。詳_ニ說於下_一。推_ニ其年紀_一。猶如_レ指_レ掌。斯乃尊閣所_レ照。愚儒何言。
但離朱之明。不能_レ視_ニ睫上之塵_一。仲尼之智。不能_レ知_ニ篋中之物_一。聊以_ニ管穴_一。伏添_ニ稟箒_一。
伏見明年辛酉。運當_ニ變革_一。二月建卯。將_レ動_ニ干戈_一。遭_レ凶衝_レ禍。雖_レ未_レ知_ニ誰是_一。引_レ弩射_レ
市。亦當_レ中_ニ薄命_一。天數幽微。縱難_ニ推察_一。人間云爲。誠足_ニ知亮_一。伏惟尊閣挺_レ自_ニ翰林_一。超昇_ニ
槐位_一。朝之寵榮。道之光華。流布_ニ本作_レ花_一。據_ニ扶桑略_一。吉備公外。無_レ復與_レ美。伏冀知_ニ其止足_一。察_ニ其榮分_一。
擅_ニ風情於煙霞_一。藏_ニ山智於丘壑_一。後生仰視。不_ニ亦美_一乎。努力努力。勿_レ忽_ニ鄙言_一。某頓首謹
言。(柿村重松著 本朝文粹註釋卷第七、一〇一八頁)

三 甲子革命

甲子革命といふのは甲子が干支の始であるから起つたことであらう。村上天皇の 四。康保
(一六四) から始つて、 五。萬壽(一六四) 七。應徳(一七四) 九。天養(一八四) 一一。元久(一八四)
一三七。文永(一九四) 一五。正中(一九四) 一六。元中(二〇四) 一七。文安(二〇四) 一八。永正(二六四)

一九。寛永(三二四) 二〇。貞享(三四四) 二一。延享(三四四) 二二。文化(三四四) 二三。元治(三五四)
何れも改元があつたのであるが、永祿七年のみは改元がなかつた。その理由は辛酉の時と同じ
く天下騒亂のためであつたらう。

四 祥瑞記念

年號をおかれ始めた頃の改元は主として祥瑞を記念するためのやうである。奈良朝から平安
朝の初頃は殆どこればかりといつてよい位であるが、陽成天皇の 二九。元慶度の改元を終とし
て、その後の記録には祥瑞記念といふことは見えないやうである。

白雉は穴戸の國司が白雉を献じたための記念(日本書紀二十五)大寶は對馬國から金を貢じた記念
(續日本紀二 文武天皇の段)慶雲は西樓上等に慶雲の現れたため(續日本紀三文武天皇)瑞龜を献上したの
で靈龜と改元し(續日本紀七元正天皇)美濃國に美泉が湧出したといふので養老と改元し、「天王貴
平知_ニ百年_一八月癸亥」と記した背に文のある龜が見れたといふので天平と改元した(續日本紀十聖
武天皇の段)といつたやうなめでたいことばかりの記念の連続である。純真な、支那模倣時代のありさまが
思ひやられる。支那の歴史には史記でも漢書でも、君徳が天地鬼神を感動せしめて、祥瑞を表
した例が澤山記してあるが、沈約の宋書の如きは特に符瑞志といふ部門を設けて、祥瑞に關す

る記事をかかげてゐる。あちこちの地方官から、黃龍が見えたとか、麒麟が出たとか、醴泉か湧出したとか、甘露が降つたとか、嘉禾を生じたとかいふ報告を中央政府に差出す。中央政府では君徳が天意に合してゐるためとして喜び、群臣は賀表を奉つて盛徳を頌し、そのために年號の改つたことも少くない。我が國に於ても奈良朝から平安朝の初期に於ては休祥に關する賀表、休祥を享くる詔が澤山歴史の書物に載つてゐる。(宋書卷二十七・二十八符瑞志、日本書紀・續日本紀・續日本後紀・三代實錄・文德實錄等參照)

五 災禍厭勝

天變地妖があつたり、惡疫が流行したり、火災があつたり、飢饉がつづいたりすると、年號を改め、その年號の言葉の徳によつて、それ等の災禍を追ひはらつて祝ひなほすといふやうな意味があつたらしい。即ちそれが災禍の厭勝である。記録によると醍醐天皇の延長から徳川時代の終までに百以上もこの理由で改元されてゐる。それ故に年號の決定については、その語句は勿論、文字の構造、音韻の上についてまでもいろいろの意味を附會して論難したのである。それが年號勘文の難陳といふのである。しかし年號の引文に含まれてゐる語句には、直接災禍を追ひ拂ふといふやうな意味はなく、むしろ政治上の理想とか、鑑戒とか、希望とかいふやう

なものが多いのである。

第三章 改元次第

一 奈良朝より平安朝初期までの改元

年號のおかれた始の頃から、平安朝の初期、陽成天皇の元慶の頃までは、年號の改變は主として瑞祥の記念であつたから、古典の中にその年號の語を求めめる必要はなかつたかも知れないが、學者に命じて瑞祥の記録を古書に求めさせられたことぐらゐはあつたらうと思ふ。その順序次第も記録がないからよくわからないが、恐らく後世のやうな整つた形式はなかつたらう。しかし改元についての詔などは大分のこつてゐる。^ハ靈龜が養老に改つたときの詔や、^{一八}天應が延暦に改つた時の詔などを見れば改元についての當時の思想は窺はれる。

◎養老元年十一月朔癸丑天皇臨軒詔曰、「朕以今年九月^一到美濃國不破行宮。留連數日因覽當耆郡多度山美泉。^{〔中略〕}寔維美泉、即合大瑞。朕雖庸虛、何達天貺。可大赦天下。改靈龜三年爲養老元年。^{〔續日本紀七〕}

◎延暦元年八月…己巳詔曰、「殷周以前未有年號。至于漢武、始稱建元。自茲厥後歷代因修。是以繼體之君受禪之主、莫不發祚開元錫瑞改號。朕以寡德纂承洪基、託于王

公之上、君臨寰宇。既經歲月、未施新號。今者宗社降靈幽顯介福、年穀豐稔徵祥仍臻。思與萬國嘉此休祚、宜改天應二年曰延暦元年。^{〔續日本紀卷三十七〕}

二 平安朝中期より江戸幕末までの改元

平安朝の半ば頃即ち天德應和の頃からの改元の記録は改元宸記などに見えてゐて、大體の次第がわかる。その次第はまづ、日野家菅原家等の然るべき人々に命じて、年號勘文を奏進させ、その勘文について選定會議即ち改元定の儀が行はれる。この改元定に與る人々も勅命によつて公卿の中から選任され、それ等の公卿達は陳の座に於て選定會議を開き、勘文について意見を開陳し、賛否の論を闘はす。それが即ち難陳である。難陳の結果、その中で賛成者の多い年號候補二つを選んで、天皇に奏上し、天皇の御裁可によつて何れかに定まり、改元の詔を宣布して天下に公示される。これが一般の形式でこの形式は平安中期に於ても室町時代・江戸時代に於ても、さしたる變りはなく、繁簡の度を異にするに過ぎなかつたやうである。且藤原氏が政權を擅にしてゐた時代に於ても、政權が武門に移つた鎌倉時代室町時代に於ても、この改元の事は朝廷の行事として、武家などからかれこれ申しあげるやうなこともなかつたやうであるが、江戸時代に至つては幕府がいくらか内々關係したやうである。^{〔本篇第三章七改元定と江戸幕府との關係参照〕}

三 勘 文

年號を選擇についてまづ大切なものは勘文である。不完全ながらや勘文としての形式をそなへたものの記録に残つてゐるのは、三弘仁が天長に變つた頃からである。(元秘抄卷一)この勘文を差出す人数も場合によつてたゞ一人のこともあり、或は六人七人の時もあるが、三人四人の時が多く、たまには連署の形をとつたこともある。この勘文に載せられる年號の數は一つの時もあるれば、六つも七つもの時もあるが、四つ五つ位が普通のやうである。それ等の勘文奏進者は朝廷の文學を掌る家筋の人人に命じたのであるが、今日記録の存する範圍に於ては主として藤原氏(日野家等)・菅原氏・大江氏等である。その勘文のかきかたなども家々によつて多少異つたやうであるけれども、大體は同じい。しかも室町時代の中頃以後は勘文の奏進者は菅原氏のみであつたから、今日勘文の實物の残つてゐるのは、江戸時代に於ける菅原氏の奏進したもののみであらう。次に年號勘文の書きかたを例示しよう。

勘文の實物
宮内省圖書寮に數葉あり。
帝國圖書館にも貞享度の勘文四枚あり。
東山御文庫に多數御秘藏の由

(イ) 當家書様 注 當家は菅原家のこと(元秘抄卷二)

勘申
年號事

毛詩天保篇

天保

毛詩云天保下報上也君能下下以成其政臣能歸美以報其上焉天保定爾亦孔之固 注云保安也天之安定女亦孔之固也

皆安

尙書云官職有序衆政惟和万國皆安所以爲正治也

平康

周書云俊民用章家用平康 注云賢臣顯用國家平寧

能成

周易云日月得天而能久照四時變化而能久成聖人久於其道而天下化成又云能成 天下之務能通天下之志 注云各得其所恒故皆能長久

和平

周易云聖人感人心而天下和平

右依 宣旨勘申如件

永祚二年二月十三日正四位下行式部大輔菅原朝臣輔正

(元秘抄卷二に依る。典據訂正)

これは49永祚が50正曆に變つた時の年號勘文なり。

尙書洪範

周易恒卦象傳、繫辭上、同人卦象傳、恒卦注

周易咸卦象傳

江家書様 注 江家は大江氏のこと

勘申年號事

天受

孟子曰云々

治安

漢書曰云々

右依 宣旨勘申如件

右大辨大江朝臣朝衡

貞享
靈元天皇の年號

猶元秘抄には日野家や式家の例もあげてあるが、大江氏の例と同じである。帝國圖書館にある

二〇三貞享度の勘文の一を例示すれば次の通りである。(用紙は奉書)

勘申

年號事

寶永

唐書志曰寶祚惟永暉光日新

安永

文選曰壽安永寧

明和

史記曰百姓昭明合和萬國

右依 宣旨勘申如件

天和四年二月廿一日 從四位銜納兼畿文博士大詛朝原臣在庸

四 難 陳

難陳の難は勘文に對する非難であり、陳は難に對する辯護である。これ等のことも古いところでは後世のやうに形式の調つたやり方ではなかつたらしく、記録に見えるところでは 五〇正暦六年が長徳に變つた時のことが小右記を引いて改元部類(續群書類從第拾壹輯)にあげてあるなどが古い方であらう。而してその難陳の對象となるものは文字の形態、音韻、語句の意味又は先例等であるが、今日から見れば殆どとるに足らぬことが多い。例へば 五〇正暦が 五〇長徳に改つた時の「長徳」に對する難を見ると、「長徳」は「長毒」と音が似通つてゐるとか、又それまでに行はれた年號で「徳」の字を用ひた 三〇天徳の時には疫癘が流行したとか、内裏が炎上した

とかいふのである。(續群書類從第十一輯卷二百八十二改元部類參照)

又 嘉承が 天仁に改つた時の勘文に表はれた年號候補の「正治」について難じてゐるのを見ると、「正」の字は、「一止」即ち一で止まつてしまふといふのである。また「正治」の返音即ち反切は「し」「死」に通ずるといふ難をしてゐる。

「天仁」については「天仁」は「天人」と音が共通である。天人を年號のことばに用ひるのはよくないといふのが難である。しかしこれに對しては「天仁」が「天人」と音が共通でも差支ないといふ辯護即ち「陳」として「天人不可有難。壽考他樂也。雖下天、以人間五十年、爲一晝夜。更不可禁忌者」などのべ「天仁」が採用されてゐる。(續群書類從第十一輯卷二百八十二改元部類參照) くだつて徳川時代に於ても、難陳の要領はこれと大同小異である。一 九八明曆が萬治に改つた時に勘進された年號候補の中「寶觀」に對する難陳をあけて見れば次の通りである。(改元雜錄による)

寶觀初難

左宰相中將有和卿

寶觀之字事後深草院寶治、後花園院寶徳、年序不_レ久_{シカラ}。異朝唐肅宗寶應一年而代末之號也。同敬宗寶曆二年而改_レ之、年序不_レ久_{シカラ}且不_レ快之例也。旁以_テ不_レ庶幾_セ乎。

この非難は和漢の先例をあげて「寶」の字の用ひられてゐる年號のよからぬことを述べたのである。

ある。これに對して次の辯護がある。

同初陳

東園宰相基賢卿

寶觀之號被_レ難申_ニ之趣雖_モ有_リ其理_ニ非_ズ巨難_ト。惣而元號之事於_ニ本朝_ニ者、文武天皇大寶以後連續來也。然者於_ニ寶字_ニ者殊_ニ以_レ可_レ爲_ニ規模_ト。其外佳例繁多也。旁以_テ不_レ可_レ及_ニ異論_ニ事歟。

次 觀字之事。

清和天皇貞觀殆而出現、曆數長久而明時之佳跡也。且亦異朝號內代末等之難破、似_ニ無_ニ其謂_ト。於_ニ本朝之字_ニ不_レ被_ニ棄擲_ト上者漢家之例不_レ可_レ及_ニ沙汰_ト。殊寶位也。難_ニ棄置_ト之由先輩度々被_ニ沙汰_ト。觀或書、居_レ尊爲_ニ群下_ニ觀仰セラルルハ觀之義也ト候。然者此號自然萬民帝位觀仰義、上下之字相備也。殊宜候。可_レ被_ニ採用_ト候歟。

寶觀の字について先例のよいこと。この字の意味のよいことをあげて、初難に對して辯じてゐるのである。またこれに對して、第二の非難を加へてゐる。

二難

有和卿

陳答之趣難_ニ許容_シ乎。以_ニ引文_ニ見_レ之_ト初膺_ニ大寶_ニ云々_ト大寶者指_ニ天位_ト歟。然者取_ニ於大寶之_ニ一字_ニ而合_ニ觀字_ニ事如何。觀字者、穀梁傳曰、「常事曰_レ視、非常曰_レ觀云々_ト。於_ニ寶觀之字_ニ者難_ニ登用_シ乎。猶可_レ在_ニ群議_ニ乎。

天子の位といふ意味のある大寶といふことばの中から寶の一字をわけて、觀の字につけることは問題であり、且、觀の字の意義にも面白くないことがあるといふ非難である。これに對して第二の辯護がある。

二陳

左大辨宰相雅房卿

今所^レ被^レ難^ニ之^ハ大寶^ノ之^ハ二字^ヲ難^ニ指^シ天位^ニ於^テ寶^ノ之一字^ヲ位意^有之^ハ歟。但大之字者贊美之語也。何^レ可^レ憚^ル哉。且觀之字窺^ニ引文^ヲ億兆觀^ニ德候^ト。天必命^レ之^ヲ爲^ニ億兆之君子^ト者、是五常之德也。殊聖君以有^ニ大功^ニ可^レ謂^ニ非常^ト供候者強不^レ可有^ニ變災^ト。旁[、]以^ニ引文^ヲ符合^ス、尤可^レ被^ニ舉用^ニ候歟。

二難に於ける寶の字、觀の字に對しての非難がその理由のないことをのべたのである。

かく難陳が行はれたのであるが寶觀は採用されずして、萬治が採用されたのである。萬治については殆ど難がなかつたのである。

五 改元の詔書

改元の詔については前章に於て養老改元の詔及び延暦改元の詔をあげたが、それより後江戸時代に至るまでの間に宣布された詔書も、その形式に於てはさしたる變化はないけれども、そのおことばの内に含まれてゐることがらは、その時代を反映してゐるやうに考へられるふしが

ないでもない。次に各時代に於ける詔書をあげて參考に資することとする。

寛治 堀河天皇の年號

71 寛治改元の詔(改元部類・續群書類卷第二百八十、七十三頁)

詔 羲皇演^レ卦。靈垂^ニ溫故^之。虞舜受^レ圖。風薰^ニ改正^之之化。是以自^レ古登^ニ紫極^ニ而開^レ基。臨^ニ赤縣^ニ而易^レ號。蓋是前修之芳躅。抑亦往哲之恆規也。太上天皇恩澤流^ニ于寰海^ニ、仁雨施^ニ于普天^ニ。遜^ニ洪業^ニ於出震之位。追^ニ逸遊^ニ於陰陽之蹤。遂^ニ以大謙^ニ授^ニ此眇身^ニ。雖^レ無^ニ德華^ニ之惟馨。只任^ニ鹽梅^ニ之克調。方今當^ニ來夏告律^ニ之候。訪^ニ西漢建元^ニ之儀。宜^ニ尋^ニ皇猷^ニ於踰年^ニ。以^ニ新民^ニ聽^ニ於今日^ニ。其改^ニ應德四年^ニ爲^ニ寛治元年^ニ。主者施行。

寛治元年四月十日(作者 大内記菅在良)

元應 後醍醐天皇の年號

150 元應改元の詔(改元部類・續群書類卷第二百八十一、九十三頁)

右中將藤原資朝朝臣儒辨兼文章博士草之

詔 漢朝建^ニ元者。武帝建^ニ號之濫觴也。唐室貞觀者。文皇真正之洪基也。是以經天緯地之君。受圖應籙之主。當^ニ千載之昌期^ニ。尋^ニ累代之嘉模^ニ。革^ニ故制^ニ令^レ行^ニ來尙矣。朕謬^ニ以^ニ微眇^ニ之身。猥備^ニ黎元之首。日慎^ニ一日。雖^レ謝^ニ聖日淳素之德。年及^ニ兩年。欲^レ遂^ニ翌年改元^ニ之例。方今迎^ニ孟夏之時節^ニ。訪^ニ曾古之舊規^ニ。蓋與^レ物更始^ニ之義也。其改^ニ文保三年^ニ爲^ニ元應元年^ニ。主者施行。

元應元年四月 日

天明 光格天皇の年號

²¹⁵天明改元の詔(天明改元年號勘文・宮内省圖書寮藏)

詔 資_ニ準_ル於_レ劉漢。建元之遺音長振。尋_ニ濫觴_於大朝。大化之餘風久傳。是以創業之君登_レ極必改_レ正。修_レ德之主繼_レ統亦新_レ元。朕苟以_ニ庸昧躬_一唯賴_ニ良弼之力_一。載臨_ニ大寶位_一。將_レ遵_ニ烈聖之訓_一。宜_下改_ニ舊號_一以施_ニ新化_上。其改_ニ安永十年_一爲_ニ天明元年_一。主者施行。

天明元年四月二日

六 江戸時代に於ける改元定の例

徳川時代に於ては前にも述べた通り、改元については幕府が内々關係したやうであつて、改元の詔の上にも何となくその影響があるやうに拜察するのであるが、表面に於ては朝廷の行事として存在してゐたことは申すまでもないことである。次に元文度改元定の實例をあげる。

享保二十一年四月廿八日改_レ元爲_ニ元文_一代始先有_ニ條事定_一(改元雜錄による)

公卿は勘文について詮議する委員。上卿はその委員長。即ち兼香卿が委員長。

◎公卿

右大臣兼香公 舉奏號元文・文長

三條大納言利季卿 元文・文長

西園寺大納言公晃卿 明治

左大將宗熙卿 大龜

醍醐中納言兼潔卿 寛延

坊城中納言俊將卿 元文・文長

中山中納言榮親卿 元文・文長

式部大輔在廉卿 元文・明治

左大辨宰相植房卿 讀國解右筆 文長

右大辨宰相秀定朝臣 讀勘文 元文

備考 以上名前の下に記された元文・文長等はその人が賛成した年號である

辨

規長

デソウ 傳奏

勸修寺前大納言高顯卿

奉行職事

兼胤朝臣

(條事定次第は略す)

辨は會の用務を辨ずる役人にて委員外。傳奏は陛下の勅命を傳へ又は臣下よりの奏上をとりつぐ役。奉行職事は會の事務をとりまかなふ。職事は藏人のこと。

◎改元定次第

先 職事下_ニ年號勘文_一

藏人が年號の勘文を陳の座にもつて來てわたす。

第一編 序説 第三章 改元次第

會議の時には一ばん席末の人から意見をのべるのが例。

次 上卿結申

上卿が渡された勘文をまとめてうけとる。

次 職事仰_二仰事_一

藏人が陛下よりの仰の詞(ここでは年號を**選む**こと)を傳へる。

次 諸卿見_二下勘文_一

諸卿がわたされた勘文を見る。

次 上卿仰_二大辨_一令_レ讀_レ之。

上卿各の勘文を辨に讀みあげさす。

次 上卿仰_下可_二定申_一之由於最末參議_上

上卿が意見をのべるやうにその席における一ばん位置の低い參議に命令する。

次 諸卿定申

他の公卿も位置の低い人から順次意見をのべる。

次 此間取_二傳勘文_一返_二進_一上卿_上

この評議の間に勘文をとりつたへて上卿の所に返す。

次 上卿以_二官人_一召_二職事_一奏聞。

上卿は役人を召して藏人をよんで會議を開いて相談したことの趣を奏上さす。

次 此便返_二上勘文_一

この奏上の時に勘文を陛下のお手許へ御返しする。

次 職事歸來、仰_下一同可_二定申_一之由_上

藏人が陛下のところから歸つて來て會議の趣の通り一同に年號を決定するやうにと御沙汰を傳へる。

次 上卿令_二諸卿議定_一

上卿が公卿達に決定をさす。

次 此間召_二留職事_一

此の決定するまでの間藏人をそこにとどめておく

次 議定畢奏聞

議定が終つてその結果を職事に奏聞さす。

次 職事歸來仰_下改_二某年_一可_レ爲_二某元年_一、依_レ例可_レ令_レ作_二詔書_一之由_上

藏人が奏聞して會議の席に歸つて來て「某年を改めて某年とする」とのこと、並にそれについての詔書の草案を作るやうにとの命を傳へる。

陛下は詔書の草案

を御覽になり日附の數字だけを御記入あそばさる。

次 上卿以_二官人_一召_二大内記_一仰_二詔書之趣_一

上卿は大内記を呼んで詔書の草案を作るやうに命ずる。

次 内記持_二參詔書草_一

大内記が詔書の草案を持參する。

次 上卿披見招_二職事_一奏聞。畢返給仰_下可_レ令_レ清書_一之由_上

上卿は詔書の草案を開いて見て、藏人を呼んで陛下に奏上させ、陛下御覽ずみの上、藏人はこれを清書させるやうにとの御沙汰を上卿に傳へる。

次 内記持_二參清書_一

大内記は詔書の清書を持參する。

次 上卿就_二弓場殿_一内記_{相從}以_二職事_一奏聞、畢返給。

上卿は弓場殿にいつて藏人をして清書した詔を奏聞さす。御覽ずみの上陛下から返し給ふ。

次 上卿復_二仗座_一、内記置_レ筥退入。

上卿は奏聞を終へて會議の席へ歸る。大内記が詔書の入つた筥を會議の席上において退出する。

次 上卿令_二官人_一召_二外記_一、問_二中務輔參否_一仰_二可_レ召_レ之由_上

上卿はかかりのものに外記を呼ばせて、中務輔が參つてゐるかどうかをたづね、その席に召出す様に命ずる。

次 中務輔參_二膝突_一賜_二詔書_一

中務輔が軾のところまゐると上卿から詔書をわたす。

次 辨官覽_二吉書_一

「官吉書・藏人方吉書」を辨官が見る。

次 上卿披見 奏聞畢返給

上卿が吉書を見て、藏人を経て奏聞し、御覽ずみの上陛下より吉書を返し給ふ。

次 職事下_二吉書_一

藏人が陛下の御覽ずみの吉書を上卿にわたす。

次 上卿結申職事仰仰詞。

上卿は吉書を受取る。その時に藏人が陛下の御沙汰を傳へる。

吉書については「享和改元文書第十・十一冊」等参照。

次 上卿以官人召辨下之辨結申。
次 諸卿退出

上卿はかかりの役人に辨を召させて吉書をこれに渡す。辨はこれを受とりこれをまとめる。
會議か終つて諸卿が退出する。

○勘文

勘申

年號事

天明

孝經曰則天之明因地之利以順天下

後漢書曰通天然之明建大聖之本改元正曆垂萬世之則

文長

史記曰文武並用長久之術也

寬延

文選曰開寬裕之路以延天下之英俊也

久治

漢書曰建久安之勢成長治之業

明安

尚書曰放勳欽明文思安安

右依 宣旨勘申如件

享保廿一年四月二十六日 正二位行式部大輔菅原朝臣總長

勘申

年號事

天悠

禮記曰高明配天悠久無疆

元文

文選曰武創元基文集大命皆體天作制順時立政至于帝皇遂重熙而累盛

明治

周易曰聖人南面而聽天下嚮明而治

荀子曰上宣明則下治辨矣

寶文

文選曰秘寶盈玉府文駟列乎華旣

萬祿

毛詩曰君子萬年福祿宜之

右依

宣旨勘申如件

享保二十一年四月二十六日 正四位下行少納言侍從大內記文章博士菅原朝臣在秀

勘申

年號事

得壽

禮記曰大德必得其位必得其祿必得其名必得其壽

大龜

周易曰成天下之亶々者莫大乎蓍龜是故天生神物聖人則之

寶曆

藝文類聚曰五司告肇萬壽載光瑄叶璧輪慶休寶曆斑和布政懸闕徇道

明和

史記曰信其道德謀明輔和

永安

後漢書曰永安漢室綏靜四海

右依

宣旨勘申如件

享保廿一年四月二十六日從四位上行侍從兼文章博士菅原朝臣爲成

◎難陳

△明治

難

右大辨宰相

明治號代始被用治字、凡七ヶ度。各年序不_レ久、可_レ有_二如何_一候哉。

陳

西園寺大納言

明治號被_レ難之趣有_二其謂_一。然此二字其義用甚大矣。夫明_二明德于天下_一者聖王之所_二以治_二天下_一也。故禮曰明照_二四海_一而不_レ遺_二微小_一。又云參_二於天地_一並_二於鬼神_一以治_レ政也。尤宜_レ爲_レ號。可_レ被_二採用_一候乎。猶在_二群議_一。

二難

坊城中納言

明治之號所陳之趣其義固盡。菲才不能難也。然析字言之、則明字爲日月。治字從台、水、台星名也。水既逼日月星辰。有洪水滔天之象。平時尙恐其不叶。況於龍飛之始乎。

二陳

式部權大輔

明治號析字被難之趣、離合之識尤有其謂。雖然明字爲日月。按周易、大人與天地合其德、與日月合其明。此文可爲嘉徵。如治字、從台、水之難者、天治號、可謂水逼天文星辰也。亦在龍飛之始、無洪水之事。推古驗今、強無其難歟。可被採用哉。猶可在上宣。

△大龜

難

右大辨宰相

大龜之號、就龜之字、古來非無其難歟。於文龜者、雖爲代始不嘉號。近者元龜是又不久年序候。旁以不庶幾候。

陳

左大將

大之字在上、事大寶年號根源。龜字在下、事文龜代始號也。龜四靈之一。殊長壽之精。上字相應可致哉。猶宜在群議候。

二難

醍醐中納言

大龜號被陳旨趣、雖有其理、按引文之旨、所節取之大字、似無義。莫大二字去莫字、則年號引文意相反歟。且聲音不優美、可被閣乎。

△文長

難

左大將

文長號尤神妙候、雖然引文聊不甘心、事歟有宜在群議候。

陳

中山中納言

引文不_レ甘心之旨被_レ難申、頗有_レ其謂。然文在上、長用_レ下、近文明慶長年序不少候、且帝範曰弘風導俗無_レ尚_レ於文云。說文亦云長久遠也。語曰周監二代、郁々乎文哉。朝廷之禮文而得。當代始被_レ採用、有何難乎。

二難

西園寺大納言

如_レ被_レ陳申、文長號雖佳文字、聊所存候間難_レ舉申候。

二陳

左大辨宰相

文長號文之字有_レ所存_レ之由、最雖可_レ有_レ其理、不知_レ其所據矣。倩案字義、文者德之惣名、長

者增盛也。以之思之文德盛者帝道長久之意也。且晉書曰、神靈出於江寧、其文曰長壽萬年。是文見往昔引文候歟。彼是爲優長號。猶可在上宜。

△寬延

難

中山中納言

寬延號事延字在下、國朝、天延・永延・保延、曆數不久。異朝漢成帝元延、成帝無子荒于酒色。漢業日衰。後魏大武太延、有蠕蠕犯塞至七介山之變。且寬延之二字有優游不斷之義。史官以此譏漢元帝。又延字有延燒之恐。旁不快候歟。

陳

醍醐中納言

寬延號被難趣雖似有其寄、永延・寬治吉例。殊代始佳號也。異朝不快年號字本朝被用之爲吉例不一。漢殤帝延平非凶例乎。而延曆・延喜、聖代而曆數久遠也。如其延字有延燒之恐之言似無其理、漢天漢、梁天監皆惡疾同訓。後漢漢安、響似艱難、雖然無爲也。抑寬字、記云、湯以寬治其民而除其虐。家語云、外寬而內正。新唐書云、太宗以寬仁而治天下。延字爾雅疏云延年永也。尙書云、御衆以寬罰不及嗣。賞延于世。且年號以引文之宜可被採用旨、先賢被議定畢。今於此號之引文、開寬裕之路以延天下之英俊也。爲

其吉言照照、被舉用有何不可哉。

二難

三條大納言

寬延號之事、此兩字度々出現候上者不及申子細候。但連續の音響如何候哉。猶可在群議。

△元文

難

左大將

元文號之事元字在上例聊所存在之猶可有群議候

陳

坊城中納言

元文之號元字在上例指不違屈也。爰就近言之則元和元祿不亦吉乎。且夫元者天之德也。文者人之德也。方今體天隨時作制立政、則元文之號可被舉用。

二陳

右大辨宰相

權中納言藤原朝臣如被陳申於元文號者、元者始也。文者禮也。道德仁義非禮不成云。旁被用代始號可然候歟。

重陳

三條大納言

元文號之事陳答之旨趣尤候。元字文字被_レ舉用_レ候事佳例連綿候。元者善之長也。文者德之盛也。字義共宜候。此號可_レ被_レ奏達_レ候哉。

右大臣

元文號陳答尤宜候。元字元元入_レ元初_レ神道之淳辭也。易曰乾元萬物資始。文字一書曰、初繼_レ聖體_レ新守_レ明文。書曰文命敷_レ于四海。誠_レ聖主受_レ統施_レ化之美稱也。被_レ用_レ代始之元號_レ珍重不可_レ過_レ之候。於_レ文長號_レ者、文字如_レ已前義。長常久也。且孟子曰苟得_レ其養_レ無_レ物不_レ長。是又化_レ育生民_レ治教垂_レ永裔_レ之意也。此外所_レ被_レ陳申_レ總協_レ其理。以_レ元文文長兩號_レ令_レ奏聞_レ候波牟。

◎詔書(菅原在秀朝臣作進)

詔 劉漢協和武帝有_レ建元之美。李唐泰平文皇有_レ貞觀之盛。凡上天授_レ命下民_レ歸_レ德。履_レ端居_レ正改_レ元布_レ新、實前王之令典我朝之舊章也。朕謬承_レ洪基、以_レ薄德_レ臨_レ黎庶、叨奉_レ神器_レ顧_レ眇身_レ畏_レ皇天。尙賴_レ股肱匡救之力、以致_レ政教雍熙之化。垂拱仰_レ成述而不_レ作紀_レ元慎_レ始建而不_レ悖。其改_レ享保二十一年_レ爲_レ元文元年_レ主者施行。

元文元年四月二十八日

二品行中務卿

臣職仁親王 宣

從四位上行中務大輔

臣藤原朝臣光全 奉

正五位下中務少輔

臣安倍朝臣泰孝 行

關白從一位

臣藤原朝臣

從一位行左大臣

臣藤原朝臣

從一位行右大臣

臣藤原朝臣

內大臣正二位兼行右近衛大將

臣藤原朝臣

從二位行權大納言

臣藤原朝臣

從二位行權大納言

臣藤原朝臣經秀

從二位行權大納言

臣藤原朝臣利季

從二位行權大納言

臣藤原朝臣實憲

從二位行權大納言

臣藤原朝臣通兄

從二位行權大納言

臣藤原朝臣公晃

從二位行權大納言兼左近衛大將

臣藤原朝臣宗熙

從二位行權大納言

臣源 朝臣長忠

權大納言正三位

臣藤原朝臣道香

- 權大納言正三位 臣藤原朝臣植基
- 從二位行權中納言 臣源 朝臣俊宗
- 從二位行權中納言 臣源 朝臣有敬
- 從二位行權中納言 臣藤原朝臣基雄
- 從二位行權中納言 臣藤原朝臣兼潔
- 正三位行權中納言 臣藤原朝臣宗建
- 正三位行權中納言 臣藤原朝臣隆兼
- 正三位行權中納言 臣藤原朝臣俊將
- 權中納言從三位 臣藤原朝臣定種
- 權中納言從三位 臣藤原朝臣榮親
- 權中納言從三位兼行左近衛權中將 臣藤原朝臣内前
- 參議正三位行式部權大輔 臣菅原朝臣在廉
- 參議正三位行左近衛權中將 臣藤原朝臣實惟
- 參議正三位行左衛門督 臣藤原朝臣雅香
- 參議正三位 臣藤原朝臣隆文

- 參議正三位 臣藤原朝臣宗家
 - 參議從三位行左大辨 臣藤原朝臣植房
 - 參議從三位行左近衛權中將 臣藤原朝臣基楨
 - 參議正四位上行右大辨 臣藤原朝臣秀定等言
- 詔書如右請奉
詔付外施行謹言

元文元年五月三日

御畫

可

七 改元定と江戸幕府との關係

上にあげたやうに改元定のことは表面上全然朝廷の行事として運ばれてゐたやうであるが、實際に於ては、餘程まで幕府が關係し、幕府の儒臣である林家の人々なども、内々に年號候補の選定に加つてゐたやうである。これ等の消息は改元物語によつてよくうかがふことが出来る。

改元格(一名改元物語) 漱芳閣叢書料十(上野帝國圖書館所藏の寫本による)

(林鷲峯著)

異本「歴テ」アリ。
ツラノ本朝の古ヲ尋ルニ、大化大寶ヨリ以來改元ノ例久シ。或ハ嘉瑞ニヨリ、或ハ凶災ニヨリ、其趣品品ナリ。即位ノ年ニハ改元アルコト例ナリ。或ハ先帝ノ年號ヲ用テ年ヲ改元ノ例モアリ。中古ヨリ菅家 江家等ノ紀傳道ノ輩年號ノ字ヲ勘進ス。其引用書三十部バカリヲ限テ古書ニ非レバ用ズ。數多勘進スル内ヲ陳ノ座ニテ難陳ノ問答有リテ議定セルトナン承ル。應仁以來亂世ニヨリ其習禮モ未熟ナリケルニヤ、慶長ノ末、東照宮ノ命ニ曰ク、年號ノ字ハ漢唐ノ吉例ヲ考ヘテ是ヲ用ヒ、重テ習禮整テ以後ハ本朝ノ舊式ヲ用ヒラルヘシトノコトニ依テ、慶長改元アリテ元和ヲ用ラル。慶長ハ漢章帝ノ年號ナリ。元和ハ唐ノ憲宗ノ年號ナリ。今ノ太上皇御在位ノ時ナリ。元和年中京師大火アルニ由テ、京童部クセナレバ、元和ノ字ハケンクワトヨムベシナドトノシルニ由テ、十年ニアタル時改元アリテ寛永ト號ス。目出度二十年ヲヘタリ。然レドモ街説ニハウサ見ルコト永シナド云シトナン。此年號ノ中

台徳公薨シ玉ヒ、又今本院即位マシマセドモ改元ニ及バズ。寛永二十年ノ冬後光明天皇即位アリ、一年號三帝ニワタル例シナシトテ、明十二月改元アリテ正保ト號ス。此時諸家ノ勘進スルトコロ數多アリトイヘドモ

大猷公御前ニテ御裁斷アリテ、仰ニ曰ク、年號ハ天下共ニ用ルコトナレバ武家ヨリ定ムベキ

先考

林羅山

コト勿論ナリ。公家武家ノ政ハ正キニシクハナシ。正シクシテタモタバ大吉ナリ。ト議定シ玉フ。其時酒井讚岐守・堀田加賀守・松平伊豆守信綱・阿部對馬守・阿部豊後守伺候シ、先考、舊例ヲ考ヘ調進ス。公家ノ勘文ヲ御前ニテ讀進ス。我モ其コトニ預リ侍ス。

正保五年又京童ノ癖ナレバ、正保ハ燒亡ト聲ノヒビキ似タリ。保ノ字ヲ分レバ人口木トヨムベシ。又正保元年ト連書スレバ、正ニ保元ノ年トヨム。大亂ノキザシナリト放言ス。又少シ書籍ヲモ見ケル者ハ正ノ一字ハ一ニシテ止ルトヨム。久シカルマジキ兆ナリトイヘリ。ケ様ノ雜説マチマチナルニ由テ、京兆尹板倉周防守重宗、内内ニテ言上シケルニヤ、慶安ト改メラル。此時モ先考ヲ御前ニ召テ御議定アリ。其四年ニ當リケル四月二十日

大猷公薨シ玉フ。同八月十八日今ノ

大君征夷大將軍ニ任ジ玉フ。是ニ由テ明年ノ秋改元アツテ承應ト號ス。其三年ニ當ル九月二十日後光明天皇崩御アリテ、今ノ新院承ツギ玉ヒシナリ。其明年改元アリテ明曆ト號ス。其三年江戸ニ大火アリ。其時ノ巷説ニ明曆ノ二字、日月又日ヲ添タリ。光スギタルニヨリ、大火事アルナドト云フ。翌年改元アリテ萬治ト號ス。此ノ改元ノ時ハ先考ノ例ノ如ク、予勘例ヲ調ヘ公家ノ勘文ヲヨミテ井伊掃部頭直孝・酒井雅樂頭忠世・酒井讚岐守忠勝・松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋・稻葉美濃守正則列坐ス。アマタノ年號ヲ議シテ其中ニ貞觀政要ノ文ヲ引テ「本固萬

*隋書卷二十二五行志、五枚裏
一後齊文宣帝時太子殷當冠。詔令邢子才爲制。子才字之曰正道。帝曰、正一止也。吾兒其替乎。子才請改帝不許。曰。天也。因顧謂常山王演曰。奪時任汝。慎無殺也。及帝崩、太子嗣位常山果廢之而自立、殷尋見害。

事治「トイヘルヲ、予ヨミケレバ掃部頭直孝曰、コンホドノ吉事アルベカラズト申サル。美濃守正則マコトニヨロシカルベシト云ヘリ。讚岐守忠勝等モ最モト同ジ、御前へ出テ言上シ定ル。其四年ニアタル正月十五日内裡炎上ス。改元アルヘキ旨京兆尹牧野佐渡守親成ヨリ江戸へ言上ス。執政老臣相談ニテ、萬治ノ改元ハ江戸ノ火事ニヨリテナリ。然レバ今度内裡ノ炎上ニ因テ改元アルベキトノ勅定ナレバ武家ヨリ兎角仰ラル、ニ及ストノ旨ナリ。是ニ由テ三月下旬東坊城五條高辻三家ノ勘文、佐渡守親成ヨリ到來ス。其時予忌中ナリケレバ、雅樂頭忠清宅へ招レテ三家ノ勘文ヲ披見ス。年號ノ字十アマリアリ。皆是ヲ携へ歸宅ス。三家ハ共ニ菅家ノ末ナリ。紀傳道ノ家此三家ノミ今ニ傳リテ、其外ハ皆斷絶スルトナン。予忌除テ勘例ヲ調へ、私意ヲ以テ上中下ヲ定ム。其中寛文ヲ第一トス。雅樂頭忠清ノ旨ニ依テ登城シケレハ、保科肥後守正光、酒井讚岐守入道空印・雅樂頭忠清・伊豆守信綱・豊後守忠秋・美濃守正則列坐ニテ勘例ヲ聞キ各共ニ寛文然ルベシト思ハルル體ナリ。然ドモ今度ノ改元ハ公家ノ御沙汰ナレバ、只一ヅニ武家ヨリ定メラルベキニモ御遠慮アルベキ儀ナリトノコトニテ、寛文ニ勘文ノ中二ツヲ加ヘテ三ツノ内叡慮次第ト佐渡守親成方へ申遣シテ宜シカルベシト議定シ、上意ヲ伺ヒ、ソノ旨ニ決シ、肥後守正光ハ今ノ太平ノ御代ナレバ寛文最宜シカルベシト思ハレケル色アリ。然レドモ衆議ノ上ニテ御前ニテ定ルコトナレバ重ネテ云フニ及バズ。四月二十五日改元アツテ寛文ト

内々ニテ歟

號ス。執政諸老皆思ヘラク、公家武家共ニ同意ノ年號珍重ト申サル。風聞ニハ吉良若狹守義□
 内ヒテテ諸老ノ旨ヲ傳ヘ申シ遣シケルニ由テ、寛文ニ定ルトナン。後日若狹守義□予ニ談リケ
 ルハ此度ノ年號ハ春齋意ニテ定ルト京師ニテ沙汰アリト。凡ソ正保ヨリ以來改元度々ニ及テ五
 年三年ニ過ズ。寛文ハ寛永ノ例ニテ久シカルベシト上下共ニ申シアヘリ。寛文三年ニ當今皇帝
 即位マシマス御宇ノ初ナレバ改元アリタク思召沙汰アリシトナン。サレドモ事トゲザルハ、江
 戸ヨリ御許容ナカリケルニヤ。今年寛文十三年五月八日内裡炎上、同八月改元ノ沙汰アリテ、
 九月三日京兆尹永井伊賀守尙庸方ヨリ、年號ノ勘文八條到來ス。稻葉美濃守正則・久世大和守
 廣之・土屋但馬守數直ヨリ、勘文ヲ考ヘ明日登城スヘキ旨申シ來ルニ依テ、即日勘例愚案ニ、京
 師ノ勘文ノ要ヲトリテ、和解ヲシテ翌四日、先雅樂頭忠清宅へ行テ内見セシメ、登城ス。四執
 政列坐ノ前ニテ逐一是ヲヨム。愚按ノ趣各意ニカナヒ、褒美ノ詞アリ。ココニ於テ四老御前ニ
 進ミ、言上アリテ伊賀守方へ返書ヲ遣ス。予カ愚意ハ、八條ノ内、延寶・弘德・天龜ヲ上トス。
 寶永嘉永ヲ中トス。享延・建祿・至元ヲ下トス。四老各予ガ口説ヲ聞テ延寶ハ延曆・延喜ノ吉例、
 最宜シ。弘德・天龜モ、文字ノ意モ唱モ目出タシ。寶永ハ應永ノ例モ寛永ノ例モ然ルベシ。嘉
 永ハ嘉吉ノ例不吉ナリ。享延ハ唱ヨロシカラズ。建祿ハ建ノ字コボストヨム字ナレバ宜シカラ
 ズ。至元ハ元ノ世祖日本ヲ侵セシ時ノ年號ナレバ不吉ナリト議定マチマチナリ。是皆予ガ愚案

ニ述シ趣ナリ。雅樂頭忠清・美濃守正則共ニ曰ク、至元ノ年號ヲ勘進セルハ異朝ノ古事ニクラシ。三家ノ越度ナリト笑ハル。夫正保ヨリ毎度ノ勘例共ニ公私雜纂ニ其草案ヲノセタリ。寛文ノ年號十三年マデ改メスシテ、本朝通鑑モ此間ニ成就シヌレバ、私ノ爲ニハ古號トイフベキカ。此度ノ改元頗遺念ナキニ非ズ。蓋改元ハ天下ノ大舉ナリ。シカルニ正保ヨリ明曆マデハ毎度先考ノアヅカルトコロナリ。萬治ヨリ此度マデ三度予ガ預ル所ナリ。此僉議ノ時執政ノ外子父子ナラデハ一人モアツカルモノナシ。微少ノ身トイヘドモ是又稽古ノ力ニアラズヤ。事ノ次ニ子孫ニ示スタメニ言長ケレド記シ侍ル者ナリ。

延寶元年癸丑九月二十三日 弘文院學士兼禮部尙書林恕之道誌。

右改元格一卷據國學所藏之書寫以充叢書、弘文館學士姓林名恕、字之道、別號鷲峯。世之所謂春齋先生是也。今臨寫是書姑書以爲左券。

元文元年丙辰六月辛卯平維章子文跋

八 改元についての世論

年號改定といふことは朝廷に於ける重大な行事であるのみならず、國家全體としても重大なことであるけれども、かざられた家柄の人たちが、かざられた書物の中から勘文を選定し、限

られた家柄の人たちが論議して定めた候補について御裁可を仰いで定めたのであるから、傳統の外にふみだすことは出来ない。難陳などに於て論ぜられる事柄も、多くは文字の末にとらはれたり、陰陽五行の説になづんだりして、思想的方面について論ずるといふことは少かつた。隨て世間の學者などもこの行事については雲の上の事としてさほど心にとめたものもなかつたやうであるが、江戸時代の末頃にはいくらかこれ等のことにも批評を試みるやうなものが出て來た。中井積善の草茅危言や片山芳秀の夢の代の中へのべてゐる意見などは一寸面白い。

年號ノ事 (草茅危言卷一、七枚―九枚)

一、年號ハ漢ノ武帝ニ始ルト雖モ周季漢初ヨリ胚胎セリ惣メ帝王ノ元年ハ即位ノ初年ノ事ニテ何モ吉凶ニアツカル事ナキヲ周季戰國ノ時ニ方術禳祥ノ說ニ惑アリテ元年ト云フ祝ヒ直シテ目出度事ト心得テ在位中ニ元年ヲ立カフル事起リ漢ノ景帝ニ及ヒテハ兩度マテモ改ムレハ紛ハシキユヘ中元年後元年ナト稱セリ漢武ニ至リ其例ニ益立カヘレハ後ハ呼ビ様モ無キ様ニナル故其名號ヲ立テ建元ト名付シヨリ始テ年號定リタリシ元來禳祥ハ云ニ足ザル事ナレトモ後世ヨリハ年代ヲ考ルニ記認シヨク簡便ナル事ユヘ長ク其制ヲ守ル事ニナリタリサレトモ禳祥ヲ離レサルユヘ天變地妖人事ノ變ナトニツキテ必ス改元シテ壓勝スルノ風ハイツノ世モ替ラス但シ千數百年ヲ經テ明清ニ至リ始テソノ惑モ解タルニヤ一代ニ年號一ト定リタルハは大ニ簡當ノ事ナリ

歴は厭に通ず

我邦ハ李唐ノ制ヲ取テ大化白雉ヲ始メ大寶以來今ニ聯綿タリカノ禩祥ノ風マテ存シテ一代ニ數度改元アルモ同シ又神武元年ハ辛酉ニ當ヨリ辛酉革命ト云事ヲ云立テ必ス改元アル事トシ延喜ヨリ享保マテ定式トナリタリソノ間ニ改元ナカリシ辛酉ハ永祿四年ト元和七ノミナリ又甲子ノ歲ヲ革命ト云テ必改元アル事トシ康保七年ヨリ始マリ延享ニ至リソノ間改元ナカリシ甲子ハ永祿七年ノミナリ又繼代ノ實ノ元年ニ改元ナカリシモ毎度ナリ上下千有餘年ノ間改元アリテサシテ吉モナク改元ナクテサラニ凶モナシ一代數號ノ時モ一代一號ノ時モ亦同シ禩祥ノ妄壓勝ノ誕タル事識者ニ非ストモ明カニ知ルヘキ事也何分是ハ明清ノ法ニ從ヒ一代一號ト定メタキ御事ナリ明ノ興ルヤ我邦ノ應安元年ニ當リソノ亡ルハ正保元年ナリソノ間二百七十餘年ニシテ明ノ年號十七我國ノ年號三十八ナリ清ノ興ルヤ我正保ヨリ今寛政マテ百四十餘年ニシテ年號四我邦ノ年號二十二ナリ煩簡ノ相違カクノ如シ又年號ノ文字ハ朝廷ニ字數ノ定アリテ廣ク諸書ニ求ムル事ヲ禁ス故ニ同シ文字ハカリ上ニナリ下ニナリ尙更記認シカタシ是ハイツレノ比ヨリ定リタル法ニヤ察スル所中葉朝廷ノ大衰ニテ翰林ノ諸公モ文業ニ明カナラサリシユエ止事ヲ得スメ簡捷ノ法ヲ設ケラレタルト見ユ今日文教盛シニナリ翰苑ニモソノ人アルニヤハリ舊弊ヲ守ルハイカハナリ廣ク文字ヲ求ムヘキ事ナリ是モ明清ノ如ニ一代一號ニナリナハ是マテツヒニナキ文字ハカリヲ以テ年號ヲ立ル事モ容易ナルヘク記認ノタメニモ別シテ宜シカルヘシ(原文のままとす)

夢の代卷一天文部 (帝國圖書館所藏の寫本による)

下總國國造碑ニハ永昌元年己丑四月飛鳥淨見原大宮云々トアリコレハ唐ノ年號ニテ持統三年ナリコレニヨレバ唐ノ正朔ヲ用ヒタル事モアルニヤイカンヲ知ラズ。ソノ後ハ年號ツヅキテタユルコトナシ今ニ至リテソノ例ニ脩フナリシカルニ西洋ハ昔ヨリ年號少クシテイタリヤ國ノ元祖伯太祿元年ヲ始トス則漢ノ平帝二年ニシテ我垂仁帝三十一年ニアタルコレヲ元年トシテ今歲享和二年清ノ嘉慶六年ハ西洋ノ千八百二年ナリ。西洋ノ諸國ミナコレニ隨ヒ「ムスコビヤトルコノ強國トイヘトモ用ヒザルヲ得ズ當時ハイタリヤノ天子モドイツランドニ都ヲウツススベテ西洋歐羅巴ハミナコレヲ用フルナリ煩ハシカラズシテ年ヲ數フルニ甚ダシキ益アリコレモ亦シラズンバアルベカラズユエニ告グ

辛酉甲子改元ノコトハ三善ノ清行菅公ハ奉リシ勘文ヨリ起ルカ辛酉ハ延喜ニ始マリ應和・治安・永保・永治・建仁・弘長・元亨・永徳・嘉吉・文龜迄アツテ永祿四年・七年ニカケテ其後天和・寛保・享和ニ至ル甲子ハ康保ニ始リテ萬壽・應徳・天養・元久・文永・正中・至徳・文安・永正マデアリテ永祿七年ニカケテ其ノチ寛永・貞享・延享ニ至ル享和四年ニ至リテ又改マルベシシカルニ永祿ニ甲子辛酉トモニ欠ケタルモノハ天下擾亂ニヨリテココニ至ラザルナルベシ元和辛酉ハ永祿ニナラヒテ欠タルナラン同甲子ニ至リテ古例ニ復セラレタルナラン然ルニ説者曰辛酉ハ菅公左遷

ノ年ニシテ三善清行スデニ勘文ヲ奉ルコレヨリ大臣ニ變事アリトイヒテ諸社ニ奉幣シ元ヲ改メテコレヲ祓スト云 本朝文粹曰「清行頓首謹言……伏見明年辛酉運當ニ變革……」云々コレ術數家ノ言何驗アラン然レドモ智者ハ大テイ其人ノ情性時ノ輕重ヲ以テ未然ヲ知ルコノ時菅公寵遇ヲ恣ニシ藤ノ時平源光妬心目ヲソバタツルヲミル既ニ禍來ランコトヲシリテ術數讖諱ニヨセテ諫ムルモノナリ然ルニ清行ノ言ハコノ辛酉バカリヲ云ナリ後代ノ辛酉ヲサスニアラズ元來辛酉ハ神武ノ元年ナレバ吉瑞ノ年ト云テモ然ルベシ甲子ハ千支ノハジメナレバ尙サラニ然ラン後世革命ヲ以テ諸社ニ奉幣シ改元シテコレヲ稜ハントスイカナルコトゾヤ吾ハシラザルナリ
 うへにあげた文によつても方術祿祥の意味のないことや一世一元の方がよいといふやうなことが明らかに論ぜられてゐる。これは今から見れば何でもないことであり、半可通の西洋事情をふりまはしてゐるところなどは可笑しくもあるが、當時としては可なり卓見でもあり、思ひきつたいひ方でもある。かやうな意見は明治改元の時に於て實現され今日に及んでゐる。

九 明治以後の改元

慶應が明治に改る時社會萬般の改革とともに改元の次第も改められ、一世一元の制となり、昔のやうな煩瑣な形式はのぞかれ、勘文奏進者の任命も、難陳の儀などもなくなつて簡單な形

式によつてしかも嚴重に決定されるやうになつた。左に明治以後の改元に關する記録を掲げて見よう。

太政官日誌^{第八十一號} 九月八日

今般御即位御大禮被爲濟先例之通被_レ爲_レ改_ニ年號_一候就而ハ是迄吉凶之象兆ニ隨ヒ屢改號有_レ之候得共自今御一代一號ニ被_レ定候依_レ之改_ニ慶應四年_一可_レ爲_ニ明治元年_一旨被_ニ仰出_一候事

九月

改元詔

詔 體_ニ太乙_一而登_レ位、膺_ニ景命_一以改_レ元洵聖代之典型而萬世之標準也。朕雖_ニ否德_一幸賴_ニ祖宗之靈_一祇承_ニ鴻緒_一躬親_ニ萬機之政_一乃改_レ元欲_レ與_ニ海內億兆_一更始_ニ一新_一其改_ニ慶應四年_一爲_ニ明治元年_一自今以後革_ニ易舊制_一一世一元以爲_ニ永式_一主者施行。

明治元年九月八日

議定官

輔相

岩倉右兵衛督具視

議定

中山儀同忠能

正親町三條前大納言實愛

德大寺大納言實則

中御門大納言經之

松平中納言慶永

山內中納言豐信

伊達宰相宗城

參與

阿野中納言公誠

鍋島少將直大

三岡四位公正

福岡四位孝弟

小松玄蕃頭清廉

後藤象次郎元輝

大久保一藏利通

木戶準一郎孝允

廣澤兵助真臣

副島二郎龍種

橫井平四郎時存

岩下左次衛門方平

大木民平喬任

行政官

辨官事

坊城右大辨宰相俊政

勘解由小路左中辨資生

五辻彈正大弼安仲

秋月右京亮種樹

西四辻少將公業

神山五位君風

田中五位輔

日本年號大觀

神祇官

知官事

鷹司前右大臣輔熙

判官事

植松少將雅言

福羽五位美靜

會計官

知官事

萬里中納言博房

判官事

池邊五位永盛

軍務官

副知官事同様

有馬中將賴成

三等陸軍將

坊城侍從俊章

判官事

海江田五位信義

外國官

知官事

伊達宰相宗城

副知官事

小松玄蕃頭清廉

刑法官

知官事

大原中納言重德

副知官事

備前侍從章政

判官事

中島五位錫胤

第一編 序說 第三章 改元次第

土肥謙藏名缺

京都府

知府事

長谷宰相信篤

判府事

松田五位道之

青山小三郎貞

詔以施行

明治元年九月十二日

等謹奉

今般 御即位御大禮被爲濟改元被 仰出候ニ付而者天下之罪人當九月八日迄之犯事逆罪放殺
並犯狀難差免者ヲ除之外總而減一等被赦候事
但犯狀難差免者ハ府藩縣ヨリ口書ヲ以テ刑法官ヘ可伺出事

九月

(源忠詔著改元考證土代卷三による)

明治改元の記録には勘文の奏申者もなければ難陳などのこともない。つまり長い間の型を破
つてしまつたわけで、大正・昭和の改元もこの例に則られてゐるやうである。

明治が大正に代つた時は改元の詔書が次の通り官報を以て公布されてゐる。

官報號外 (明治四十五年七月三十日)

朕菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ萬機ノ政ヲ行フ

茲ニ

先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト爲ス主者施行セヨ

御 名御璽

明治四十五年七月三十日

内閣總理大臣	侯爵 西園寺公望
海軍大臣	男爵 齋藤實
遞信大臣	伯爵 林董
司法大臣	松田正久
内務大臣	原敬
外務大臣	子爵 内田康哉

農商務大臣	男爵 牧野 伸顯
文部大臣	長谷場 純孝
大藏大臣	山本 達雄
陸軍大臣	男爵 上原 勇作

昭和改元の詔書

官報號外 (大正十五年十二月二十五日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ大統ヲ承ケ萬機ヲ總フ

茲

定制ニ遵ヒ元號ヲ建テ大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ昭和元年ト爲ス

御名御璽

大正十五年十二月二十五日

内閣總理大臣	若槻禮次郎
陸軍大臣	宇垣一成
海軍大臣	財部 彪
外務大臣	男爵 幣原喜重郎

文部大臣	岡田 良平
------	-------

内務大臣臨時代理	安達 謙藏
----------	-------

遞信大臣	江木 翼
------	------

司法大臣	片岡 直溫
------	-------

大藏大臣	子爵 井上 匡四郎
------	-----------

鐵道大臣	町田 忠治
------	-------

農林大臣	藤澤幾之輔
------	-------

商工大臣	
------	--

第二編 本論

第一章 年號勘文奏進者

一 概説

年號勘文作成を任命されるについて、初の内は可なり廣い範圍の中でその適材を選まれたやうであるが、だんだんその範圍が家柄によつて限定されるやうになり、足利時代の中期永享度の改元以後に於ては、殆ど菅原氏一門に限られるやうになつてしまつた。今ここに記録の存する範圍に於ける勘文奏進の門流とその人數とをあげることにする。

- 菅原氏 一〇九名
- 藤原氏 九三名
- 大江氏 一〇名
- 平氏 二名
- 源氏 二名
- 紀氏 一名

第二編 本論 第一章 年號勘文奏進者

橘氏	一名
南淵氏	一名
都氏	一名
三善氏	一名
秦氏	一名

合計二百二十二名である。

以上の二百二十二名の内その勘文が奏進改元度に於て直接採用されたものは百十四名、その當時には採用されないうで後人がその勘文を踏襲したことによつて採用されたものが五十七名、全然採用勘文に關係のないものが五十一名といふことになる。

二 菅原氏

菅原一門の年號勘文奏進者は百九名であるが勘文の上では百十六名になつてゐる。それは、七名の方が中途改名をしてゐるからである。即ち菅原良長は豊長と改名し、菅原長誠は綱忠と改名し、知長は恆長、在富は在家、爲良は爲經、爲璞は爲俊、世長は胤長と改めてゐる。例へば菅原長誠は延享度に於ては長誠の名に於て勘文を奏進し、明和度に於ては改名後の綱忠の名を以て奏進してゐるのである。(年號勘文奏進者氏名一覽・奏進年號數氏名分類一覽並系圖等参照)

以上の菅原氏のうち勘文の奏進者として最も早く記録の上に見えてゐるのは清公である。清公は道眞の祖父にあたる。その次は道眞の孫の文時である。しかし年號勘文作者として地歩を占めるに至つたのは道眞の玄孫孝標(更科日記の作者の父なり)の子定義からで、定義の三子是綱・在良・輔方の子孫が常にこれに干與することになつたのである。但し輔方の子孫は紀元二千年代即ち南北朝時代以後に於ては奏進者の中にその名を認めることが出来ぬ。

是綱は勘文奏進者ではないが、高辻家の祖で、その曾孫爲長に至つて家運が盛になつたやうである。その子の長貞・公良・長成・高長の内、長成の子孫が高辻家の嫡流であるが、その弟の高長は別に五條家を立て、その子長經を経て、孫の茂長は東坊城家を新に興し、これと並んで五條の嫡流も益々榮え、數代の後には清岡家・桑原家がこれから分れて出てゐる。

是綱の弟在良は唐橋の祖で、これまた子孫が榮えてゐる。即ち今日に於ても高辻・五條・東坊城・清岡・唐橋の諸家は華族として存在し、又桑原家の子孫もあるのである。輔方の子孫、並に長貞・公良の子孫にも幾人かの勘文奏進者を出してゐるけれども、久しからずして著れなくなつたやうである。

以上の五家に於ける勘文奏進者の人數をあげて見ると高辻家が二十二名、五條家十五名、東坊城家が十八名、清岡家六名、桑原家四名、唐橋家が二十五名、輔方の子孫十二名、其他が七

人で、合せて百九名である。而してこのうち勘文奏進年度に於て直ちに採用された人は六十一名である。

以上百九名の中には詩文の作者として和歌の作者として相當に知られた人もあるが、宮廷の奥深く隠れて傳統のみを守つてゐたためか、子孫繩繩たるに比して文學界に於ける功績は少いやうである。

試に出色者をあげて見よう。

菅原清公 延暦二十年に遣唐判官として入唐し、歸朝後式部少輔大學頭等となり凌雲集や文華秀麗集の撰集に關與してゐる。

菅原文時 菅三品と稱し、本朝文粹にその作が三十九篇ものつてゐるのみならず、拾遺集の作家でもある。

菅原輔正 本朝文粹にその作が三篇のつてゐる。所謂菅相公がこれである。

菅原爲長 續後撰・續古今・續拾遺・新千載・新續古今等の作家で、かねて書を能くした。頗る長生して、改元の勘文を奏進せること十八回、延數六十、しかも直接採用を被つた勘文が十に達してゐる。これは勘文奏進者として數の上からの第一人者である。文學者として重んぜられてゐた人と見え、明月記などにもその消息が傳へられてゐる。享年は八十九のやうである。

る。(資料第四年號勘文奏進者一覽・同便覽並に系圖等参照)

三 藤原氏

藤原氏の勘文奏進者は九十三名であるが、勘文の上でしらべて見ると九十四名ある。これは一六〇永享度の奏進者親光が改名して二七〇文安度には兼卿となつて居るからである。なほ 善正 曆度の奏進者に藤原能成といふのがある。元秘別録にはその記載はないが園太曆等の記録にそれをのせてゐる。能成といふのは尊卑分脈に三人ばかりある。しかし何れもその時代があはぬ。或は正曆度の年號候補の中菅原輔正の奏進したものに「能成」といふのがあるから、それとこんがらがつたではないかといふやうな想像もする。であるからこれは計算の内には入れてゐなす。

以上九十三名の内北家房前の子孫眞夏を祖とする日野家が五十七名をしめ、南家武智磨の子孫が十八名、式家宇合の子、藏下磨の子孫が十四名、その他か三名である。而してその奏進年度に於て直ちに採用された人が四十六名である。

右のうち文學界に知られてゐる人をあげて見よう。

藤原後生 一には復生又俊生となつてゐるが、後生の方が正しいやうだ。日本見在書目録の

著者佐世の孫で、本朝文粹の作者であり拾遺集の作家である。

藤原廣業は本朝文粹の作者である。

藤原明衡は本朝文粹の編纂者で、本朝秀句(五卷)雲州往來等の著があり、拾遺集の作家でもある。

藤原永範は勘文奏進者としてその數の上から藤原氏に於ける第一人者で、奏進勘文の延數は五十一、その採用された勘文は六で、改元年度十七回にわたり、八十一で歿してゐる。これ等の點に於て菅原爲長と好一對である。またその歌は千載・新古今・新勅選・續古今・風雅集等に採擇され、歌人としても有名である。

鎌倉討滅企劃の謀主資朝の如きも勘文奏進者の一人であるのは面白い。(年號勘文奏進者氏名一覽・配列一覽・便覽・並に系圖参照)

四 大江氏

大江氏に於ける勘文奏進者は十名で、大江朝綱・大江維時・大江匡衡・大江舉周・大江匡房の如きは、當時の學界に於ける錚々たる人物である。

大江朝綱は本朝文粹の作家として四十四篇を採擇されてゐる。

大江維時は本朝文粹に二篇

大江匡衡は本朝文粹に四十四篇

大江舉周は四十二篇をのせられてゐる。

本朝文粹の作者六十九人四百二十餘篇の内、大江氏四人で、九十二篇をしめてゐるのは異數である。一人にして四十四篇も採擇されてゐるのは朝綱と匡衡のみで、これにつぐものは管三品即ち文時の三十九篇で、菅原道眞の如きも十六篇にすぎない。

大江匡房は詩歌文章に秀で、後拾遺から新續古今までの十九の歌集に、作家として名を列するほどの大才であるのみならず、江家次第の著があり、まことに當代の巨匠である。しかし匡房以後に於ては、たま／＼廣元の如き政治的手腕のすぐれた人もあるが、學界に著れた人は見えない。匡房八代の孫維房が元弘度の奏進者となつたのが最後となつてゐる。

五 橘氏其他

前述の外に橘氏一名、秦氏一名、平氏二名、南淵氏一名、源氏二名、都氏一名、三善氏一名ある。この中南淵氏は年號奏進者として記録に存する最初の一人で、坂田奈豆麿の二男、弘仁十四年に南淵の姓を賜つた人である。

源氏二名の内、俊明は、今昔物語の著者隆國の子で、醍醐源氏。續後撰や、續拾遺の作家である。源重親は宇多源氏である。

都腹赤も勘文奏進者として記録の存するうちの最初の人で、本姓桑原氏、弘仁中姓を都宿禰と改めた。文華秀麗集の撰者の一人であり、内裏式の編輯にも與つた學者である。

三善爲政は世に善學士と稱し、拾遺・後拾遺・千載・新古今諸集の作家である。

第二章 年號引文の典據

一 年號の數

* 弘文・天武二天皇の時に「白鳳」が行はれたものと假定す。

我が國の年號は大化から昭和に至るまで、二百三十で、それに正當とは見られないが、廣く天下に用ひられてゐた元曆と北朝の年號十六を加へると二百四十七になる。その内正當でない十七と一世一元の制をしかれた以後のもの三を除くと二百二十七となる。この二百二十七の年號が行はれた間の天皇の御代の數は八十四（孝徳以後、年號の用ひられなかつた齊明・天智の二天皇及び一世一元の明治天皇以後をのぞく）であるから、天皇御一代には、平均二・七の年號が用ひられたことになり、孝徳天皇の大化元年（皇紀二三〇五）から大正十四年（三五四）まで二千二百八十一年の内、年號のおかれなかつた三十一年（齊明天皇……七年、天智天皇十年、持統天皇十年、文武天皇四年）を除いた一千二百五十年間に二百二十九（昭和を除く）の年號が行はれたのであるから、一年號は五・四即ち五年半くらゐづゝ續いたことになる。

支那は「天に二日なく地に二王なし」などといつてゐるけれども、をりをり地に二王三王があつて各々正朔を建て、何れをその主權者と見るべきか、歴史家の迷ふところもあらうが、一

般に行はれてゐる年表によつて勘定して見ると、建元から宣統（民國にうつる清朝の末年）まで、年號が三百十九ある。而してその間の年數は二千五十一年であるから、一年號は六・四くらゐつゝいたことになる。即ち日本よりもやや長つゞきがしたことになるが、これは明初から一世一元になつたためである。

日本に於て最も繼續年數の長いのは^{三三八}明治の四十四年で、これにつゞのは^{一六六}應永の三十三年六月、^{一九}延暦の二十三年八月、^{一八六}天文の二十三年三月等で、短い方では^{三三}天平成寶の二月、^{二二六}暦仁の二月、^{二二八}元仁の五月、^{一三三}康元の同じく五月等である。

（別表資料第十日本年號の繼續年數一覽表等参照）

二 勘申年號の總數

我が國の正統の年號二百三十に、元暦と北朝の年號とを加へると二百四十七になるが、その内、始の四十あまりの年號には出典に關する記録がないけれども、それらにも出典が一つつはあるものとして、記録の存する部分に加へて見ると、年號候補として詮議にのぼつた筈の延數は二千七百餘、種類に於て千百餘である。この中から出典の記録のないもの及び不明なものを除くと、延數に於て、二千五百七十餘、出典の種類の上から見て九百九十餘、年號の言葉の種

類は七百五十五ばかりである。茲に「延數」、「出典の種類」、「年號の言葉の種類」といふのは、例へば天明の年號についていつて見ると、尙書の「顧諟天之明命」が出典の一であるが、それは、^{三二}寛延度の勘文にも出てゐれば、^{三三}寶暦度にも出てゐるが、その外に尙書の他の部分一箇所、孝經・後漢書・文選等からも出てゐて、年號の言葉としては「天明」一であるが、出典からいへば五になり、延數としては随分多數にのぼるのである。この年號出典の種類九百九十五ばかりの内、採用された年號に關係あるものが三百二十、未採用のものが六百七十ばかりといふ計算になる。これらの出典を検討して見るといふことは頗る重要なことであると思ふ。（資料第二日本年號要覽・資料第三日本年號候補便覽等参照）

三 年號引文典籍の概説

前述の七百五十四の年號に對する九百九十餘の出典はどういふ書物から引用されてゐるかといふに、元秘抄にあげてあるのを見ると七十三種になつてゐる。しかしこの七十三種も尙書・尙書傳・尙書正義・尙書堯典などといつたやうに、勘文に出典としてかきあげたままを記してあるから、これを尙書の一にまとめるといふやうにすると、六十一くらゐに減ずる。（次の表参照）しかし勘文の實際についてその典據となつてゐる書物をひろひあげて見れば、その種類は百六

ほどになるが、採擇された勘文の典據だけについて見れば七十七種ほどで、これ等のうち十部ばかりを除いては何れも唐以前の典籍である。

この百六種の内で、最も多く引用されてゐるのは書經で、年號の種類百二十の多きに達し、採擇された年號に關係ある引文が四十一、年號の種類が三十五で、これにつぐものは周易で、年號の種類九十七、採擇されたものが二十七種、文選・後漢書（採擇されたものだけについていへば、後漢書が文選より多い）漢書・詩經・晋書・史記・唐書（採擇されたもののみについていへば、晋書・唐書の方が、詩經・史記より多い）藝文類聚・禮記・宋書・莊子・左傳・貞觀政要・維城典訓等がこれにつぐものである。これ等勘文の引用の多少は、その典籍の我が國の文化史上に於ける位置を知る一資料となすことが出来ると思ふ。

緯書類を別にしてのは便宜のためなり。

先づ採擇された年號に關係ある出典について考究するに、經書に屬する典籍は十三種にして、その引文の數百十二（年號數は一〇二）。子類に屬するものは二十五種にして引文は五十。史類に屬するものはその典籍二十三種にして引文百三十三（年號數一二七）。集類は典籍七種にして引文二十八。緯書類は典籍八にして引文十三である。（資料第六日本年號引文の典據による分類一覽等参照）以上、年號勘文の引文として最も多くを占むるものは史類で、經書これにつぎ、集類が頗る少いことを發見した。且集類七種としたけれども、この内の三種は文選の篇名であるから、結局文

選のみといふも差支へないくらゐなものだ。白氏文集などが非常に歡迎され愛誦されてゐたに拘らず、引文をここに求めなかつたのはどういふわけか。經書を重んじ、就中尙書や周易から多くの典據が採られてゐるのは書物の性質上うなづけるが、史類に於ける後漢書が史記や漢書よりも多く引用されてゐるのはどういふものか。考究の價值があると思ふ。

年號引文

論語	孝經	禮記	毛詩	尙書	周易	左傳	論語疏	孝經援神契	儀禮
尙書傳	尙書正義	周易註疏	詩緯	易緯	尙書堯典	毛詩章	尙書孔安國傳		
周禮	史記	漢書	後漢書	漢書禮樂志	東觀漢記	晋書	宋書	宋書志	
齊書	北齊書	魏志	隋書	吳志	後魏孝文帝登高文	魏文典論	舊新唐書		
孟子	荀子	老子	抱朴子	維城典訓	符瑞圖	張衡靈憲	春秋元命苞		
孔子家語	崔寔政論	呂氏春秋	白虎通	典言	論衡	博物志	文選		
典言符命	河圖挺佐輔	春秋繁露	漢武內傳	河圖	帝王秘錄	長短經			
龍魚河圖	貞觀政要	御注孝經	修文殿御覽	宋韻	三元布經	孟子解義	莊子		
揚子方言	顏子	孔子	淮南子	管子	太公六韜	禮記正義	（元秘抄卷二所載による）		

年號勘文引用書目とその引用數一覽表

(○印ハ採用年號ニ關係アルモノ)

書名	年號數	採用年號數	未採用年號數	書名	年號數	採用年號數	未採用年號數
晏子春秋	一	○	一	會稽記	一	○	一
○易經	九七	二七	七〇	管子	二	○	一
易林	一	○	一	桓子新論	二	○	一
○鹽鐵論	四	一	三	○群書治要	七	○	一
○孝經	一二	三	九	○藝文類聚	二〇	七	一三
○賈子新書	二	二	○	○孔子家語	四	二	二
○顏氏家訓	二	一	一	○後漢書	八一	二四	五七
○漢書	五五	二二	三四	○後魏書	一	○	一
○韓非子	一	○	一	△後魏文帝登高文	一	○	一
漢武內傳	二	○	二	○五行大義	一	○	一
翰苑	一	○	一	○國語	八	○	一
*魏志(三國志ノ内ナルモ勘文ニアルママニ記ス)	一	○	一	*吳志(三國志ノ内ナルモ勘文ニアルママニ記ス)	五	○	一
○魏文典論	一	○	一	後周書	五	○	一
儀禮	一	○	一	○五代史	三	○	一
○金樓子	二	○	二	○崔寔政論	一	○	一
○會要	三	一	二	△蔡邕議	一	○	一

○莊子

*○曹植求自試表

○左傳

三元布經

*○三國志

周易義廣會

○修文殿御覽

○周禮

○爾雅

○史記

○詩經

拾遺記

○荀子

○春秋

○春秋繁露

○書經

○晉書

新序

晉中興書

瑞應圖

○隋書

齊書

山海經

○宋史

○宋書

○太公六韜

○太宗實錄

○大戴禮

太平御覽

唐鑑

*○舊唐書

○新唐書

張衡靈憲

○長短經

忠經

○貞觀政要

○通典

○帝王世記

○帝王秘錄

○帝王略論

鹽鐵論	顏氏家訓	韓非子	魏文典論	金樓子	會要
會稽記	管子	五行大義	五代史	崔寔政論	蔡邕談
*曹植求自試表	*三國志	爾雅	春秋	春秋繁露	宋史
太公六韜	太宗實錄(三)	大戴禮	*新唐書	長短經	帝王世紀
帝王略論	*典言符命	董巴議	南史	白虎通	博物志
傅休奕文	文中子	北史	揚雄文	論語	*韋孟諷諫詩
尙書考靈耀	春秋命歷序	春秋內事	龍魚河圖		

四 引文典籍の殘闕

上の表百六種の中には殘闕してその一部分しかないものもあれば、全然なくなつてゐるものもあり、自分の粗漏で見つけないものもある。それ等を列擧して指教を請ひたいと思ふ。

○漢武内傳 これは龍威叢書・說郛・漢魏叢書などの中に入れてゐる。藤原成光が「三承安度の未被用の勘文長養といふ年號候補の引文として、漢武内傳曰「天氣康和長養萬物」といふ句をあげてゐる。又菅原在淳が(北三)康永度と同じ出典で同じ句を引いて康長の號を勘進してゐる。しかし何れも採用はされなかつた。今漢魏叢書本によつてしらべて見るに、この句は見つからない。どんな書物によつてこの句をとつたものか。或は今の本とは別なものがあつたのかもしれない。

漢魏叢書(第二十七)の漢武内傳には「漢扶風班固著 金谿王洽校」とあつて跋に「右班固漢武内傳一卷、隋唐俱作二卷、不題撰人、而別有班固漢武故事二卷。故直托名班固。固實不如此誕妄也。以舊說相沿久故從之。汝上王謨識」とある。隋書經籍志二、史類の部に「漢武内傳三卷」とあり。唐書藝文志釋氏の部に「漢武帝傳二卷」とあり、宋史藝文志には「漢武内傳二卷葛洪撰」とある。四庫全書簡明目錄(卷十四小説部)には「舊本題漢班固撰。然隋志著錄二卷不云班固。殆後人以漢武故事託名於固。併舉此書而歸之也。證以諸書所引其文上蓋出於魏晉之間。」と。然るに日本國見在書目錄(續群書類從八百八十四、十五枚表)雜家傳の部に「漢武内傳二卷葛洪撰」とある。この葛洪撰とあるのは面白いと思ふ。抱朴子の著者である葛洪は漢武内傳をかくのにふさはしい人のやうに考へられる。これだけで葛洪の撰と見ることは出来ないけれども注意すべきことたるを失はぬ。今日残つてゐる漢武内傳が果して日本國見在書目錄にある漢武内傳と同じものかどうかといふことも考へさせらる。

○翰苑 藤原義忠の *長久度の未被用勘文に 翰苑曰延祥祝羽「注」鳳凰集「祝羽縣、其祥瑞營宮也」とある。翰苑集といへば唐陸宣公の作品の集のことをいひ、又宋の洪遵等の編した翰苑群書(二卷)といふのもある。しかしここにいふ翰苑は唐の張楚金の翰苑ではないかと思ふ。張楚金の翰苑は唐書(卷五十九) 藝文志類書類のところには七卷となり、同じ藝文志の卷六

十 總集類のところには三十卷となつてゐる。宋史藝文志(宋史卷二百七)類事類の中に、雍公叡注張楚金翰苑十一卷とあり、日本現在書目録雜家の部に翰苑卅卷張楚金撰とある。今、四庫全書簡明目錄を見ると、翰苑集や翰苑群書(史部職官類)はあるけれども張楚金の翰苑はない。この頃刊行された靜嘉堂文庫の藏書目錄を見ると、毛詩唐風殘卷の翰苑卷三十といふのがあつたがまだ實物を見ない。思ふにこの引文の形式内容から考へると集類ではなくて類事類・類書類に屬するものでなくてはならぬ。即ち唐書藝文志に類書類七卷とあるもの、宋史に十一卷とあるものがそれで、唐書の總集類の中にあるもの、日本見在書目録にのつてゐる三十卷のではないかも知れぬ。今日この典據をつきとめることはむづかしからう。

○魏文典論 藤原實光のハ八永治度の勘文に「永治 魏文典論曰、禮樂興於上、頌聲作於下。永治長德與年豐」とある。隋書經籍志(子部)には、典論五卷魏文帝撰とあり、唐書藝文志(儒家類)には魏文帝典論五卷とある。日本見在書目録には記載なく、四庫全書にもこの書はないやうだ。魏文帝集(漢魏六朝百三名家集の内)の中に典論論文、典論論方術といふ篇があるけれどもこの句はない。漢學堂叢書の第四十二冊逸書の中に魏文帝典論が採録され、太平御覽から引かれた文の中にこの句がのつてゐる。

○會稽記 藤原廣業の五五寛仁度の勘文に「寛仁 會稽記曰寛仁祐」とある。隋書經籍志に

會稽土地記一卷朱育撰 會稽記一卷賀循撰、唐書藝文志雜傳記類の中に朱育會稽記四卷とあるが四庫全書にはその名を見ず。日本國見在書目録にも見えない。

○崔寔政論 藤原資房の五二寛徳度、藤原正家の五五康和度の勘文に「康和 崔寔政論曰四海康和天下同樂」とあり。また、菅原繼長の七一寶徳度、菅原長直の七九長享度の未被用勘文に「康樂 崔寔政論曰苟有康樂之心充於中則和氣應於外」とある。玉函山房輯佚書の中に崔氏政論漢崔實著といふのはあるがこの中には勘文の句は見つからぬ。隋書經籍志(法家の類)には「正論六卷漢大尙書崔寔撰」とあり、唐書藝文志には「崔氏政論六卷寔撰」とあり、日本國見在書目録には「政論五卷」とある。四庫全書の中には見えない。

○蔡邕議 菅原在良の七九天永度、八〇永久度の勘文に「永久 蔡邕議曰、其設不戰之計守禦之固者皆社稷之臣永久之策也」とある。いふまでもなく蔡邕議といふのは書名ではない。蔡邕の作つた議(意見をのべた文)のことである。隋書經籍志には後漢左中郎蔡邕集十二卷とあり、唐書藝文志には蔡邕集二十卷、宋史藝文志には蔡邕集十卷とあり、日本國見在書目録には蔡邕集廿とあり、四庫全書簡明目錄(卷十五別集類)には蔡中郎六卷……とある。漢魏六朝百三名家集第十四冊蔡中郎集卷一、議部にこの句が出てゐる。(日本年號便覽80永久の部参照)

○三元布經 藤原忠光の北七延文度、藤原資教の明德度に勘進した元寶といふ未被用勘文に

「元寶 三元布經曰盛以自然雲錦之囊、封以三元寶神之草。」とある。この書は今見當らない。或は書名にあやまりがあるのかも知れない。唐書藝文志(五行部)に「三元經一卷」、宋史藝文志の天文部に三元經傳一卷、五行の部に三元經一卷とある。これ等の何れかがそれかも知れないが、今日これ等の書は何れも存在しないやうだ。

○周易義廣會 文章博士菅原淳高の二八元仁度^{二四}文曆度^{一三}建長度及び菅原良頼の^{一三七}文永度の未被用勘文に引用されてゐる。元仁度に於ては「應元 周易義廣會曰、元以唱於前、而亨爲之應、元以肇於先、與亨爲之繼、一氣運焉備其序、而滋發不已、萬物生。」とあり、文曆度に於ては「應元 周易義廣會曰(文なし)」、建長度の勘文には「應元 周易義廣會曰、造化之原大矣、元以唱於前、而亨爲之應、元以肇於先、而亨爲之繼、滋發不已、萬物生」文永度には「應元」とありて出典の記載はないが、同一の出典と認められる(元秘別錄^三參照)。即ち元仁度に於ては周易義廣會となつてゐるけれども、文曆度、建長度に於ては周易義廣會となつてゐるからこの方に從つておくが、未だこの書物の存否を明らかにしない。

○修文殿御覽 藤原經範の^{二九}寛元度^{一三}建長度、藤原茂範の^{一三九}弘安度、藤原明範の^{一四三}正安度、藤原淳範の^{一四四}嘉元度に於ける勘文に「嘉元 修文殿御覽曰遅々暮春日天氣柔且嘉元吉隆初已洗穢遊黃河」をあげ、菅原在登の^{一四七}應長度の未被用勘文に「祥和 修文殿御覽曰

調長祥和天之喜風也」の句を引き、又藤原資宣の^{一三九}弘安度・^{一四〇}正應度、藤原俊光の^{一四三}乾元度・^{一四四}嘉元度、藤原時光の^{北九}貞治度、藤原資教の^{北二}康曆度、藤原資親の^{一六九}嘉吉度菅原盛長の^{一九二}慶長度に於て、未被用勘文「長祥」の號をあげ、「祥和」と同様の文を引いてゐる。次に菅原房範の^{北二}曆應度の勘文に「文安 修文殿御覽曰放助欽明文思安安」とある。なほ藤原公良の^{一三三}正嘉度・^{一三四}正元度の未被用勘文には、「萬長……民稱萬歲長」とある。以上修文殿御覽が年號勘文に引用されてゐる延數は十七回で、^{二九}寛元度から^{一九二}慶長度にわたり、年號の種類からいへば五で、引文の種類からいへば四である。この書物の我が國に於ける存在期間を年號勘文の資料のみから考へて見れば、少くとも一ばんはじめて^{一四四}嘉元の引文として勘進された^{二九}寛元度から、一ばん最後に^{一七〇}文安の勘文として選ばれた^{北二}曆應度くらゐまでであらうと推定することは無理ではないと思ふ。未被用勘文「長祥」の奏進は^{一九二}慶長度にまで及んでゐるけれども、その長祥がはじめに撰ばれたのが^{一三九}弘安度であるから、その後にくり返されても、それはその記録によつたものと見られるからである。而してこの修文殿御覽は今日、日本にも支那にも存在しないであらうと思ふ。四庫全書の中には無論見えない。唐書藝文志類書類には祖孝徵等修文殿御覽三百六十卷とあり、宋史藝文志類書類にも祖孝徵修文殿御覽三百六十卷とあり、日本國見在書目錄雜家の部には修文殿御覽三百六十卷祖孝徵撰とあり

る。若し、かりに修文殿御覽がこの世に存在しないとすれば、この四の引文がその内容を窺ふ資料の一部として相當價值あるものといはねばならぬ。

○晋中興書 藤原長倫の 一三六曆仁度、藤原光兼の 一三三正嘉度 一三五文應度に於ける未被用勘文「仁寶 晋中興書曰四蠻賓服則金滕見金滕者仁寶也」とある。この書は隋書經籍志（史部）に晋中興書七十八卷起東晋。宋湘東太守何法盛撰とあり、唐書藝文志（正史部）に何法成晋中興書八十卷とあるも、今日では說郛（第五十九冊の内）の中に僅にその一部分と稱するものを見るのみである。

○瑞應圖 菅原爲長の 一八元仁度、一三三天福度、菅原長員の 一五五元弘度の未被用勘文に「延嘉 瑞應圖曰延嘉王者有德則見」とあり。これは孫柔之の瑞應圖で、その殘篇が說郛にも玉函山房輯佚書にも採録せられ、この引文が存在してゐる。隋書經籍志（子部五行類）には、瑞應圖二卷梁有孫柔之瑞應圖記孫氏瑞應圖讚各三卷とあり、唐書藝文志（子部雜家類）には孫柔之瑞應圖記三卷、熊理瑞應圖讚三卷あり、宋史藝文志（子部雜家類）には瑞應圖十卷、又傳記類に王昌齡瑞應圖一卷あり。日本見在書目錄五行家の部に瑞應圖十五とある。而して熊氏瑞應圖や孫氏瑞應圖は「我國の休祥を享くる勅」の中に引合に出されてゐるところがある。

○太宗實錄 菅原淳範の 一四五徳治度 一四六延慶度の勘文に「延文 太宗實錄曰、詳延文學士馳騁載籍之場」とある。唐書藝文志居史部類に、今上實錄二十卷敬播撰鳳樓長孫無忌貞觀實錄

孫氏瑞應圖は續日本紀延曆四年休祥を享くる勅の書にも見ゆ。
熊氏瑞應圖は續日本紀養老七年及び神護景雲二年の休祥を享くる勅の中にも見ゆ。

四十卷 許敬宗皇帝實錄三十卷」とあるうちの今上實錄が太宗實錄のことであらう。貞觀政要卷七文史第二十八に「玄齡等刪略國史爲編年體、撰高祖太宗實錄各二十卷」宋史藝文志史部編年類に、唐太宗實錄四十卷許敬宗撰とあり。日本國見在書目錄（雜史家類）に、唐實錄九十卷司空公房玄齡等撰 許敬宗撰とある九十卷は、唐書藝文志の今上實錄二十卷即ち太宗實錄と貞觀實錄四十卷と皇帝實錄三十卷とを合したものであらう。通憲入道藏書目錄には第二十七櫃太宗實錄三帙十弓同四帙十弓、第廿三櫃太宗實錄三帙十弓同四帙十弓とあり。今四庫全書にはこれを見ない。

○張衡靈憲 菅原家經の 五八長元度の未被用勘文「義同 張衡靈憲曰、日月所照衆星被耀因水轉光渾蓋雖異而稟照之義同也以傳光朝夕舒晝夜者也」とあり。隋書經籍志天文部に靈憲一卷張衡撰唐書藝文志天文部に「張衡靈憲一卷」とあり。宋史にはこれを見ず、四庫全書にも採擇されず、玉函山房輯佚書に四枚ばかりあつてあるが、本文の如き句を見ない、いくらか似通つた句はある。

○帝王世記 大江舉周の 六〇長久度・六二永承度、菅原資業の 六二永承度に於ける未被用勘文繼天、菅原在兼の 一四一永仁度、菅原公時の 北一正慶度・北二曆應度に於ける曆應の勘文、菅原和長の 一八四大永度に於ける未被用勘文曆和等がこれから引かれてゐるが、書名は帝王代記となつてゐる、世を代としたのは唐の太宗李世民的世を諱んだものであらう。隋書經籍志（雜史）には帝

王世紀十卷皇甫謐撰とあり、唐書藝文志(雜史部)には「皇甫謐帝王代紀十卷又年曆六卷 何茂林續帝王代紀十卷・帝王代紀十六卷」とあり。宋史藝文志(編年類)には皇甫謐帝王世紀九卷竹書三卷とあり。日本國見在目錄(雜史家)には帝王世紀卅卷皇甫謐、起三とある。今日では僅に說郛等の中にその殘篇を見るのみである。

○帝王秘錄 藤原永範の九五平治度、藤原業實の 一〇七文治度、藤原光範の 一〇九正治度の未被用勘文「保貞 帝王秘錄曰審能明察永保貞吉」の出典であるが、隋書經籍志にも唐書藝文志にもこれに相當する書名を見つけない。日本國見在書目錄には兵家の部と天文の部の兩方に「帝王秘錄十」とある。しひて隋書にこれを求むれば經籍志兵家部に「玉韜十卷梁元帝撰」とあるのがこれではなからうかと想像するが、今は散佚して見ることが出来ない。

○帝王略論 菅原在匡の 一二八建治度、一三九弘安度に於ける勘文に、一四八正和の出典としてあげてあるが、その引文がない。唐書藝文志(雜家類)には虞世南帝王略論五卷、宋史藝文志(雜家)にも虞世南帝王略論五卷とあり。日本國見在書目錄(雜家史類)には帝王略論五卷虞世南撰とあるが、今は殘篇もないらしい。(補遺參照)

○典言 大江通直の五四長和度、菅原宣義の 五四長和度、藤原在綱の 七〇應徳度の未被用勘文に「政和 典言曰夫民之依猶莫在保盛則有須政和則民悅。注言人依明王而悅焉。」と出てゐる。隋

書經籍志(雜家類)に典言四卷後魏人李穆叔撰 典言四卷後齊中書郎荀士遜等撰 唐書藝文志(儒家)には李穆叔撰典言四卷。日本國見在書目錄(雜家類)に典言四卷魏人子叔魏撰 道憲入道藏書目錄第二十七櫃に典言四卷とあるが、今日では斷片もないらしい。

○典言符命 藤原明衡の 六五治暦度、藤原實綱の 六五治暦度、藤原政家の 六九永保度、藤原在綱の 七〇應徳度に、「應徳 典言符命曰、帝軒提象鳴鳳巢而應徳。」の勘文があるが、典言符命といふ書名は隋書經籍志にも唐書藝文志にも見つからない。もとより日本國見在書目錄にもつてゐない。恐らく典言の内の符命の部の文であらう。しかし典言そのものがないのであるから何ともいへない。

○天地祥瑞志 大江周房の 一二〇安貞度に於ける未被用勘文に「祥應 天地祥瑞志曰政教非於人理祥瑞應乎天文。是以三皇邁徳七晞順軌。」とある。隋書經籍志(五行類)には「祥瑞圖十一卷。祥瑞圖侯實撰」唐書藝文志(雜家類)には「顧野王符瑞圖十卷又祥瑞圖十卷」、宋史藝文志(雜家類)には顧野王符瑞圖二卷……魏徵時物策一卷又祥瑞錄十卷」とあり、日本國見在書目錄(天文部)には天地祥瑞志廿」とある。この見在書目錄の祥瑞志は顧野王の符瑞圖と祥瑞圖十卷とを合したるものにあらざるか。然れども今日これを見ることは出来ない。

○東觀漢記 藤原光兼の 一二七應徳度、一二八仁治度の「康萬 東觀漢記曰黎元寧康萬國協和」、

藤原長光の九四保元度から藤原光親の一一三承久度に至るまで十二回にわたつて奏進された「久承 東觀漢記曰漢祚之久承堯之運。」菅原爲長の一二八仁治度、菅原淳高の一二六曆仁度の「元康 東觀漢記曰黎元康寧萬國協和」の未被用勘文に引用されてゐる。隋書經籍志(史類)によると、東觀漢記一百四十三卷起光武記注至三靈帝長水校尉劉珍撰、唐書藝文志(正史類)には劉珍等東觀漢記一百二十六卷、又録一卷、宋史藝文志(別史類)には劉珍等東觀漢記八卷とある。日本國見在書目録(正史類)には東觀漢記百冊三卷起光武訖靈帝長水校尉劉珍撰とありて、註に「右隋書經籍志所載數也。而件漢記吉備大臣所將來也。其目錄注云、此書凡二本。一本百廿七卷與集賢院見在書合。一本百冊一卷與見書不合。又得零落四卷」又與兩本目錄不合。眞備在唐國多處。營求竟不得其具本、故且隨寫得如件。今本朝見在百冊二卷。

四庫全書簡明目錄には 東觀漢記二十四卷 是書於漢明帝時剞修。後遞有增續至熹平中乃成。隋書志題劉珍撰。蓋失其實。原本一百四十三卷久已散佚。姚之駟、掇拾殘文、僅得八卷。殊多推漏。今以永樂大典所載補苴勒爲二十四卷。

○董巴議 菅原文時の三九天徳度・三九應和度の勘文に「應和 董巴議曰鳥獸萬物莫不應和」とある。董巴は魏の博士で隋書經籍志(儀注類)に大漢輿服志一卷魏博士董巴撰とあり、唐書藝文志(儀注類)に董巴大漢輿服志一卷とあるも、董巴の文集などは見ないのであるが、晉書卷十七志第七

律曆中に「董巴議曰：天曰作時、地曰作昌、人曰作業、鳥獸萬物莫不應和。」の文があるから、或はこれをとつたものではあるまいか。

○傅休奕文 菅原文時の三九天徳度・三九應和度の勘文に「應和 傅休奕文曰峩峩任君應和秀生」とある。またこの出典を見つけることが出来ないが、傅玄の文集については隋書經籍志(集部)には晋司隸校尉傅玄集十五卷梁五十卷録一卷亡とあり、唐書藝文志には傅玄集五十卷とあり、宋史藝文志には傅玄集一卷となつてゐる。今は觀古堂所著書の中第二集第十二冊に晋司隸校尉傅玄集がつてゐるが未だこれを見ない。

*清葉德輝撰光緒二八年刊
符瑞圖は續日本紀天平三年、天平十一年、同十八年、神護景雲二年の休祥を享くる勅の中にも見ゆ。

○符瑞圖 藤原家經の五八長元度の未被用勘文「政平 符瑞圖曰人君其政太平則醴泉涌其政和平則醴泉出」、大江舉周の六二永承度未被用勘文「承統 符瑞圖曰百王承統」、藤原業實の元暦度・一〇七文治度、藤原光範の一〇〇建仁度の未被用勘文「顯嘉 符瑞圖曰顯嘉祥於有徳表聖迹於初基」とある。この符瑞圖は顧野王の符瑞圖ならんも、今その書を見ることは出来ない。唐書藝文志(雜家類)に顧野王符瑞圖十卷又祥瑞圖十卷とあり、宋史藝文志(雜家類)には顧野王符瑞圖二卷とある。日本國見在書目録(五行家)には符瑞圖十卷顧野王撰とある。四庫全書には見當らぬ。續日本紀などにはところどころにこの書名と、その文とを散見することが出来る。

○維城典訓 六八承暦・九八長寛・一七三康正・一七七應仁の勘文として採擇され、外に延仁・徳安

の未被用勘文として奏進されてゐる。(日本年號引文の典據による分類便覽參照)この書は唐書藝文志(儒家)に「武后訓記雜載十卷采青宮紀要維城典訓古今内範内範要略等爲雜載云」維城典訓二十卷」とありて、宋史にこれを見ず、日本國見在書目録(雜家)には維城典則天太とある。この書物は今日に於てこれを見ることは出来な
いけれども、比較的多く年號勘文として引かれてゐるから、その内容の如何なるものであつたか
が想像出来るのみならず、續日本紀卷二十二(廢帝淳仁天皇の條)に「三年春正月……六月……丙辰勅、
如聞治國之要不如簡人。簡人任能民安國富。竊見内外官人景迹曾無廉恥志在貪。
是宰相訓導之怠。非爲人皆稟愚性。宜加誘誨各立令名。其維城典訓者叙爲政之規模。
著修身之檢括。律令格式錄當今之要。具庶官之紀綱。」
とあつてこれをよむことを大いに獎勵されてゐる。ことは淳仁天皇の三年に屬してゐるけれ
ども、實權は女帝孝謙天皇にあつたのであるから、或は女傑則天武后に對して一層の同情があ
つたのかも知れない。

維城典訓の年號勘文として奏進された最初は、藤原家經の五八長元度に於ける六八承暦の號で、
最後は菅原繼長の一七七應仁である。けれども應仁の號は藤原永範の一〇三承安度の勘文に於て
既に奏進されてゐて、これ以後は記録の上で踏襲することもあり得るから、この書物は聖武天皇
頃から高倉天皇の承安頃までは日本に存在してゐたと想像されるが、恐らく今日に於ては、こ

の六の句を除いて維城典訓の實際を窺ふことは出来ないかも知れない。(資料第六日本年號引文の典據
による分類便覽參照)

○緯書類 年號勘文にあらはれてゐる緯書類は十一ある。(別表參照)。勘文數二十二で採用さ
れてゐるものが十三ある。これ等の書物は玉函山房輯佚書や說郛にも採録されてゐるが、古微
書に收められてゐるのがまとまつてゐて閲讀には便利である。緯書のことについては松屋筆記
二にのべてあり、廣文庫第三十冊(七四二頁)にもこれから引いてある。

以上二十五種の典籍は現在に於て全然存在しないと認むべきもの、或は一部分のみ存在して
ゐるといつたやうなもののみをあげたのであるが、我が國の年號勘文に採譯された爲にその面
影をしのぶことが出来たり、またその面影のいくらかをたしかにすることが出来るといふやう
なことはまことに面白いことではないか。

五 引文のあやまり

人のすることにあやまりのあるのはやむを得ぬ。人のあやまりをたゞすといふこの自分の記
事にもあやまりが出来てくるかも知れぬが、まづ採用された年號勘文の記録についてあやまり
と思はれるところをあげて見よう。これは主として元秘別録のあやまりをたゞすといふことに

なる。元秘別録は寫本であるから筆寫のあやまりもあると見なければならぬので、ただ一部の元秘別録を見てこれを論ずるのは早計であるから、文理大圖書館藏(一部)・帝國圖書館藏(一部)・宮内省圖書寮藏(三部)の五種についてしらべて見た結果にもとづいてのべるわけである。

○六一寛徳 平定親・大江舉周の勘文に「後漢書曰、上下歡欣人懷寛徳。」(元秘別録一)とあるが、後漢書卷五十七、列傳第十七杜林傳(三枚表九行)には「海内歡欣人懷寛徳。」とある。恐らくこの部分であらうと思ふが、さうすれば上下と海内とが相違してゐる。

○六二永承 平定親の勘文に「尙書曰永承天祚。」(元秘別録一)とあるも尙書の本文にはこの文はない。宋書の卷十四志第四禮一、四枚表十四行「宜下奉宗廟永承天祚。」の句がある。これと同文が晋書の卷二十一禮志下にもある。尙書の「尙」は「宋」又は「晋」をかきあやまつたのではなからうかとも想像されるが斷定は出來ない。

○六四康平 藤原實範勘文「後漢書曰、文帝寛惠柔克遭代康平。」(元秘別録一)これは後漢書卷六十四梁統傳の文であるが、原文の世を諱んで代となつてゐる。又漢書の引文は「上下和給海内康平」(宮内省藏本二種及其他)となつたり、「上下和同」となつたりしてゐるが、宮内省藏本の一つだけは「上下和洽海内康平」となつてゐる。その原據と思はれる前漢書宣帝紀第八の文は「上下和洽海内康平」である。

○六九永保 藤原行家の勘文「尙書曰惟王子々孫々永保民人。」とあるも、今の書經には民人の人なし。これは唐代の書籍に於て民を人にかへてゐたために起つたものではあるまいか。

○七〇應徳 この年號の引文は「白虎通曰」として藤原實綱の六四治曆度、六八承曆度、藤原有綱の七〇應徳度に勘進されて、遂に採用されたのであるが、今これを白虎通の文と比較しても、藝文類聚に引いてある白虎通の文と比較してもちがふ。(資料第二日本年號要覽應和度の部参照)

○七三永長 「後漢書曰稟國永長爲後代法」これは江中納言匡房の勘進したところで、既に平定親が六三天喜度・六四康平度に、藤原行家が六九永保度にも勘進してゐるが、後漢書卷一下光武帝紀には「十五年……享國永長爲後世法。」とある「稟」と「享」と異り、「代」と「世」と異なる。代と世とはこれまた太宗の名を諱んだのである。

○七四承徳 「周易曰幹父之蠱用譽承以徳也」藤原敦基の勘文であるが、易經象上傳(蠱卦)には「之蠱」の二字がない。尤も蠱卦の本文には「九三幹父之蠱小有悔。无大咎。」又「六五幹父之蠱用譽」とあれどこれでは「承以徳也」の文がない。これは正義の文である。

○一〇三安元 帝國圖書館及び文理大所藏の元秘別録には「藤原俊經の勘進安元」とだけで文がない。或本には「漢書云除民害安元」とあつて、圖書寮の本には何れも、漢書曰「爲民除害安元」となつてゐる。しかしまだこの原據を見つけ得ないから何れが正しいともいへない。

○一四四嘉元 この引文に於ては隆と降とをかきまちがへたり、喜と嘉とをあやまつたりしてゐる。(資料第二日本年號要覽嘉元の部参照)

○一四五徳治 菅原在嗣の勘文で「尙書大禹謨曰注曰俊徳治能之士並在官」とあるがこれは大禹謨でなくて皐陶謨の誤である。(資料第二日本年號要覽徳治の部参照)

○一六七正長 貞觀政要曰「太宗曰古來帝王以仁義爲治者國祚正長」これは正長度に直接採擇された勘文ではないが、藤原親經の「二〇建仁度から以後數回「正長」の勘文として出てゐるが、貞觀政要卷五仁義篇には「朕看古來帝王以仁義爲治者國祚延長」とある。これは正と延との草書の見まちがひから起つたことであらうと思ふ。

○一七一寶徳 唐書曰「朕寶三徳曰慈儉謙」とあるも、舊唐書卷二十三禮樂志には「朕惟寶行三徳曰慈儉謙」とある。

○一八〇延徳 孟子曰「開延道德」とあるも、若し孟子を書名とすれば、孟子の本文にはこの文はない。永和度の勘文は宮内省藏本(三種とも)には「孟子開延道德」とありて、曰・云の字なし。延徳度の勘文には三種とも「曰」があり。貞治度には三種の内二種には「曰」があつて、一種だけ「曰」がない。或は孟子といふのは書名ではないのかもしれない。

○二〇八建久 吳志曰「安國和民建久長之計」の「和」は利が正しいやうである。(日本年號要覽(建久の部参照))

○一三六弘長 引文に「貞觀政要曰治定之規以弘長世之業者萬古不易百慮同歸」とあり。貞觀政要卷三封建第八「人情之大方思聞理定之規以弘長代之業萬古不易百慮同歸」とあり。治と理世と代との相違あり。諱の關係などから來てゐるのであらう。

○北一四至徳 孝經曰「先王有至徳要道以訓天下」の訓は順になつてゐる。

○一四二正安 「周書曰居正安其身」藤原經光の「一三三正嘉度の勘文に出てゐるが、周書の本文にはこの文はない。藤原賴資の「一二二寛喜度・一二三貞永度に同じ文をあげて「晋書」となつてゐる。未だ晋書に於てこの文を發見しないけれども恐らく晋書であらうと思ふ。

○延文 「漢書曰、延文學儒者數百人」とあるが、前漢書卷八十八儒林傳には「延文學儒者以百數」とある。

以上あげた如く元祕別錄に多少の誤謬がある。これは年號勘文の奏進者があやまつたのか、それとも記録をした人があやまつたのか。原本によらずして先祖の記録などをそのまま踏襲したために起つた誤もあらうと思ふ。しかもその誤謬について前人も手をふれてゐないで、元祕別錄のままになつてゐる。要するに引文の出所を出来るだけ明瞭にしておかなければならぬといふことを痛切に感じさせられる。年號勘文には殆ど凡て唯「漢書曰」とか「唐書曰」としか記してないので、この誤を發見することが極めてむづかしい。なほ未被用勘文についてもあやま

りはあるのであるが、出所を明確につきとめなければわからないのである。それについては資料第三日本年號候補便覽の部を参照してもらひたい。

第三章 年號引文の内容

一 年號引文の内容概説

年號の變改は天皇の御即位・祥瑞記念・災禍厭勝・甲子革命・辛酉革命等によつて行はれたことは既に述べたところであるが、何れにしても、これによつて祝ひはじめるとか新規まきなほしをするとか、いつたやうな氣持になるためのものであるから、年號勘文の語句は形式の上からいつても、調子のよいものであり、内容の上からもめでたい明るい氣分のものが多い。年號の行はれた初めごろのものについては、勘文の記録がなく、陽成天皇の 三九元慶までは主として改元の原因が祥瑞記念であることは記録(日本書紀・續日本紀等)の示すところであるから、これ等二十九の年號を除き、その後のものについては記録のないものにも、適當な古典の語句を配して、試みにこれの内容の上から分類して見ると、爲政者の理想抱負・鑑戒・欣求といふやうなことにもなるかと思ふ。しかしこの分類は必ずしも妥當でないかも知れず、又それぞれの語句に對する見解も人々の考へかたで一致しないかも知れないが、假に自分の見解が正しいものとすれば、二百四十七(元暦、北朝のをも含む)の年號の内、八三(三四%)の年號引文の内容は、君主の理

想抱負で、四五(二八%)は君主の鑑戒、九〇(三六%)は君主の欣求といふことになる。これ等の分布状態を仔細に研究して見ることも、その時代の特色を知る一助となるのではなからうかと思ふ。

二 君主の理想抱負を内容とするもの

年號二百四十七の内八十三(三〇・三四)の年號引文は政治上の理想抱負を内容とするものであるといふことは既に述べたところであるが、抱負といへば意氣こんで、今すぐにも實行しようとする計畫に近い意味であり、理想といへば高遠で徐々に實現してゆくといったやうな意味であり、いくらかその間に差があるけれども、はつきり區別がつかないところもあるから、ここでは一つにまとめてしまつたわけである。今この理想抱負を内容とするものをやや具體的に分類すれば、皇基の進展國運の隆昌をはからんとするもの、善政を敷いて萬世の軌範たらんとするもの、寛仁公正な政治を施して人民の幸福を企圖せんとするもの、文化を宣揚して人民を太平の化に浴せしめんとするもの等に歸するかと思ふ。(資料第八年號引文内容分類表参照)

更にこの理想抱負を内容とする年號の分布を検するに、平安朝(延暦より元慶までを除き、三〇仁和より一〇六壽永までとし、別に元暦をも含む)に於てはその間の年號の數七十八に對し、二十六を占め三

三%にあたり、鎌倉時代(一〇七文治より一五四元徳まで)に於ては年號の數四十八に對し二十四を占め五〇%に當り、吉野朝(一五五元弘より一六五元中まで)に於ては、年號數一〇に對し六を占め六〇%にあたり、室町時代(一六五明德より一九一文祿まで)に於ては年號の數二十七に對し八を占め三〇%にあたり、江戸時代(一九二慶長より二二七慶應まで)に於ては年號の數三十六に對し十四を占め、三九%にあたる。なほ北朝の年號(正慶より康應まで)に於てはその數十六に對し理想抱負をのべたものは僅に三で、一九%にしかあたらぬ。これを吉野朝の六〇%に對比すると面白い現象である。

三 君主の鑑戒を内容とするもの

鑑戒とは自己の本分を自覺し、自ら省みて惡をしりぞけ善に進み、身を修めて以て天下萬民に及ぼさんとする意志の表現である。二百四十七の年號の内この鑑戒を内容とするものは四十五で全體の一八%にあたる。その内主なものは寛大の徳、仁愛の徳、柔和の徳、公正の徳に関するもの等である。(資料第八年號引文内容分類表参照)これが分布状態は平安朝に於てはその數一三、理想・欣求の數に對して一七%。鎌倉時代に於てはその數八、一七%、吉野朝時代に於てはその數二、二〇%。北朝に於てはその數六、三八%。室町時代に於てはその數七、二六%弱。江

戸時代に於てはその數八、二二％にあたる。この比率が時代の狀勢文化の狀況といかなる關係を有するかといふことは一考する價值があると思ふ。

四 君主の欣求を内容とするもの

欣求といふことは理想するところの境地を目に見えぬ大いなる力によつて將來することを待ちのぞむこと、即ち他力によつて理想の顯現を求めることである。年號二百四十七の内これを内容とするものが九十の多きを占め、全體の三六％にあたる。これが各時代の分布は平安朝に於てはその數三十九、他の理想・欣求に對して五〇％。鎌倉時代に於てはその數一六、三三％。吉野朝に於てはその數二、二〇％。北朝に於てはその數七、四四％。室町時代に於てはその數一二、四四％。江戸時代に於てはその數一四、三九％。欣求の對象は國家の太平、人民の安穩、天壽の保全、福祿享受等で、これによつても亦時代の反映を認めることが出来る。

第四章 年號の文字

一 採用年號の文字

日本の年號はその正當なるものは二百三十であるが、これに元暦及び北朝の年號十六を加へると二百四十七になる。しかしてこの内二百四十二の年號は二字によつて成立し、五つだけは四字で出来てゐるから、延字數五百四になり、文字の種類は七十二である。隨て一字の使用回數は三回平均である。(日本年號使用文字とその使用度數一覽表其一参照)この七十二字の内最も多く用ひられてゐるのは永の二十九回で、元・天の二十七回がこれにつき、十回以上用ひられてゐるものが二十一字、四回以上九回までのものが十二字、三回用ひられたものが七字、二回用ひられたものが三字、一回のものか二十九字である。(資料第九の内日本年號使用文字とその使用度數一覽表其の一・日本年號使用文字分類表其一等参照。)

なほこの文字中、使用上特色あるものは、天の字が二十七回、康が十回、建が九回用ひられながら、一回も下に用ひられず、嘉が十二回、寛が十五回用ひられてゐて、各々僅に一回のみ下に用ひられて、他は悉く上に用ひられてゐること、又祿は七回とも悉く下に用ひられ、徳の

字は十五のうち、十四回までは下に用ひられてゐること等であるが、これ等の中、天・建・康等が上のみ用ひられてゐるのは思想の上から來てゐると思はれるが、他の多くは發音上から來てゐるのではなからうかと思ふ。(資料第九の内日本年號使用文字の音韻による分類表等参照)

二 日本年號候補の文字

日本年號候補(採用分をも含む)の詮議にのぼつた數は七百五十五ばかりであつて、そのうち五つは四字年號、一つは一字年號であるから、文字の延數は一千五百十九字で、その種類は百八十字である。最も多く、くり返されてゐるのは徳の六十九回で、永の六十二回、天の六十六回、元の五十三回、文の四十八回、和の四十七回、治の四十三回、安の四十二回、仁の三十九回、嘉の三十八回等がこれにつぐ。この文字の使用状態によつても日本の年號の性質をほぼ推察することが出来る(資料第九日本年號使用文字とその使用度數一覽表其二等参照)

三 支那の年號の文字

支那最初の所謂年號建元元年(皇紀五二一)から中華民國にうつる清朝の末年宣統三年(皇紀二五七一)までの年號は三百十九で多くは二字であるが、一字のもの、三字のもの、四字のものもある

つて、延字數六百四十七字、文字の種類は百三十三字である。而して最も多く用ひられてゐるのは元の四十六、永の三十一、建の二十五、和の二十一、興の十八等である。(資料第九附録の内支那の年號文字とその使用度數一覽表等参照)

四 日本の年號の文字と支那の年號の文字との比較

日本の年號の起原は支那の模倣ではあつたけれども、自ら國情によつて、年號の文字語句にも多少の相違のあるのは當然のことであらう。今彼我の文字について比較するに、共通に用ひられてゐる文字の種類が四十八字ある。それを延字數に於て見るに、この四十八字は日本に於ては四百二十一、支那に於ては三百八十九を占めてゐる。而してその文字の種類に於て共通してゐても、それらの使用回數に於て著しい差のあるものが多々ある。應の字は我の二十に對して彼は二。景は我一にして彼は十一。元は我二十七、彼は四十六。建は我は九にして彼は二十五、乾は我に於ては一、彼は十。興は我の一に對して彼は十八、至は我一、彼十。承は我の十四に彼一、仁は我の十三に彼一、正は我の一九に彼四、大は我の六に彼十四、泰は我一にして彼は十二。治は我二十一にして彼四、長は我十九にして彼二、武は我の一に對し彼は七、文は我一九彼二である。使用回數の最も近似してゐるのは、安・永・嘉・康・化・觀・慶・壽・神・明・和等

である。

次に日本の年號のみに用ひられてゐる文字はその種類に於て二十四字延字數八十三字であるが、そのうち使用回數に於て比較的多いものは龜の五、喜の三、久の九、享の八、寛の十五、保の十五、祿の七等である。

更に支那の年號のみに用ひられてゐる文字を検するに文字の種類に於て八十五字、延字數二百五十八で、そのうち使用回數に於て著しいものをあげると、祐の十、開の九、咸の九、熙の十三、光の十三、始の十一、初の九、太の十六、寧の十二、隆の八、龍の六等である。(資料第九附録の諸表参照)

五 文字の種類及びその使用回數の相違より見たる彼我の國情

(イ) 文・武・仁・寛の文字について、文の字が我が國に十九用ひられてゐるに對して、支那の正武の年號の中に二つしか用ひられてゐないのはいかなることか。由來支那は文を以てほこつてゐる國であるのに意外な感がある。これについて二つのことを以て理由づけることが出来るかも知れない。その一は文を尙び文をほこつてゐる國情なるが故に、更に文化を宣揚し、文治を高唱する必要がないために文の字が年號に用ひられないといふ見解、今一つは天子の諡に文とい

ふのが多いのを諱んだためといふ見解である。併しながらこれに對比して武といふ文字が我が國には一つにすぎないのに、彼に七つあるのはいかなる理由か、我が國の年號で武といふ字を用ひてゐるのは後醍醐天皇の建武のみである。支那の年號に於て武の字を用ひてゐるところを見るに、「建武」のくりかへさること三度、しかもその時代は我が國の「建武」の號を用ひられた時と同じやうな状態にあつて、武力を發揮し武力が顯現されてゐる時に於てこの號が用ひられてゐることを思へば、文を尙ぶに於て遺憾なきが故に文を用ひないといふ見解は當らないと思ふ。又天子の諡を諱むといふことも、唐の天子に徳宗、文宗の諡あるに拘らず、その數代の後僖宗の時に文徳といふ年號があるのを見れば論ずるに足らないことであらう。かくの如く考へ來る時は少くとも年號の文字を通して見た場合には、我が國は文を尙ぶこと支那にまさり、支那は武を尙ぶこと我にまさるものあるを思はせる。これは易姓革命が行はれ、英雄が表れて中原に鹿を追ふ國柄では當然なことである。次に仁・寛といふ文字についても同様のことが考へられる。即ち名教の本場支那に於て仁の字を用ふること至つて少く、わが國に於て多く、又君主として大切な徳目の一つである寛の字が我が國に於て使用回數十五を算し、彼に於ては一つも用ひられてゐないといふことは面白い對照ではないか。

(ロ) 興・始・初・開・熙の文字について 上の文字は主として動的に用ひられる性質を有し、頗る

積極的の意味を表すものであるが、開は支那に於て九用ひられ、我には二も用ひられず、始は十一、初は九、熙は十三何れも彼のみ用ひられてゐる。これも彼我の國情をよく現したもので、我が國は國をはじめるとか開くとかいふやうなことは考へられないことである。興といふ字が彼に十八あつて我に一しかないのも同やうであるが、その一である南朝の年號興國は、北朝と對立した時で、これあるかなとうなづかshめる。支那に於ては國を初める國を開くといふやうなことが始終あつたのである。即ちこれによつて見ても事實に即して年號の選ばれることは明らかで、武や文や寛や仁に對して君主の關心が彼我に於ていかなる差があるかといふことも自ら解決されるわけである。

(ハ) 享・承・延・長・保・久の文字について これらは何れも支那に用ひられること少くして、特に我が國に用ひられることの多いもの、若しくは我が國にのみ用ひられてゐる文字であるが、これまた我が國に於ては、今までにあるものをよくうけついで子孫につたへるとか、或はいやが上にもよく國を治めて人民の安泰をはかるとか、皇基をいつまでもまもつて永久に榮えしめるとか、人民をよくいたはり保つてやるとか、まがつたことを正すとかいつたやうな意味で我が國情と結びつけてなるほどとうなづかざるを得ないのである。

(ニ) 耀・光・征・統・總・更・復について これらは吾が國には全然用ひられないで支那のみに用ひ

られてゐる文字であるが、これ亦彼の國情を説明するに足る文字である。即ち周圍に敵を假想したり、或は對立を假想してゐることがうかがはれる。

以上文字の上から、彼我の年號を通覽するに、我が國の年號は對内的であり、反省的であり、祝福的であるに比し、支那の年號は對外的であり、抗爭的であり、威嚇的であるといつても差支なからうかと思ふ。

第五章 年號とその時代

一 概 説

人のからだの具合を外から調べるには體温の記録・脈搏の記録・排泄の記録・攝取物の記録等いろいろの方面があり、これ等を綜合して、そこに何等かの結論を得るわけであるが、國家社會の進展して來た迹を調べるにも、いろいろの方面の記録が必要である。年號の如きその國家の脈搏のあらはれである。隨てその記録については相當に研究すべきものであると考へる。

二 年號の繼續年數の長短とその時代

大化元年から大正十四年まで一千二百八十一年の内年號のおかれなかつた三十一年を除き、一千二百五十年の間に二百二十九（元曆北朝を除く）の年號が行はれたことになるから、一年號は五・五年弱繼續したことになるが、その間に於て最も長く續いたのは明治の約四十四年、應永の三十三年六ヶ月、延暦の二十三年八ヶ月、天文の二十三年三ヶ月、正平の二十三年、寛永の二十年十一月等であり、最も短いものは、天平感寶の二ヶ月、曆仁の二ヶ月、康元の五ヶ月、

乾元の八ヶ月等である。かくの如く年號が長く續いた時と、短くて終つた時との間に、何等か時代の特色があるだらうといふことを考へさせられる。人體に於ては相當の數の脈が打たなければならぬから、一般に脈搏の早い時は必ず病的であるといふことをいひ得る。しかし脈がのろいからといつて、それで健康とはいはれない場合もある。かやうな見方から各時代を診斷して見ることもあながち意味がないわけでもあるまい。

大化元年（二三〇・五）から天應元年（二四四・二）まで百三十七年の間に於て、年號のおかれなかつた三十一年を除けば百六年となり、その間に行はれてゐる年號は十八であるから、一年號の繼續期間は五・九年である。

延暦元年（二四四・三）から壽永三年（二八四・四）までは四百三年で、年號の數が八十八あるから、一年號は四・六年弱續いたことになるが、内延暦元年（二四四・三）から村上天皇の康保四年（二六三・七）までは百八十六年で、年號の數二十二、一年號は八・五年弱續いたことになる。つづいてその後の安和元年（二六三・八）から寛治七年（二七五・三）までは百二十六年で、年號の數三十一、一年號の繼續、四・三年となり、嘉保元年（二七五・四）から壽永三年（二八四・四）までは九十一年で、年號の數三十五、一年號は二・六年弱しかつづいてゐないことになる。

次に鎌倉時代の文治元年（二八四・五）から、元徳二年（二九〇）までは一五六年で、年號の數は四十八、

一年號三・三年弱しか繼續してゐない。

南朝の元弘元年(一九九)から元中九年(二〇五)まで六十二年間に年號が十あるから、一年號は平均六・二の割合になり、北朝は正慶元年(一九六)から明德三年(二〇五)明德は正統の年號に數へてゐるが、この年までは北朝の年數の中に入れる)までは六十一年で年號十七であるから、一年號は三・六年、室町時代に於ては、應永元年(二五〇)から文祿四年(三五五)まで二百二年間に、年號は二十六であるから、平均一年號は八年つづいたことになり、江戸時代にありては、慶長元年(三五六)から慶應三年(三五七)までは二百七十二年で年號三十六、一年號は平均七・六年つづいたことになる。この内慶長元年から天保十四年までは二百四十八年で年號の數二十九、一年號は八・六年となり、弘化元年(二五〇)から慶應三年(三五七)までをとつて計算して見ると、二十四年の間に七の年號が行はれ、一年號三・四年しか續いてゐないことになる。(資料第十の圖表等参照)

又これを歴史的の時代區劃にあてて見れば鎌倉時代の密度が最も高く、平安朝これにつき、奈良朝・吉野朝・江戸時代・室町時代の順となり、猶一部分づつの年代をとつて檢すれば平安末期の嘉保から壽永までの間は特に密度が高く、又江戸時代に於てもその末期、弘化から慶應までの如きも可なり密度が高い。

以上の事實によつて年號の密度の高いのは何を意味するかといふに、人體の脈搏と同じく精神の興奮換言せば神經過敏を示すものであらうと信ずる。鎌倉時代は政權武門に移つた始で、朝廷にも相當の彈力があり、忿懣の情が常に鬱勃としてゐたと思はれる。堀河天皇の嘉保から壽永までの間は、藤原氏政權を失ひ、いろ／＼の番くるはせがあつて、血を血で洗ふやうな不祥事が宮廷を中心に頻々として起つた。それ故に精神の興奮は神經過敏にまで陥らしめたものと思ふ。これに比すれば江戸末期の密度は鎌倉時代よりも低く、その興奮は相當の彈力を藏してゐたものと見ることが出来る。最も密度の低い桓武の延暦から村上の康保頃までは頗る健全な時代であつたらうと思ふが、藤氏の專權時代に於て、やや密度が高くなり、終に最高密度の時代を馴致したのである。南朝に對して北朝が神經過敏であつたこともうなづかれることであるが、その後をうけた室町時代に於て、密度の低いのは、健全な状態とは思はれない。神經過敏から魔痺の状態に陥つたものとも考へられる。即ち人體の脈搏に於ける結滯状態とも見られるのである。(資料第十日本年號の繼續年數一覽表、同分類表、日本年號繼續年數分類圖表、同長短一覽圖表等参照)

三 年號引文の典籍とその時代

年號引文の典籍は前にも述べた通り記録につてゐるものが百六部ばかりである。しかしそれ等の書物の中二十八種は漢書藝文志所載であり、四十一種は隋書の新所載、廿五種は舊唐

龍魚河圖は藝文類聚卷十一、十七枚裏にも引けり

董巴の名は宋書卷二十七符瑞志中にも見えてゐる。魏の文帝頃の人。

書新唐書を通じての新所載、五種は宋史の新所載、元史に載せられたものは宋史のみである。これ等を合計すると九十八種で他の八種の所載は明らかでない。たゞし八種の内の二種は河圖緯で、隋書新所載河圖緯の中であり、五種は春秋緯に属するもので唐書新所載春秋緯三十八卷の中であらうと思ふから、全く不明なものは周易義廣會のみである（周易義廣會といふのは書名そのものに疑があり、ある年度に於ては周易義廣會となり、或る年度には周易義廣會となつてゐる。）なほその外に判然しないのは、三元布經・典言符命・董巴議であるが、三元布經は三元經のことではなからうかと想像したり、典言符命は典言の内の一部であらうと推定して典籍の種類の数の中から省いてゐるが、三元經・典言そのものが今日存在してゐないのであるから断定することは出来ない。又董巴議といふのは晋書の引文の中に「董巴議曰」として年號の引文と同じ句があること等は既にのべたところであるが、何れの經籍志藝文志にも董巴の文集は見つからない。たゞ董巴の著書としては隋書經籍志と唐書藝文志の儀注の部に「大漢輿服志一卷魏博士董巴撰」とあるのみである。

以上によつて見るに我が國の年號引文等に最も重要な關係をもつ典籍は唐書藝文志所載以前のものである。（資料第五日本年號引文典籍要覽・資料第六日本年號引文の典據による分類便覽等参照）

これ等の書物が、何時初めて日本に渡來したかといふことは、はつきりわからないけれども、遣唐使や留學生が歸朝する毎に將來し、彼の國の使が來朝した時もいくらか持參したものであ

らうと想像される。藤原佐世の日本見在書目録には、右の内六十七種が登載され、主として隋書經籍志所載のものであるが、内十種ばかりは唐書志新所載のものも含まれてゐる。佐世の死んだのは昌泰元年（皇紀一五五八）で唐の昭宗の光化元年に相當する。隨て見在書目録の作られたのはその數年以前の筈であるが、それに唐代に編纂されて書物でしかも可なり大部な修文殿御覽や、隋書や、文皇帝撰の晋書等が見えてゐるのは、いかにその當時に於て書物の將來蒐集に意を用ひてゐたかがわかる。なほ道憲入道の藏書目録中にも年號引文典籍に關するもの三十八種を算し、その中には佐世の見在書目録に見えないものが四五種ある。道憲の死んだ平治元年（皇紀一八九九）は支那南宋の高宗紹興二十九年にあたる。通憲個人の藏書にそれだけのものを見るくらゐであるから、正式の修交使などの往來は少かつたとはいつても、相當澤山の新書籍が到來してゐたことと思ふ。隨て我が國の年號引文典籍のうち、記録にのぼつてゐるものは平安朝の末期元暦までに於て六十六部（内四十八部は採用勘文を含む）を算し、全體の半分以上である。而してこれ等の内、最も早く記録に上つてゐるのは三三天長度に於ける老子である。その後記録（主として元秘別錄）の不明の年度もあるが、老子について現れてゐるのは三三承平の漢書、三六天慶の後漢書、三七天曆の論語・孟子・史記、三九應和の尙書・三國志・晋書・易等である。

鎌倉時代に入つて新に引用された典籍は二十八種（内十九種は採用勘文を含む）。この鎌倉時代の分

と平安朝の分とを合すれば九十四部で、全體の八九%にあたるから、年號引文の典籍は平安朝と鎌倉時代とに現れたものに於て定つたといつてもよいのである。その後新に引用されたものは僅に十二部で、南北朝時代に於て吉野朝の二部、北朝の二部、室町時代の五部、江戸時代の三部である。

以上のうち尙書・易・漢書・後漢書・詩經・文選等が勘文の大部分を占め、殆ど毎次勘文に奏進され、その延回数に於て書經の如きは二百八十に達してゐる。しかし中には極めて稀に引用されてゐるものもある。これ等の書物が年號引文として記録に現れて來たことはもとよりその書の渡來の先後にもよることであるが、その書物の内容から特に現るべき時代に現れるといふ理由が見出されないでもない。例へば年號の密度の高い平安朝の末から鎌倉時代に於て緯書類や瑞應圖の如き識緯五行に關するものが多く見れてゐるのは何を暗示してゐるか。これは一面に兵革相ついで、人々が苦しんだのと、一面國民的自覺が見れて、眼さめたるが故のなやみとがあつたためではなからうか。又鎌倉時代に於て政治家の心得制度に關する貞觀政要とか鹽鐵論とか杜氏通典、會要などの見れたことも、政治上についての自覺の然らしめたものではなからうか。貞永式目などの出たことと思ひ合せて首肯される。(次の引文典籍新出時代分類表、資料第二日本年號要覽・資料第三日本年號候補便覽・資料第五日本年號引文典籍要覽・資料第六日本年號引文の典據による分類便覽等参照)

年號引文典籍新出の時代分布表

(未採用分をも含む)

平安朝時代

備考

- 一、年號ノ右肩小字ハソノ書物ヲ初メテ引用シタ人。
- 二、(二)天長—(三)嘉永トアルハソノ書物ガ、年號勘文ニ引用サレタ年次ノ最初ト最終トヲ示ス。必ズシモンノ年號ガソノ書物カラ引用サレタルモノニアラズ。
- 三、(ハ)採用年號ニ關係アル引文ノ典據ナルコトヲ示ス。

◎老	子 (三)天長—(三)嘉永	◎漢	書 (三)承平—(三)慶應	◎後漢	書 (三)天慶—(三)元正
◎論	語 (三)天曆—(三)正長	◎孟	子 (三)天曆—(三)天保	◎史	記 (三)天曆—(三)元治
◎董	巴 議 (三)天德—(三)應和	◎傅	休奕文 (三)天德—(三)應和	◎三國志	(三)元應和—(三)元治
◎易	林 (三)應和—(三)康保	◎晋	書 (四)康保—(三)慶應	◎揚	文 (四)康保—(三)寛仁
◎唐	書 (四)永祚—(三)萬延	◎尙	書 (三)應和—(三)昭和	◎周	易 (五)正曆—(三)元正
◎詩	經 (五)正曆—(三)慶應	◎禮	記 (五)正曆—(三)慶應	◎國	語 (五)長保—(三)延享
◎左	傳 (五)長保—(三)文久	◎北	齊 書 (五)長保—(三)弘治	◎典	言 (五)四長和—(三)應徳
◎列	子 (五)長和—	◎會	稽 記 (五)寛仁—	◎博	物 志 (五)萬壽—(三)承應
◎春秋	繁露 (五)長元—(三)實治	◎荀	子 (五)長曆—(三)明治	◎太	公六韜 (五)長元—
◎張	衡靈憲 (五)長元—	◎符	瑞 圖 (五)長元—(三)建仁	◎維	城典訓 (五)長元—(三)應仁
◎文	選 (五)長元—(三)慶應	◎春	秋 (五)長曆—(三)正安	◎孔	子家語 (五)長曆—(三)明治

年號引文典籍新出の時代分布表

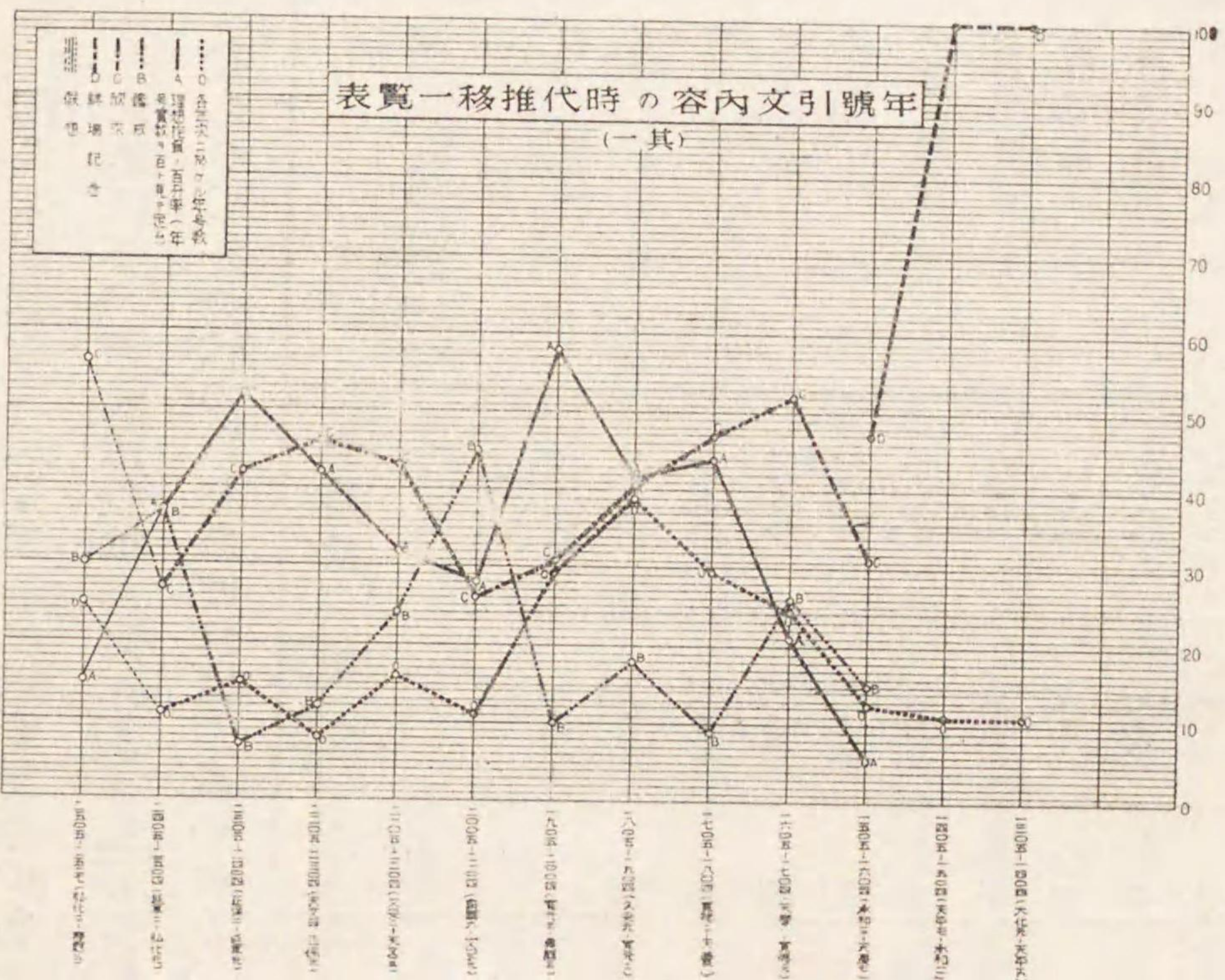
- 齊書(藤原義忠) 五長曆一交應永
- 河圖挺佐輔(菅原忠貞) 五九長曆一三治承
- 帝王世記(大江舉周) 六長久一八四大永
- 翰苑(藤原義忠) 六長久
- 春秋元命苞(藤原實業) 六長久一六寬德
- 崔寔政論(平定親) 六一寬德一七九長享
- 抱朴子(平定親) 六寬德一三久壽
- 論衡(藤原實綱) 六天喜一三承安
- 白虎通(藤原明衡) 六五治曆一北五觀應
- 呂氏春秋(藤原正家) 五治曆一二元久
- 淮南子(藤原實政) 六延久一八四大永
- 大戴禮(藤原實綱) 七應德一七天仁
- 儀禮(藤原成季) 七康和一二元久
- 莊子(藤原實義) 七嘉承一三天和
- 蔡邕議(菅原在良) 七天永一八永久
- 易緯(藤原教光) 八天治一二建保
- 賈子新序(藤原教光) 八天治一三正德
- 揚子法言(藤原教光) 八天承一八延德
- 後魏文帝登高文(大江有元) 八天承
- 魏文典論(藤原實光) 八永治
- 隋書(藤原永範) 八九康治一三七慶應
- 宋書(藤原永範) 八九康治一三七慶應
- 管子(藤原永範) 九三久壽一三三福
- 孝經(藤原教光) 九保延一三七慶應
- 東觀漢記(藤原長光) 九保元一三六仁治
- 顏氏家訓(藤原永範) 九保元一七寬正
- 龍魚河圖(藤原俊經) 九永曆一四治承
- 漢武內傳(藤原成光) 九承安一北三康永
- 新唐書(藤原實長) 九安元一三六仁治
- 孝經援神契(藤原光範) 九治安一六慶安
- 尚書考靈耀(藤原光範) 元曆
- 帝王祕錄(藤原永範) 九五平治一〇九正治
- 計 六十六

鎌倉時代

- 長短經(藤原光範) 〇六文治一北四貞和
- 貞觀政要(藤原親經) 〇二建仁一三七慶應
- 鹽鐵論(藤原光範) 〇九正治一三六正德
- 通典(藤原實實) 〇二承元一六慶安
- 春秋命歷序(藤原實實) 〇二建曆
- 詩緯(藤原實長) 〇二建曆一三三正元
- 春秋演孔圖(藤原孝範) 〇二建曆
- 桓子新論(菅原長成) 〇二建保一七應仁
- 後魏書(菅原長成) 〇二建保一北六康應
- 梁書(菅原實長) 〇二承久一三五文久
- 瑞應圖(藤原長倫) 〇二八元仁一五元弘
- 周易義廣會(菅原清高) 〇二八元仁一三五文永
- 天地祥瑞志(大江周房) 〇三安貞
- 拾遺記(藤原長仁)
- 晉中興書(藤原長倫) 〇二六曆仁一三五文應
- 春秋內事(藤原經範) 〇三元寬元一三五文應
- 修文殿御覽(藤原經範) 〇三元寬元一六慶長
- 韓非子(菅原長成) 〇三建長一七四長祿
- 藝文類聚(菅原在章) 〇三正嘉一三七慶應
- 春秋緯(藤原茂範) 〇三弘安一八明應
- 帝王略論(菅原在臣) 〇三建治一四正和
- 晏子春秋(菅原在朝) 〇四永仁一北正慶
- 金樓子(菅原在兼) 〇四嘉元一北文和
- 會要(菅原在朝) 〇四五德治一六萬治
- 五行大義(藤原實名) 〇四應長一六明德
- 南史(菅原在兼) 〇五元應一北三曆應
- 後周書(藤原在正) 〇五正中一三三寬延
- 太宗實錄(藤原茂範) 〇三元弘安一四六延慶 計 二十八
- 南朝
- 五代史(菅原長貞) 〇五元興國
- 北朝
- 史(藤原藤範) 〇五七延元一八九元龜
- 五代史(菅原長貞) 〇五元興國
- 三元布經(藤原忠光) 〇北七延文一六五明德
- 文中子(藤原兼綱) 〇北八康安一八九萬治
- 室町時代
- 爾雅(藤原仲光) 〇六應永一三三明和
- 山海經(菅原在治) 〇七康正
- 太平御覽(菅原在治) 〇七康正一三七應仁
- 群書治要(菅原在治) 〇八延德一三七慶應
- 劉向新序(菅原在治) 〇八延德
- 江戸時代

なほこれを圖表を以て示せば次の如くなる。(年號引文内容の時代推移一覽圖表(其)参照)

この圖表によつて各年代の年號引文を内容の百分率の多少によつて比較すれば次の如くである。(但シ瑞祥ハ引文ノ内容ニアラズ)



年次	内容				年號數
	一	二	三	四	
一三〇五—一四〇四	瑞祥*	100			一〇・八〇
一四〇五—一五〇四	瑞祥*	100			一〇・九九
一五〇五—一六〇四	瑞祥*	47	欣求	31	二二・九九
一六〇五—一七〇四	欣求	52	鑑戒	26	二四・七二
一七〇五—一八〇四	欣求	47	理想	44	二九・五〇
一八〇五—一九〇四	理想	42	欣求	41	三三・五〇
一九〇五—二〇〇四	理想	58	欣求	31	二九・三三
二〇〇五—二一〇四	鑑戒	45	理想	28	二一・三三
二一〇五—二二〇四	欣求	43	理想	32	一六・三七
二二〇五—二三〇四	欣求	46	理想	42	一六・六六
二三〇五—二四〇四	理想	52	欣求	42	一五・〇〇
二四〇五—二五〇四	理想	37	鑑戒	37	一一・〇〇
二五〇五—二五二七	欣求	56	鑑戒	30	六・七五(二九・〇〇)

かくの如く圖表等によつて見るに、奈良朝末期から平安朝初期元慶頃までは、凡て瑞祥によつて改元が行はれたことは、支那摸倣の著しいことを年號の上に證明してゐるといへる。而して元慶の次の仁和から、瑞祥記念によらずして、別の標準を以て年號の改定をなすに至つたことは思想の上やや自覺の曙光の見え初めたものといつてよからう。菅原道眞が遣唐使の廢止を建議し、和魂漢才をとなへたのも偶然ではない。仁和元年(紀元一五五五)には道眞は既に四十四才のはたらしきざかりであつた。

道眞(五〇三—一五〇七)
遣唐使廢止は一五五五
(寛平六年)

かくて、千五百年代に於けるD「瑞祥」、C(欣求)、B(鑑戒)、O(その年代の年號の實數)、A(理想)の順序が、次の次代には、Dは失せて、「CBOA」となり、次には「CAOB」の順序となり、「AOB」の順序に變り、一千九百年代に於てはAが最高峯に達した。これ鎌倉後期から南朝の前期に及んだものであるのは頗る意義あることと思ふ。

これより順序は急轉して、BACOとなり、再轉してCABOとなり室町末期より徳川初期に及ぶ。かくて二千三百年代徳川中期に於てはAOB鎌倉時代の順序に復歸し、二千四百年代江戸末期に於てはABCOの形をとり、AとBとは殊ど相重なるに至つたが、二千五百年代の初、即ち幕府瓦解の前後に於てはBOAの順となり、若しこのままの傾向を以て二千六百年代初まで及ぶものと假定せばOはその最高峯に達する筈である。

更に翻つて次の如き歴史家のとれる年代の區分に準據して年號引文内容の分布を検し、上記の機械的區分による特色と比較して見たいと思ふ。但し、第一期の區劃を歴史家のとれる平安奠都の時にとらず、寧ろ改元に於て瑞祥記念を脱却せる仁和の前年、元慶八年までを以てその區切とすれば、大體左表の如き分布となる。(元號引文内容分類表備考参照)

年次	年次	年次	理想		鑑戒		欣求		瑞祥	
			實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率
一三五—一五四(大化元—元慶八年)	二〇九*	二九	一四	二六	一三	一七	三九	二九	一〇〇	
一五五—一八四(仁和元年—壽永三年)	三〇〇	七八	二六	二六	一三	一七	三九	二九	一〇〇	
一四五—一九〇(文治元年—元徳三年)	一五六	四八	三一	二四	五〇	一七	三九	二九	一〇〇	
一九一—二〇五(元弘元年—元中九年)	一六	一〇	一六	二四	六〇	二〇	一六	三三		
*一九二—二〇五(正慶元年—明德三年)	六	一〇	二六	三六	二〇	二〇	二	三三		
二〇五—二三五(明德四年—文祿四年)	三〇三	二七	一三	八	一九	二〇	七	四四		
二五—二三五(慶長元年—慶應三年)	二七三	三六	一三	一四	三〇	二六	一二	四四		
三五—二五七(慶長元年—慶應三年)	二七三	三六	一三	一四	三〇	二六	一二	四四		

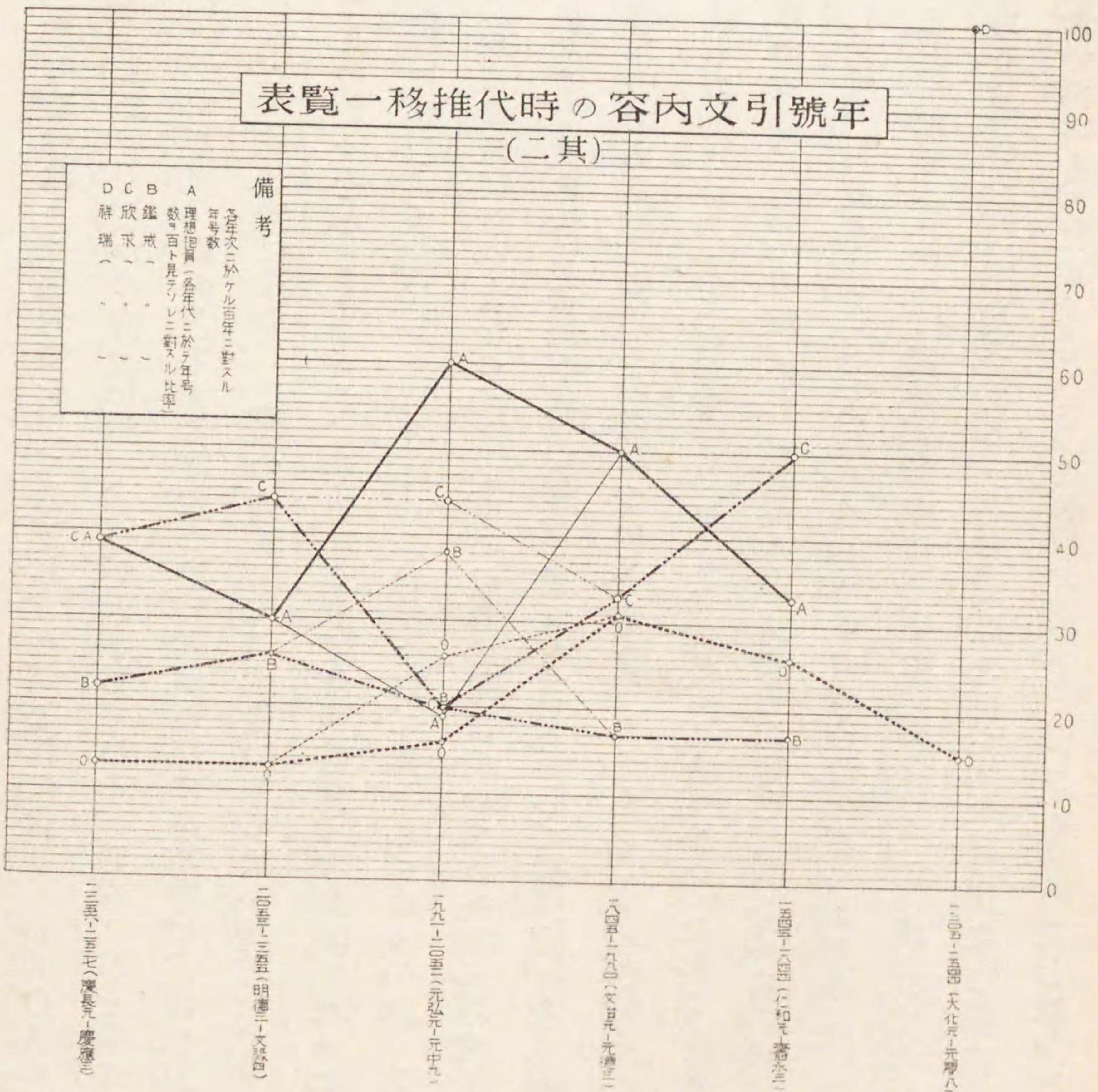
*二〇九は年號のお
かれなかつた三
を除きたるもの

圖表によつてこれを見るに、元慶以前瑞祥に限られてゐるものは問題外とし、仁和より壽永に至る平安時代に於てはC A O Bの順にして、鎌倉時代に至り、A Cがその位置をかへA C O Bとなり、Aが急角度を以て向上し、吉野朝に於てAはその頂點に達し、B Cが同位を占めA B C Oの順となり、北朝がこの逆にC B O Aの順位を示してゐるのは、いさゝか皮肉の感があ

る。室町時代はAは急角度を以て低下し、Cがこれに代り、C B O Aの順となり、江戸時代に於てはAがいくらかの向上を示し、Cが低下してゐる。乃ちこれを前の百年宛に區切つて得た圖表に比するに、兩者とも鎌倉時代吉野時代が理想の最高點で、北朝室町時代が理想の低下時代なることを如實に示す。猶後の圖表は江戸時代に於ては全體として室町時代よりも緩速度に於てAの向上を示してゐるが、前表によれば江戸時代の初期に於てAはやや向上し、中期に於て高點に達し、末期に於て可なりの急角度を以て低下してゐるのは、殆ど南朝時代から室町時代に至る徑路に近いといつてよい。これ等の點については史家の一考を煩したい。(圖表参照)

以上は引文の内容を理想抱負・鑑戒・欣求と三大別して別に祥瑞をも加へてその分布を時代的に見たのであるが、これらの各について、何を祥瑞とし、何を理想抱負とし、何を鑑戒とし、何を欣求したかといふことを考究することも必要なことである、これはいふまでもなく皇室の繁榮、國家の安泰、人民の幸福、平和の將來といふことに歸してはゐるものの、時代の如何によつて、欣求し、理想し、鑑戒するところに相異があるのは自然の數であるから、これを以てその時代を知ることが出来る。例へば安徳天皇の養和の引文を見れば、「後漢書曰、幸得保性命存神養和」とある。養和の次は壽永である。「毛詩曰、以介眉壽永言保之」と聖壽の安泰に對するに切なる欣求であるやうに感ぜられる。これ等の引文を通じて當時の様を想像すれば、まことにいたまし

年號引文内容の推移一覽表 (其二)



備考
 A 延字「延」の出現回数
 B 延字「延」の出現回数
 C 延字「延」の出現回数
 D 延字「延」の出現回数

いかぎりである。後醍醐天皇の時に建武の年號が用ひられ、ついで、吉野朝に於て、興國、正平などといふ年號の用ひられたのもさこそと領かせられる。戰國の末やうやく信長秀吉等の力によつて統一の業、緒につき、秀吉が聚樂の亭に後陽成天皇の行幸を仰いで、公卿を始め天下の諸侯に黄白を散じた後に改められた年號は文祿である。文祿の引文は「杜氏通典曰、凡京文武百官毎歲給祿」とある。よろこびの記念とも欣求とも解せられる。

五 年號の文字とその時代

我が國の年號數は正しいのが二百三十、これに元暦と北朝の十六とを加へて二百四十七、文字の種類が七十二、延字數五百四(四字年號五あり)であることは既にのべた通りである。これ等文字の年代に於ける分布状態をしらべて見れば、年號引文の思想の分布状態と相俟つて何等かの意味を示すものと信ずる。大化元年から年號の切目によつて大體百年を標準として年號文字分布年代圖表等を作製して見ると次のやうになる。

第一期の千三百年代に於ては年號の數一一、文字の延數は二十二であるが、文字の種類は十九である。第二期の一千四百年代に於ては年號の數一二、内五つは四字年號であるから、文字の延數は三十四で、新出文字が十三である。次の一千五百年代に於ては新出文字は十三字、一

千六百年代に於ては十字、一千七百年代には新出文字皆無で、一千八百年代に四字、一千九百年代に六字、二千年代に五字、二千百、二千二百、二千三百年代には新出文字なく、二千四百年代と二千五百年代とに各一字宛の新出文字がある。昭和の昭の如きがそれである。(日本年號文字時代分布圖表・日本年號文字時代分布表其一・其二等参照)

かく新しい文字が、年號の撰擇の中に見れて來るといふことは、やはり時代の反映である。

ここに各年代の使用文字の特色をあげて見ると、千三百年代に於ては雲とか龜とか鳥とか雉とか銅とか自然物の名が多い。瑞祥の記念といふことがよくわかる。第二期の一千四百年代に於てもやはり前代と大差ないのであるが、特に天の字、實の字が多く用ひられてゐること、仁といふ徳目に關する文字が見れたことは注目すべきではなからうか。その次の時代に於ては寛・貞などの文字が加つて來てゐる。千六百年代には正・治・徳等が加り、^{*}長(六)・天(五)が多く用ひられてゐることが目につく。千七百年代には新出文字はないが、永(七)・承(七)・治(七)・天(五)・保(五)等が其時代を代表するものである。この時代は年號の密度のやや高くなつた時代である。なほ天の字の使用數二十七の内十九が此の時代までに用ひられて、此の後は分布が疎になつてゐるのも時代相を表してゐると思ふ。

千八百年代は年號の密度の最も高い平安末期から鎌倉初期で、安(五)・永(五)・應(四)・久(五)・元

*の括弧内の數字は其文字の使用回數を示す。

(六)・建(五)・承(四)・治(五)・仁(六)・曆(五)等が多い方であるが、就中頗る積極的な意味をもつ「建」がこの年代の末期即ち鎌倉初期に新しく用ひられ、五の多きを占めてゐるのは注目すべき點であらう。一千九百年代は鎌倉時代の大部と南北朝時代とであるが、元(一〇)と正(七)と應(五)がおもなるものである。此の時代に正といふ字が多いのは面白い。

次の二千年代は南北朝時代の後期と室町時代の前期であるが、この時代に於ては、永(四)・應(四)・徳(四)等が多い方である。二千年代室町時代後期に於ては正(四)と文(五)とが多い。次の二千二百年代は密度の最も低い時代で、文字の上に特色を認められないが、祿といふ字がこの前代とこの時代とに二つづつ用られてゐるのが意味あることは、内容とその時代の初にのべたところである。二千三百年二千四百年及び二千五百年の初期、即ち江戸時代にはさほどの特色がないが、これは改元に於て徳川氏との關係があり、思ふやうな文字を用ふることも出来なかつたためではなからうか。(日本年號文字時代分布圖表及日本年號文字時代分布表一等参照)

さてこれを歴史家の定めてゐる時代區分に從つて、年號文字の使用分布を檢して見ても、以上の事實を推定して誤りなきことを示してゐると思ふ。(日本年號文字時代分布圖表及日本年號文字時代分布表二等参照)

六 年號勘文奏進者とその時代

年號勘文奏進者は既に述べた如く、菅原氏藤原氏が主で、大江氏これにつき、その他にも七八家あるが、これ等は極めて少數で問題にならない。記録のない千三百年代及び記録が不備で斷續してゐる千五百年代、千六百年代の前半までを除いた以後については、勘文奏進者の上から見て、三の時代に區別することが出来ると思ふ。即ち五〇正暦（二六五〇—二六五四）から、一〇八建久（一八五〇—一八五五）までの二百年間は、藤原氏の優勢時代で、このうち初から八七保延度（二七九一—一八〇〇）までは、大江氏・菅原氏がこれに追隨してゐるが、その後の五十年間は藤原氏の獨占である。次の八八正治（一八五九—一八六〇）から一七六文明（三二二九—三二四六）度までは菅原氏藤原氏並行時代で、殆ど他姓を交へない。一七九長享（三二七七—三二四八）度から、江戸時代の末までは菅原氏の獨占時代で、この時代に於ては八六天文度（三二九二—三三〇四）に宇多源氏の一人が關與してゐるのみである。

以上の三の時代を現出したのは抑も何のためであらうか。もとよりその族姓の間に於ける内在的原因によることはいふまでもあるまいが、これを助成するに政治上の流が作用してはるまいか。第一の藤原氏優勢時代は、平安朝の中期道長の盛時から鎌倉幕府樹立後の最初の改元までである。これは大江氏に其の人なく、菅原氏にもその人がなかつたためでもあらうが、一

には藤原氏一門の權勢の反映で、後の五十年は藤原氏政權を失つてゐたのであるけれども、情性の然らしむるところであつたのではあるまいか。武家政治が起つて第二回目の改元即ち建久度から菅原氏が復活して來て、藤・菅並行時代を現出したのは、菅原氏に爲長の如き氣力旺盛の學者が見れたのが大なる原因ではあらうけれども、武家が政權を掌握し、藤原氏の壓力が減少して、自ら他姓のものが頭をもたげるのに便利になつたといふことはいなみがたいことであらう。鎌倉幕府は、改元などのごとき朝廷の行事に對しては、別に關係しなかつたらうけれども、朝廷の學事を掌ることを藤原一門に獨占させるよりも、これに對抗するもののあることを喜んだに相違ない。しかも年號勘文奏進者の門流は、藤原氏の中では第二位、第三位の日野家などの中堅階級である。居常憤々としてなすあらんことを欲するものは、自ら最上の位置を勝ち得る少數の優越階級の者にあらずして、あはよくば何等かの變化によつてその最上の位置を贏ち得る可能性の存するものにある。千乗の家その君を弑するものは必ず百乗の家であることは自然の數である。それ故に藤原氏に於ても、この第二位・第三位のところに霸氣あり活力ある人才が見れてゐる。平治の信西入道は南家貞嗣の流で、希代の藏書家、當時の積學で、有爲の士であるが、その子の俊憲は勘文奏進者の一人である。承久の時に北條氏討滅の院宣をかけた光親は葉室家の一門でこれまたこの階級に屬する。元弘の謀主、俊基・資朝は何れも日野家

の出で、しかも資朝は年號勘文奏進者の一人である。かやうなことから考へて見ると、武家を
して宮廷方面に對し危懼の念を懐かしめるものは藤原氏の中堅階級である。彼等は政治上に執
着を有し、且これに近づくことを實現し得る位置にあるからである。菅原氏に至つては、道眞
がたまたま藤原氏にわりこんで政權に近づいたけれども、それすら失脚してしまつた。それ以
來は天滿天神の子孫として宮中の學事に關與する外は他念ないやうに、政治的野心からは去勢
されてゐる。武家にとつて安心な一族と見るべきである。北條氏があらかじめかかる見解の下
に何等かの作爲を施しておいたといふ證據をあげることは出来ないが、皇統の上に兩統迭立の
策を建てた北條氏の思を及ぼすべきことではないとはいへない。

第三の菅原獨占時代は何が故に將來されたか。一七七應仁（三三七一—三三三六）の亂以後、京都は兵
火にかかつて、主上の供御さへ事かくやうになり、公卿殿上人も都の住居なりがたく、地方に
落ちていつたやうなわけであるから、家々の舊記などもなくなり、傳來の職をも擲つに至つた
結果、藤原氏が勘文奏進者の中から影を沒したのであらうと考へられるのであるが、同じ運命
のもとにあつた菅原氏のみが存續して、藤原氏が滅没したといふことはうけがはれないこと
である。この時代に於て、菅原氏が藤原氏より幸運に恵まれてゐたとは思はれない。その例とし
ては公卿補任の文明元年の條には、菅原長清が伊勢の國で死んでゐる。同じく七年の條には菅

原繼長卿が加賀の國にいつて亡くなつてゐる。大永五年の正月の條には菅原章長が越前の一乘
ヶ谷即ち淺倉氏の城内で歿してゐる。章長は淺倉氏の侍讀として「在國五年」とある。彼は
宮中に御用のあるときは越前からその都度上洛して御用を辨じたやうである。又菅原長淳は天
文十六年の十一月廿八日に京を立つて、翌年の三月廿三日周防の赤間關で四十三才で頓死して
ゐる。これ等は何れも年號勘文奏進者である。かりに藤原氏は菅原氏より一層の悲運に陥つて
ゐたとしても、元和偃武に際し、徳川氏が文化を復興した時に、藤原氏の家學を復興せしめよ
うと思へば出來た筈である。既に記した、林述齋の改元格の中に「應仁以來亂世ニヨリ其習禮
モ未熟ナリケルニヤ、慶長ノ末、東照宮ノ命ニ曰ク、年號ノ字ハ漢唐の吉例ヲ考ヘテ是ヲ用ヒ
重テ習禮整テ以後ハ本朝ノ舊式ヲ用ヒラルヘキトノコトニヨツテ慶長改元アリテ元和ヲ用ヒラ
ル……」とある主旨からいへば、應仁以前に復古して、菅・藤二氏を勘文奏進者の家柄として
よかつたのであるが、これに及ばなかつたのはやはり前述の様な理由が暗々裡に作用してゐた
のではあるまいか。政治的に去勢された菅原氏は、その存在に就ては殆ど何等の懸念を懷かれ
ることなく、長く戸位を保つことが出來たのが、表面的に菅原氏が年號勘文の奏進者の位置を
獨占してゐたことになつたのである。併し實際に於ては幕府が關係してゐたことは前述の通り
である。かく考へて見るとこの三の時代の現出にもそれぞれ政治の流が幾らか作用してゐたと

認めて差支ないではなからうか。(資料第十一年號勅文奏進者時代分布圖表参照)

七 改元の詔書とその時代

年號を改められた時には詔書や宣命を以て、それを公布されるのが例であるが、今その残存してゐるものについて見るに、これにのべられてゐる内容によつて、その時代相の一面を察知することが出来るやうに思ふ。奈良朝から平安朝初期のものは主として、瑞祥を記念し、上天の惠澤神佛の加護を報謝して改元されたことがのべられてゐる。和銅改元の宣命には、改元の理由として、瑞祥のことをのべ、大赦の範圍恩賞の項目などものべてある。養老改元の詔、靈龜改元の詔には、大赦については範圍を記されず、恩賞についてはその項目が記されてあるが、何れも瑞祥を記念することがのべられてゐる。天平寶字の改元の詔には、皇天の惠澤佛陀の加護を報謝されてゐることがことに著しい。即ち駿河國の金刺の舍人麻自といふものの獻じた蠶兒の並びかたで、「五月八日開下帝釋標知天皇命百年」といふ文字が出来てゐたのを、孝謙天皇が聖武天皇の周忌を營まれた三寶に對する供養が、帝釋をしてかかる嘉瑞を下さしめたといふやうに解釋されてゐるやうである。天平神護改元の詔には神佛の加護で藤原仲麿がたちどころに誅に伏したことがのべてある。神護景雲の改元の宣命には、伊勢の神宮の上空を初として、あち

こちらに景雲が現れたといふことに對する報謝の意と歡喜の情をのべて、改元されたことが示されてゐる。それより寶龜・延曆・承和・嘉祥・齊衡・天安・仁壽・貞觀・元慶等の改元の詔にも、何れも瑞祥に關する報謝の意と歡喜の情とが述べられてゐることは同様である。これ等は支那の思想や佛教思想の影響するところが少からず、詔の中に符瑞圖や瑞應圖の文句などが引きあひに出されてゐるところさへある。故にこの時代は改元の詔書の上から見ても、支那思想の影響が著しく、瑞祥や符命を信じることのあつた時代である。「大宰主神習宜阿曾麻呂詐稱八幡神教誑耀道鏡。道鏡信之有觀親神器之意。」(續日本紀卷三十二參照)といふやうなことは、瑞祥や符命を信ずることによつて起つた弊で、王莽が漢の天下を篡つた頃から支那では盛行はれたのである。

備考 前漢書卷九十九上(王莽傳第六十九上)「是月(元始五年十二月)前輝光謝嘉奏。武功長子孟通浚

井得白石。上圓下方。有丹書著石。文曰、告安漢公莽。爲皇帝。宗室廣饒侯劉京上

書言、七月中齊郡臨淄縣昌興亭長辛當一暮數夢。曰吾天公使也、天公使我告亭長、曰、攝

皇帝當眞。即不信我、此亭中當有新井。亭長晨起視亭中、誠有新井。入地且百

尺……」

元慶の次の仁和の改元の詔を見ると、元慶までの分とは頗る趣を異にしてゐて、瑞祥のこと

には少しも觸れてない。改元の理由として詔書に述べられてゐるところは「若歴年襲前號恐謂我忘舊章」とある。いかにもあつさりしたおことばであるが、この光孝天皇の詔と、寛平八年十月宇多天皇の宣布された「慶雲を賀するに報ずるの勅」の内容とを照しあはせて考へて見ると、元慶頃から仁和寛平頃の間には我が國の思想界は可なり變化したやうに思はれる。その勅語の全文は「公卿去九月十一日表狀曰、太宰府奏慶雲見管薩南國。有司考之上志以爲下政致和平之應也。德至山陵之盛也。朕省表以恐之。聞瑞以懼之。即位之後九載于今。水旱疫癘軍兵盜賊豈是政和德至之言可倫措齒牙乎。君臣者一體之分也。朕可恥。卿等亦可恥。抑而止之勿爲虛賀耳」とある。「朕可恥、卿等亦可恥。抑而止之勿爲虚賀耳。いかにも強いおことばで、長い間の弊を洞察されてこれを改めようとされたことがよくわかるやうな氣がする。これは遣唐使をやめることにきめられた翌翌年で、菅原道真が五十五歳の時である。宇多天皇の御聰明、道真の高邁、水魚相遇ひて、ここに寛平の治を見たのであるが、時代もまたこれを馴致する運に向つてゐたこともいなきがたい事實であらう。

天慶改元・天曆改元・天祿改元等の詔には、何れも、天譴を畏れて、躬を責め自ら省みたまふといつたやうな意味が示されてゐるが、その外今日に残存してゐる天延・永觀・寛和・長和・寛治・永治等、平安時代の改元の詔は何れも前述の主旨に於て大體一貫してゐるが、ここに注意すべきは以上の中、圓融天皇の御代がはりの時の天祿改元の詔の中に、「朕

以弱齡忝應大器。專賴元老之輔弼。虔奉宗廟之神靈。」とあり、又寛治改元の詔の中に「遂以大輶授此眇身。雖無德華之惟馨。只任鹽梅之克調。」とあることである。「賴元老之輔弼」「任鹽梅之克調」の句の内容と藤原氏の勢力との間に何等かの關係がありはすまいか。詔書の形式としては古から大した差はないがその末尾にある「主者施行」の四字は元慶改元以後の詔書には大抵記されてあつて、その以前には見られないやうである。これを要するに詔書の上から見ても元慶・仁和の頃が日本の文化史上の過渡期で、それより平安末期までさしたる變化もなく推移してゐるやうである。

次に鎌倉時代から室町時代の改元の詔書の記録もいくらか残存してゐるが、これ等はその内容に於ても形式に於ても大體平安朝のものと同様であるが、土御門天皇の正治改元の詔に「朕雖慙幼齡之庸昧。偏委輔翼之賢明。」とあり、又同天皇の元久改元の詔書にも、朕謬以幼沖之身。託爲黎元之主。偏委政績於多才多藝之賢。」とあり、又北朝崇光院の觀應改元の詔にも「朕謬以眇身。忝嗣大統。只依賢佐之匡弼。」などとあるのも、藤原氏に代つた武家との關係からではなからうかと思ふ。

以上藤原氏が政權を専らにしたり、武家が政務を執つたりしたために、改元の詔の内容の上に